

## 第9回鏡石町議会定例会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2
第 1 号 (9月9日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	4
○出席議員	4
○欠席議員	4
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
○事務局職員出席者	4
○開会の宣告	5
○議会運営委員長報告	5
○招集者挨拶	5
○開議の宣告	5
○議事日程の報告	6
○会議録署名議員の指名	6
○会期の決定	6
○諸般の報告	6
○町長の説明	9
○認定第3号及び報告第38号の上程、説明、質疑、委員会付託	17
○議案第170号の上程、説明、質疑、意見、採決	30
○議案第171号の上程、説明、質疑、委員会付託	32
○議案第172号の上程、説明、質疑、委員会付託	33
○議案第173号の上程、説明、質疑、委員会付託	34
○議案第174号及び議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決	35
○議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決	37
○議案第177号及び議案第178号の上程、説明、質疑、討論、採決	38
○議案第179号の上程、説明、質疑、討論、採決	42
○議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決	43
○議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決	44
○議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決	45

○請願・陳情について	4 7
○常任委員会委員の改選について	4 7
○議会運営委員会委員の改選について	4 7
○散会の宣告	4 8

第 2 号 (9月10日)

○議事日程	4 9
○本日の会議に付した事件	4 9
○出席議員	4 9
○欠席議員	4 9
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 9
○事務局職員出席者	4 9
○開議の宣告	5 0
○一般質問	5 0
菊 地 洋 君	5 0
今 泉 文 克 君	5 7
円 谷 寛 君	7 1
井土川 好 高 君	9 6
小 林 政 次 君	1 0 2
○休会について	1 1 8
○散会の宣告	1 1 9

第 3 号 (9月20日)

○議事日程	1 2 1
○本日の会議に付した事件	1 2 1
○出席議員	1 2 2
○欠席議員	1 2 2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 2
○事務局職員出席者	1 2 2
○開議の宣告	1 2 3
○議事日程の報告	1 2 3
○決算審査特別委員長報告（認定第3号について）及び報告に対する質疑、討論、採決	1 2 3

○総務文教常任委員長報告（議案第173号について）及び報告に対する質疑、 討論、採決	125
○産業厚生常任委員長報告（議案第171号及び議案第172号について）及び 報告に対する質疑、討論、採決	129
○議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決	131
○議案第184号及び議案第185号の上程、説明、質疑、討論、採決	137
○議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決	139
○議案第187号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
○議案第188号の上程、説明、質疑、討論、採決	141
○議案第189号～議案第191号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
○常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決	145
○常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について	148
○議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について	148
○日程の追加	149
○意見書案第11号～意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決	149
○閉議の宣告	152
○町長挨拶	152
○閉会の宣告	153
○署名議員	155

鏡石町告示第56号

第9回鏡石町議会定例会を次のとおり招集する。

平成25年9月4日

鏡石町長 遠藤 栄 作

1 期 日 平成25年9月9日

2 場 所 鏡石町役場議会議場

○応招・不応招議員

応招議員（12名）

1番	円谷	寛君	2番	古川	文雄君
3番	菊地	洋君	4番	長田	守弘君
5番	小林	政次君	6番	畑	幸一君
7番	井土川	好高君	8番	大河原	正雄君
9番	今泉	文克君	10番	仲沼	義春君
11番	木原	秀男君	12番	渡辺	定己君

不応招議員（なし）

第 1 号

## 平成25年第9回鏡石町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

平成25年9月9日（月）午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 町長の説明
- 日程第 5 認定第 3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 6 報告第 38号 平成24年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第 7 議案第170号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定について
- 日程第 9 議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定について
- 日程第10 議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について
- 日程第11 議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第175号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第176号 諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第177号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第178号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第179号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について
- 日程第17 議案第180号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）変更請負契約の締結について
- 日程第18 議案第181号 町道路線の認定について
- 日程第19 議案第182号 平成24年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 日程第20 請願・陳情について

日程第 2 1 常任委員会委員の改選について

日程第 2 2 議会運営委員会委員の改選について

---

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員（12名）

1 番	円 谷 寛 君	2 番	古 川 文 雄 君
3 番	菊 地 洋 君	4 番	長 田 守 弘 君
5 番	小 林 政 次 君	6 番	畑 幸 一 君
7 番	井土川 好 高 君	8 番	大河原 正 雄 君
9 番	今 泉 文 克 君	10 番	仲 沼 義 春 君
11 番	木 原 秀 男 君	12 番	渡 辺 定 己 君

### 欠席議員（なし）

---

### 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠 藤 栄 作 君	副 町 長	助 川 浩 一 君
総 務 課 長	小 貫 忠 男 君	税務町民課長	柳 沼 英 夫 君
健康福祉課長	小 貫 秀 明 君	産 業 課 長	小 貫 正 信 君
都市建設課長	関 根 邦 夫 君	上下水道課長	圓 谷 信 行 君
教 育 長	高 原 孝 一 郎 君	参 事 兼 教 育 課 長	木 賊 正 男 君
会 計 管 理 者 兼 室 長	高 原 芳 昭 君	原 子 力 災 害 対 策 室 長 心 得	吉 田 竹 雄 君
農 業 委 員 会 長	関 根 学 君	教 育 委 員 会 長	塩 田 重 男 君
事 務 局 長		農 業 委 員 会 長	菊 地 栄 助 君
選 挙 管 理 委 員 会 委 員 長	西 牧 英 二 君		
監 査 委 員	根 本 次 男 君		

---

### 事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	吉 田 賢 司	主 幹	岡 部 フミ子
-------------	---------	-----	---------



開会 午前10時00分

◎開会の宣告

- 議長（渡辺定己君） おはようございます。  
ただいまから第9回鏡石町議会定例会を開会いたします。
- 

◎議会運営委員長報告

- 議長（渡辺定己君） 初めに、本定例会の運営について議会運営委員長から報告を求めます。  
8番、大河原正雄君。

〔議会運営委員長 大河原正雄君 登壇〕

- 8番（議会運営委員長 大河原正雄君） おはようございます。  
第9回鏡石町議会定例会会期予定表が決まりましたので報告をいたします。  
日時、日、曜、会議内容の順に報告をいたします。  
〔以下、「会期日程表」により報告する。〕
- 

◎招集者挨拶

- 議長（渡辺定己君） 本定例会に当たり町長から挨拶があります。  
町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

- 町長（遠藤栄作君） おはようございます。  
第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。  
議員の皆様には第9回鏡石町議会定例会を招集いたしましたところ、公私ともにお忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。  
東日本大震災から2年6カ月が過ぎようとしており、復旧も着実に完了に近づいております。今後も復旧・復興に力を入れ、町民の皆さんの平穏な生活が取り戻せるよう努力してまいります。また、羽鳥湖の水量不足で心配されておりました水稻の生育も順調で、実りの多い収穫が迎えられることに安堵しております。  
今定例会につきましては、各会計の決算認定のほか単行議案、各会計補正予算、合わせまして24件を提案するものであります。  
何とぞよろしくご審議をいただきまして、議決、承認、同意を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たってのご挨拶といたします。
- 

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりでありますので、よろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（渡辺定己君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、10番、仲沼義春君、11番、木原秀男君、1番、円谷寛君の3名を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（渡辺定己君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月20日までの12日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12日間と決しました。

---

#### ◎諸般の報告

○議長（渡辺定己君） 日程第3、諸般の報告を求めます。

閉会中の議会庶務報告については、お手元に配付の報告書によりご了承願います。

次に、例月出納検査の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） おはようございます。

例月出納検査の結果を報告いたします。

掲載いたしました過去3カ月分、まとめて報告いたしますのでよろしくお願い致します。

1、検査の対象、平成25年5月分、平成25年6月分、平成25年7月分、以上について、それぞれ一般会計、上水道事業会計、9特別会計、各基金、歳入歳出外現金の現金、預金等の出納保管状況につき検査を実施いたしました。

2、実施年月日、平成25年5月分につきましては、平成25年6月25日火曜日午前9時51分から正午まで。平成25年6月分につきましては、平成25年7月25日木曜日午前9時52分から正午まで。平成25年7月分につきましては、平成25年8月26日月曜日午前9時53分から正午まで。

以上のとおり実施いたしました。

3、実施場所、各月分とも議会会議室で実施いたしました。

4、出席者職氏名、検査対象の平成25年5月分と6月分と7月分の全ての検査時におきまして、会計管理者兼出納室長、上下水道課長ほか2名の方々の出席をいただきました。

5、検査の手続、各月分とも検査の対象となった各会計、各基金及び歳入歳出外現金の出納事務について、計数は正確か、現金、預金の保管状況は適正かに主眼を置き、それぞれ関係帳簿、証書等の照合、その他通常実施すべき検査手続を実施いたしました。

6、検査の結果、検査調書記載の計数と会計諸帳簿、証書類により計数審査を行い、各検査対象月の末日現在における各金融機関提出の預金等残高証明書を照合した結果、平成25年5月分、平成25年6月分、平成25年7月分とも各会計、各基金及び歳入歳出外現金の全てについて計数上の誤りはありませんでした。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） 次に、事務組合議会の報告を求めます。

初めに、須賀川地方広域消防組合議会議員、8番、大河原正雄君。

〔須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君 登壇〕

○8番（須賀川地方広域消防組合議会議員 大河原正雄君） おはようございます。

平成25年第1回須賀川地方広域消防組合議会臨時会の日程表を報告いたします。

議事日程第1号、平成25年6月28日金曜日午前10時開議。

第1、会期の決定、第2、会議録署名議員の指名、第3、議案第3号 須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例、第4、議案第4号 高規格救急自動車購入契約の締結について、第5、議案第5号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について、第6、報告第2号 平成24年度須賀川地方広域消防組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについて。

議案第3号でありますけれども、須賀川地方広域消防組合火災予防条例の一部を改正する条例。これはちょっとややこしいんですが、後で詳しく冊子にお目通しを願いたいと思います。

議案第4号 高規格救急自動車購入契約の締結について。これは契約金額が3,039万7,500円であります。

議案第5号 災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車（Ⅱ型）購入契約の締結について。こ

の災害対応特殊自動車ポンプは石川消防署に配属をされます。契約金額が4,299万7,500円  
であります。

報告第2号 平成24年度須賀川地方広域消防組合一般会計繰越明許費の繰越しについては、  
配付されました冊子で詳しくお目通りをしていただきたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 次に、公立岩瀬病院企業団議会議員、1番、円谷寛君。

〔公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君 登壇〕

○1番（公立岩瀬病院企業団議会議員 円谷 寛君） 公立岩瀬病院企業団議会の報告をさせ  
ていただきます1番議員の円谷寛であります。

公立岩瀬病院企業団の議会は、6月定例会は6月28日午後3時から行われました。

お手元に配付の資料のとおり議事日程は、会期の決定は1日限り、会議録署名議員の指名  
については省略いたします。

第3は、報告第1号 平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算の繰越しについて  
ということで、お手元にあるとおり平成24年度公立岩瀬病院企業団病院事業会計予算のうち、  
建設改良費の一部について翌年度に繰り越して使用することとしたので、地方公営企業法第  
26条第3項の規定により報告するというので、次のページに金額が載っておりますけれど  
も、省略をして後で参考にしていただきたいと思いますというふうに思います。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 次に、行政視察調査の報告を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ご報告申し上げます。

平成25年9月9日、鏡石町議会議長、渡辺定己様。

鏡石町議会議員、木原秀男。

行政視察調査報告書。

平成25年7月4日から6日まで実施した行政視察調査結果を次のとおり報告いたしま  
す。

調査の目的、先進的な各般にわたる自治体等の行政運営の取り組み状況を視察調査するこ  
とにより、議会活動と行政運営の向上発展に資すること、並びに議員の見識を高めることを  
目的として実施しました。

2、調査した自治体、北海道壮瞥町、北海道京極町、北海道開拓の村。

3、調査項目、防災（安全）の町づくりについて、観光・商工業振興について。

4、参加者、議員12名、副町長、議会事務局長、合計14名でございます。

北海道壮瞥町についての概要は記述のとおりでございます。また、京極町についても町の概要は記述のとおりでございます。開拓村についても説明がございます。

まとめます。

壮瞥町では、過去幾多の災害を教訓として防災体制を整備してきたことにより、平成12年の有珠山噴火では人的被害をなくし、いち早く復興事業に着手した。特に火山との共生を目指す町づくりは自然と地域資源を生かしたもので、防災（安全）の枠を越えて大きな観点から地域とともに歴史を刻んでいく新たな町づくりを感じさせるものであった。

京極町では、地域資源を観光として有効活用。水をテーマに各種町づくりを展開している。名水きょうごくや、羊蹄湧水等商品化された水はコンビニ系列会社等が販売するほか、物産館である名水プラザでもコーヒー等と一緒に販売されている。化粧水やラーメンの水にも適しており、こだわりのある人に人気がある。水を扱う産業としては、水販売と農産物加工の2社がある。医薬品等の企業は進出していない。

それから、北海道開拓村の視察では、国の重要文化財に指定されることとなった旧開拓使工業局庁舎を視察研修したが、当時の最先端建築設計により建築され、北海道の開拓を支えた旧庁舎は洋風の薫りがする趣があった。

以上、防災、観光等の調査研修を行ったが、北海道という風土それぞれの地域が抱える課題等の中から生まれた諸推進策であるものの、町づくりにおける本質的な要素は、これからの鏡石町の町づくりと議会が果たす役割について大いに参考となるものであり、今回の成果を念頭に置きながら諸事業及び活動に取り組んでいきたいと思っております。

以上で報告を終わります。

○議長（渡辺定己君） 以上をもって諸般の報告を終わります。

---

#### ◎町長の説明

○議長（渡辺定己君） 日程第4、町長の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 本日ここに、第9回鏡石町議会定例会の開会に当たり、町政運営に当たっての所信の一端を述べるとともに、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げます。

議員各位並びに町民の皆様の一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

我が国に未曾有の被害をもたらした東日本大震災から間もなく2年6カ月が経過しようとしており、1日も早く安全・安心な生活が戻ってくることを願うところであります。

町としましても、土木災害復旧工事や農地災害復旧工事、公共施設等の修繕工事、原子力

災害対策、そして継続した被災者支援事業など、これまでも全力で取り組んでまいりましたが、今後も復旧から復興・再生へ向け、最優先課題として取り組む考えであります。

昨日、9月8日の日曜日早朝に、日本中が明るいニュースで目を覚ますことになりました。それは1964年以来56年ぶりとなる夏期オリンピックの東京での開催が決定したことでした。東京都、政府を初め関係の皆様方のこれまでの取り組みの結果であり、大変うれしい限りであります。これにより日本経済の活性化につながり、力強い日本が戻ってくることを確信しております。

6月には、日本の心と言われる富士山が美保の松原も含め世界遺産に登録されました。隣接する各県などでは歓迎するイベントなども行われたとの報道でありました。今後は、登録されたことで景観や環境などにも十分配慮され、後世へ残していける大事な宝となることを期待しております。

第23回参議院通常選挙が7月21日投票で行われ、自民党の圧勝という結果となりました。今回はアベノミクスの真意を問う選挙とも言われ、争点としても原発再稼働、憲法改正、TPP、消費増税などが上げられましたが、それぞれの争点について議論の最中であり、我々としてもこれらの争点について関心を持って注視していかなければならないと考えております。

8月には、アメリカ大リーグのヤンキースに所属しているイチロー選手が日米通算4,000本安打を達成いたしました。大リーグでも2人しか達成しておらず、大変すばらしい記録達成であり、大きな拍手を送りたいと思います。この記録は、才能はもちろんですが、練習、努力、自己管理など、数字だけでなく達成までの課程、生き方について学ぶべきことが多くあるように思います。

次は、大変残念な東京電力福島第一原子力発電所の汚染水漏れ事故であります。震災から2年5カ月の経過の中で、福島県は避難や風評被害に遭い、それらの対応や払拭に最大限の努力をしてきたわけですが、今回の事故はさらなる風評被害など、世界的な評価の中での日本への影響が心配されます。日本政府としても予算を確保して対応するとの報道ですが、今後このような事故が起こらないように早期に解決を図ってもらうように、鏡石町の町長として、また福島県町村会の副会長の立場としても強く訴えていく考えであります。

ことしの夏は、連日の猛暑とゲリラ豪雨により、日本のどこかで異常気象が起きる事態となっており、気象庁では特別警報という新たな基準の運用を8月30日から開始いたしました。当町といたしましても、これからもより一層災害に対応できる安心・安全な町づくりを進めていきたいと考えているところであります。

町における6月議会以降の主な出来事では、第10回鏡石あやめ祭りは6月22、23日の2日間、すばらしい天候の中開催され、町内外から多くの来場者でにぎわいを見ることができ

ました。

7月30日には、東日本大震災の災害復旧への人的支援を受けている群馬県大泉町との災害相互応援協定を本町で締結をし、今後の末永い友好と安心・安全な町づくりを実践していくことを確認いたしました。また、8月4日には鏡石ふるさとまつりが開催され、大変多くの町民でにぎわい、町の子供たちが元気に集う1日となりました。

夏休み期間中には、小学校水泳交歓会、元気カップ東日本大会、子供会対抗親善球技大会、アドベンチャークラブの尾瀬探勝、牧場の朝少年サッカー交流大会など、暑い夏でありましたが子供たちは元気に活躍していました。

2年目となりました田んぼアート事業については、田植え以降6月27日にオープニングセレモニーを実施し、図書館4階展望室からの一般観覧を開始いたしました。観覧者については9月1日の日曜日に1万人を超え、町内はもちろん近隣市町村や県内、さらには県外からの観覧者も多く大盛況となっております。田んぼカフェや桃太郎祭りなど、来場者へのおもてなしと特産品のPRや販売にも取り組んでおり、町の活性化につながる事業として取り組んでまいりたいと考えております。

8月25日には、第二小学校グラウンドにおいて消防団員や豊郷区の関係者など120名の参加により、町消防団模擬火災訓練が4年ぶりに実施され、有事の際への対応について子供からお年寄りまで真剣に取り組んでおりました。鏡石牧場の朝オランダ秋祭りは、鏡石牧場の朝秋祭り実行委員会主催により10月5日土曜日の開催が決定し、商工会、関係団体と準備を進めているところであります。これらは本町振興のシンボルとして今後も県内外にアピールしてまいります。

次に、今年度の主な主要事業の執行状況についてご報告いたします。

初めに、東日本大震災により被災を受けた施設等の復旧・復興の状況並びに福島第一原子力発電所の事故による対策について申し上げます。

公共土木災害復旧事業につきましては、83件中71件が完了し、工事施工中が11件となっております。未発注は1件を残すのみとなりました。単独事業については、補助対象工事と関連することから調整を図りながら順次発注してまいりたいと考えております。農業施設災害復旧事業の補助対象分としては81件中50件が完了し、工事施工中が6件であり、未発注25件並びに単独事業についても発注準備を進めております。

公共下水道の災害復旧は、引き続き鋭意施工中であり、道路の仮舗装箇所については順次本舗装を進め、関連する道路災害復旧工事と連携、調整を図りながら計画的に実施していく考えであります。

次に、災害廃棄物処理事業については、鳥見山公園北側駐車場及び東町地内の仮置き場の被災家屋等災害廃棄物の処分、整理業務を委託し、早期処分に努めており、発生量全体の

97%について完了しました。今回、唯一未処分でありました石膏ボードくず約1,000トンについて、交渉の結果、処分先が見込める状況となったため、処分費として1億円を補正予算に計上させていただきます。

教育委員会所管では、震災復興のシンボル事業として位置づけしている第一小学校校舎改築工事につきましては、昨年12月に工事を着工し、これまで順調に工事が進められ今月末で約40%の進捗率となる見込みです。本体のコンクリート工事がほぼ終了いたしましたので、これからは内部の仕上げへと工程が進んでいく予定であり、来年1月末の竣工に向けて安全第一を信条として工事の進行管理をしていきたいと思っております。

復興交付金事業として整備する災害公営住宅建設につきましては、用地取得の準備並びに設計業務を進めているところであります。災害公営住宅整備関連事業として、第一小学校敷地内に建設予定の児童ふれあい交流施設、いわゆる放課後児童クラブにつきましても、平成26年8月の開設を目標に関係機関との協議、調整を図っております。

次に、原発事故対策としての一般住宅の除染事業につきましては、仁井田地区の一部の住宅除染業務を発注いたしました。現在、順調に作業が進んでおります。本格的な住宅除染はこれが最初ですので、結果を十分検証し、引き続き効果的な除染作業を進めていきたいと思っております。

公共施設の除染につきましては、各施設で除染の計画を進めており、今後は一般住宅や仮置き場の整備と調整を図りながら発注準備を進めてまいります。

仮置き場については、町内5カ所の設置を予定しております。設置場所が決定している仁井田地区につきましては、造成工事が完了し、除染土壌の搬入を開始しました。久来石地区につきましては予備設計が終了し、今後はこれに基づき測量、設計業務を発注する予定です。設置場所が決定していなかった3地区につきましては、関係者との交渉を続けてきた結果、ご理解を得ることができましたので、鏡田地区には7月5日に、笠石地区は8月28日に、高久田地区は8月30日に地区説明会を開催いたしました。3地区とも説明会において地区住民の皆様より了承を得ることができましたので設置場所が決定しました。今後は仮置き場整備に向けた測量、設計等の発注作業を進めてまいります。

農作物の放射能汚染検査については、昨年に引き続き検査機関に持ち込み、実施しておりますが、全て検出限界以下の結果となっております。さらに、豊作が期待される平成25年産水稲についても、昨年に引き続き全袋検査を実施することとしており、風評被害を払拭し、今後も町内農産物の安心・安全をPRしてまいります。

原発事故による放射能汚染に伴う食品からの内部被曝を防止し、町民の不安を少しでも軽減するための放射能簡易測定検査では、現在のところほとんどが不検出、または基準値以下でありました。



また、学校給食の安心・安全確保のため、学校給食食材放射能測定事業につきましても、昨年の3月から取り組んでおり、毎日の給食用食材について放射線量の測定を行っておりますが、基準値を超える食材は検出されておられません。

また、昨年から実施している4歳以上の子供と妊婦、さらに一般住民の方々のホールボディカウンターによる放射線内部被曝検査について、現在までの累計が3,118名となりましたが、全ての方が預託実効線量1ミリシーベルト未満という結果となっております。

次に、町のブランドイメージアップ事業としては、電子自治体化推進事業としてホームページのリニューアル業務の委託業者が決定し、11月公開に向けて準備を進めております。

また、第8回鏡石駅伝ロードレース大会につきましては、11月4日の開催を決定し、今月2日から参加者の募集を開始いたしました。ことしも多くの皆さんにご参加をいただき、鏡石町から元気を発信し、震災からの復興をPRできればと思います。

このほか、唱歌、牧場の朝に歌われた町の美しいイメージを大切に、通りを歩いてみたくなる事業としてご協力いただいている花いっぱい運動につきましては、6月に多くの皆さんにご参加をいただき一斉定植を行い、花と緑に囲まれた潤いのある生活が送られたのではないかと思料いたします。

進化する鏡石実行プロジェクトの住んでみたくなる事業として、一般住宅に太陽光発電システムを設置した方へ8万円を限度として補助する住宅用太陽光発電システム導入事業を、今年度も国・県補助事業と連携して実施しております。8月末現在では17件の実績があり、その中では町外の方を対象とした12万円を限度とする加算補助により、2世帯の方が町内に新たに住宅を求めていただいております。引き続き定住促進にも努めてまいります。

昨年度からスタートした第5次総合計画につきましては、「かわる、かがやく、“牧場の朝”のまち、かがみいし」を町の将来像とし、未来の実現に向けては、町民相互の「絆」すなわち「やさしさとふれあい」と一歩先を目指す「復興と進化」を基本理念に、5つの行政分野別目標を掲げ、新たな町づくりを行っているところであります。

1つ目の「町民と力を合わせて、新しい鏡石をつくります」としての、広報広聴の充実としては、初めての取り組みとして子ども議会の開催を計画しており、鏡石町を担うであろう子供たちに町への関心を高めてもらうとともに、子供たちの考えを町づくりに取り入れられればと考えております。

行財政の改革と進行管理の町税の賦課徴収事務につきましては、4月に軽自動車税、5月固定資産税、6月町県民税、7月国民健康保険税、8月に後期高齢者医療保険料の納税通知書を発送し、今年度の税額及び保険料が確定いたしました。7月末の現年度分における調定額につきましては、一般町税の前年度同期に比べ106%、7,700万円の増、国保税については、前年同期に比べ調定額で119%、6,300万円の増となっている状況です。今後は、徴収

に努め収納率の向上を図ってまいります。

2つ目の「心豊かで人を育て、地域文化を大切に作る鏡石をつくります」の分野として、教育、文化、スポーツ、健康づくり事業に取り組んでおります。

主な事業としては、小・中学校における教育の充実として、学力向上支援事業を初め、特別支援教育事業では、幼稚園、小・中学校へ特別教育支援員を設置し、きめ細かな教育の充実に努めているところであります。

また、今年度の新規事業として計画いたしました中学1年生を対象とした英語体験学習授業につきましては、7月8日に天栄村のブリティッシュヒルズで実施し、145名が参加、異文化体験と英語学習への動機づけとして貴重な学習が行われました。

生涯学習機会の拡大とスポーツの振興については、生涯学習文化協会との共催事業としていきいき学級に93名、ジョイフルライフ講座に31名、アドベンチャークラブに70名が入級し、それぞれが目標を持ち生きがいに満ちた生活を楽しんでいます。

このほか、今年度新たに企画いたしました、おとなの講座男性専科には15人が応募され、トレッキングやスポーツ観戦、料理講座など5つの講座に挑戦する予定で、新たな自分発見に挑戦しています。

町民プールすいすいの利用拡大については、今年度から町民を対象とした年間券、半年券半額化を4月1日から社会実験として実施しており、7月までの購入者は年間券31名、半年券61名となり、前年に比べ年間券15人、半年券47人の増加となりました。

今年度は梅雨明けと同時に猛暑の日が続き、連日多くの利用者でにぎわい、特にお盆期間中には1日に1,000人を超すという日が続きました。町民プールすいすいは、県内でも数少ない屋内温水プールで、町自慢の施設として活用いただき、健康づくりと生きがいに役立てていただきたいと考えております。

次に、町民の保健と健康づくり支援については、健康増進事業として認知症や寝たきりにならず、健康寿命を延ばし、活動的な85歳を目指して生活習慣病の予防に継続的に取り組んでおり、がん検診、総合健診及び人間ドックなどの各種検診事業を進めております。特に、総合健診については、8月29日から9月10日まで各地区集会所や鳥見山体育館を会場に実施しておりますが、医療機関での個別健診も実施しており、より多くの方が受診しやすい環境づくりに努めております。

また、ラジオ体操、みんなの体操を多年代の町民が室内外で気軽に取り組める運動として積極的に普及し、被災後の健康の保持増進と地域交流の推進を図るため、町総合スポーツクラブなどと共催連携し、被災者健康支援体制整備事業として取り組んでおります。

3つ目の「地域で支え合う、人にやさしい鏡石をつくります」につきましては、高齢者福祉の充実として、在宅高齢者福祉事業では、在宅福祉事業や生きがいきづくり事業を計画的に

実施するとともに、介護保険制度の適正な運用については、要介護者が持つ心身の能力を生かし、自立した生活を送れるよう、保健医療と福祉の両面から総合的、一体的に提供されるよう努めております。

また、今月14日には、鳥見山体育館において75歳以上、1,540名の方々をお招きし、恒例の敬老会を開催し、長寿をお祝いすることになっております。

児童福祉と子育て支援として、保育所、児童館、放課後児童クラブ、つどいの広場の運営及び認定こども園の運営支援を行うとともに、児童手当支給事業では10月10日に6月から9月分を支給する予定です。また、平成26年4月に開設が予定されている岡ノ内幼稚園の認定こども園に対し、福島県安心こども基金保育所緊急整備事業を活用し、支援してまいりたいと考えております。

障害者福祉の充実においては、障害者自立支援事業等のサービスの利用促進並びに相談事業の充実に努めており、介護給付費、訓練等給付費、障害児給付費として8月末現在、5,426万9,000円を給付しました。

4つ目の「新しい産業を開花させ、活力あふれる鏡石をつくります」につきましての、ここの水稲作付は、災害復旧工事の遅れにより一部で作付ができなかったものの、例年並みに近い作付が実施されました。異常渇水による羽鳥ダムの水量不足により羽鳥用水の断水措置が実施されましたが、農家の皆さんのご協力により何とか順調に生育しております。実りある収穫期が迎えられることを願うものであります。

地域水田、農業推進事業に係る営農計画書の申請については173名の申請があり、水田活用直接支払交付申請者は167名の実績となっており、経営所得安定対策の水田加入面積は全体の55%となっております。

5つ目の「快適に暮らせ、住んでみたくなる鏡石、訪ねてみたくなる鏡石をつくります」につきましての鏡石駅東第1土地区画整理事業については、保留地3,657平米を災害公営住宅の用地として処分するとともに事業計画変更手続きを進めております。また、区画道路の築造工事1路線と造成工事を発注し、現場管理に努めております。

都市計画マスタープラン改定事業については、職員によるワーキング部会、策定委員会で改定原案をまとめて都市計画審議会に諮り、策定したいと考えております。

社会資本整備総合交付金事業の中外線改良工事については、平成24年度の繰越工事と平成25年度工事を発注し、早期完成を目指して現場管理に努めております。

既存住宅の耐震診断をするための住宅建築物安全ストック形成事業については、補助金交付要綱等を整備し、7月から9月末まで申請受付をし、診断業務の発注を行うこととしております。

新規事業である農業体質強化基盤整備促進事業の久来石南地区の用排水路工事については、

今月中に測量設計業務を完了することから、10月に工事を発注する予定としております。

次に、水資源の確保と供給事業では、第5次上水道拡張事業の南高久田、東鹿島地区のポンプ場施設工事は設計等が完了し、発注の準備をしているところで、拡張工事に合わせて事業の推進を図ってまいります。

下水道の整備としての公共下水道整備事業では、国道4号線拡幅工事及び駅東第1土地区画整理事業地区に係る整備計画は、工事の設計が完了し、関係機関との工程の調整を図りながら工事発注の準備を進めているところであります。

次に、適切なごみ処理とリサイクルとして、生活系一般廃棄物の可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ等の収集業務については、町内を2地区に分割して委託しておりますが、今年度7月末までの実績は、それぞれ可燃ごみ1,160トン、前年同期対比92.6%、不燃ごみ33トンで同じく37%、資源ごみ84トンで同じく91.5%となっております。

省エネ、省資源の町づくりとして、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、非常時における防災対策本部機能や避難者、避難住民の受け入れなどを行う防災拠点に、太陽光発電パネルや蓄電池設備を導入し、必要とされる最低限機能を維持する再生可能エネルギー導入防災拠点支援事業につきましては、今年度、勤労青少年ホームに蓄電池設備を、公民館と第二小学校に太陽光パネルと蓄電池設備をそれぞれ設置する予定であり、現在、早期発注に向け関係機関と調整を進めております。

次に、今定例会に提出いたしました議案の概要について申し上げます。

認定第3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきましては、平成24年度の一般会計ほか特別会計9会計並びに上水道事業会計の11会計について決算の認定をお願いするものであります。

報告第38号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告するもので、議案第170号 教育委員会の任命につき同意を求めることにつきましては、現委員の根本彌生氏が9月30日で任期満了となり、後任に本町在住の常松洋子氏を新委員として提案するものであります。

議案第117号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定については、子ども・子育て支援法に基づく会議の設置であり、議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定につきましては、保留地売却代金を基金に積立をして事業の費用に充てるための条例の制定であります。

議案第173号及び議案第174号は、国の給与改定、臨時特例法を踏まえた給与水準の引き下げを行う条例制定並びに一部改正であり、議案第175号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第171号で提案いたしました子ども・子育て会議委員の追加で、議案第176号 諸収入金に対する延滞金徴

収条例等の一部を改正する条例の制定につきましては、地方税の延滞金等の見直しに伴う税外収入の延滞金等の改正であります。

議案第177号及び議案第178号は、金融所得課税の一体化の拡充に伴う一部改正で、議案第179号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結並びに議案第180号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）変更請負契約の締結につきましては、地方自治法に基づき議会の議決にすべき契約金額になったことから議決をお願いするものであります。

議案第181号 町道路線の認定につきましては、久来石大町地内の道路改良工事完成に合わせて供用開始をするための認定であります。

議案第182号 平成24年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につきましては、決算に伴う剰余金について、地方公営企業法の規定に基づき議会の同意をお願いするものであります。

議案第183号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきましては、主な歳入は普通交付税3,321万8,000円、震災復興特別交付税3,305万3,000円、災害廃棄物処理事業国庫補助金1億円、福島県安心こども基金事業補助金3,860万1,000円、平成24年度繰越金3億5,878万9,000円の増、減債基金3,000万円、庁舎新築基金1億円の減額で、主な歳出は、駅前災害対応トイレ新築工事2,450万円、財政調整基金積立金7,948万円、認定こども園整備事業補助金5,790万1,000円、災害廃棄物運搬処理業務委託料1億円、災害公営住宅用地取得費9,148万9,000円、農業災害復旧工事費5,040万円、公共土木災害復旧工事費3,000万円、繰上償還費1億557万円の増など、総額6億5,054万1,000円の増額補正予算であります。

議案第184号 鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から議案第187号 鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、前年度繰越金の整理のための補正予算であります。

議案第188号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、繰越金の整理並びに災害公営住宅建設用地費関係の増額補正で、議案第189号 鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第190号 鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましても、前年度繰越金の整理のための補正予算で、議案第191号 鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、排水管布設替事業等の増額補正予算であります。

以上、今定例会に当たりまして、町政運営と、提出いたしました議案の概要についてご説明申し上げました。何とぞよろしくご審議をいただき、議決、同意を賜りますようお願いを申し上げます。

---

◎認定第3号及び報告第38号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第5、認定第3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について及び日程第6、報告第38号 平成24年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

局長の朗読を省略し、直ちに提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） おはようございます。

ただいま一括上程をされました認定第3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

提出議案書の1ページをお開き願います。

こちらにつきましては、地方自治法並びに地方公営企業法の規定に基づき、平成24年度の一般会計並びに国民健康保険特別会計など10会計に、上水道事業会計を合わせました計11会計の決算が整いましたことから、ここに監査員の審査意見書と主要施策の成果及び予算執行実績報告書を添えて提出いたしましたので、審査をお願いするものでございます。

各会計の決算概要につきまして、別冊決算書の1、2ページの総括表により説明をさせていただきます。

なお、詳細につきましては、会期中に設置が予定されております決算審査特別委員会において説明をさせていただきますので、あらかじめご了承をお願い申し上げます。

それでは、別冊決算書1ページ、総括表をお開き願います。

まず、一般会計についてでございますが、歳入が77億24万4,000円、歳出が71億9,644万2,000円で、歳入から歳出を差し引いた形式収支が5億380万2,000円でございます。

なお、形式収支から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支が3億8,878万9,000円、24年度実質収支から23年度の実質収支を差し引きました単年度収支が4,883万7,000円となっております。

次に、2番、国民健康保険特別会計についてでございますが、歳入が17億5,608万7,000円、歳出が17億1,157万6,000円、形式収支並びに実質収支が4,451万1,000円、単年度収支が8,003万6,000円のマイナスとなっております。

次に、3番、後期高齢者医療特別会計についてでございます。歳入が8,358万7,000円、歳出が8,266万8,000円、形式収支並びに実質収支が91万9,000円となっております。単年度収支は69万6,000円の黒字でございます。

次に、4番、介護保険特別会計についてでございます。歳入が7億9,727万8,000円、歳

出が7億8,534万2,000円、これに対しまして形式収支及び実質収支が1,193万6,000円、単年度収支が2,177万7,000円のマイナスとなっております。

5番、土地取得事業特別会計につきましては、歳入が300万4,000円、歳出が300万円、形式収支及び実質収支が4,000円、単年度収支につきましても4,000円のプラスとなっております。

6番、工業団地事業の特別会計でございます。歳入が1億2,901万円、歳出が1億2,673万2,000円、形式収支並びに実質収支が227万8,000円、単年度収支につきましても4万7,000円のマイナスでございます。

7番、鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計につきましては、歳入が8,140万8,000円、歳出が8,002万9,000円、形式収支並びに実質収支が137万9,000円、単年度収支につきましては137万7,000円でございます。

8番、育英資金貸付費特別会計につきましては、歳入が1,064万7,000円、歳出が1,064万6,000円、形式収支並びに実質収支が1,000円、単年度収支が134万7,000円のマイナスでございます。

9番、公共下水道事業特別会計につきましては、歳入が6億3,434万2,000円、歳出が5億5,130万3,000円、形式収支が8,303万9,000円、実質収支が140万5,000円、単年度収支につきましては344万7,000円のマイナスでございます。

10番、農業集落排水事業特別会計につきましては、歳入が8,335万7,000円、歳出が8,293万6,000円、形式収支並びに実質収支が42万1,000円、単年度収支が48万2,000円のマイナスでございます。

こちら10会計の合計が、一番下の欄でございますが、歳入が112億7,896万4,000円、歳出が106億3,067万4,000円、形式収支が6億4,829万円、実質収支が4億5,164万3,000円、単年度収支が5,622万2,000円のマイナスとなったところでございます。

次に、上水道事業会計について説明を申し上げます。

別冊の上水道事業決算書をごらんいただきたいと思います。

1ページをお開き願います。

1から3ページにつきましては総括事項でございますが、平成24年度末の給水人口、年間給水量、そして事業実績の概要についてまとめたものでございます。

決算概要についてご説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。

4ページにつきましては、平成24年度上水道事業決算報告書の(1)収益的収入及び支出でございますが、収入につきましては、営業収益並びに営業外収益を合わせまして水道事業収益につきましては2億3,455万2,537円となりました。支出につきましては、営業費用並

びに営業外費用を合わせました水道事業費用につきましては1億9,464万1,772円となりまして、当年度は差し引き3,991万765円の黒字決算となったところでございます。

次に、6ページをお開き願います。

6ページにつきましては、(2)資本的収入及び支出についてでございますが、収入につきましては、企業債と国庫補助金、一般会計補助金及び負担金を合わせた資本的収入につきましては1億6,950万7,899円となりました。予算額との比較では1億4,145万101円の減額となりますが、そのうち1億2,376万7,367円につきましては翌年度繰越財源となります。支出につきましては、建設改良費と企業債償還金を合わせた資本的支出につきましては2億6,410万3,590円となりました。

なお、資本的収入が資本的支出に不足する額9,459万5,691円につきましては、表下側欄外にございますが、過年度分損益勘定留保資金と建設改良積立金並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補填をしたところでございます。

以上、認定第3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についてご説明を申し上げました。ご審議をいただきまして、認定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 次に、議案書の2ページをお願いいたします。

続きまして、報告第38号 平成24年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

平成24年度財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告につきましては、平成19年度から報告することになりました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4指標並びに資金不足比率につきましては、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、別紙のとおり監査委員の意見を付して報告するものであります。

別冊に、平成24年度鏡石町財政健全化審査意見書というものがお配りになっていると思いますので、こちらの1ページをごらんいただきたいと思っております。

この1ページの中の2の審査の結果の(1)総合意見の一覧表記載のとおり、平成24年度4指標のうち、表の①実質赤字比率、さらに②の連結赤字比率につきましては、実質赤字額がないため該当いたしませんでした。

③の実質公債費比率につきましては、平成24年度が17.3%と前年度比で1.2ポイントほど改善され、④の将来負担比率につきましては、平成24年度が86.1%と前年比33.1ポイント改善しております。実質公債費比率の改善の要因としては、公債費の償還や借り入れの抑制、須賀川保健環境組合のごみ処理施設の償還終了によるもので、将来負担比率の改善の要因につきましては、国営隈戸川土地改良事業や県営成田地区経営体育成基盤整備事業などの予定



額や公営企業債の繰り入れ見込み額の減少によるものがその要因でございます。

次に、2ページの平成24年度水道事業会計経営健全化審査意見書についてであります。平成24年度において水道事業会計では資金の不足がないため該当いたしませんでした。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき、ご承認賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで監査委員から決算審査の意見を求めるとともに、報告第38号 平成24年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見の報告を求めます。

代表監査委員、根本次男君。

〔監査委員 根本次男君 登壇〕

○監査委員（根本次男君） 先般実施いたしました地方自治法第233条及び地方公営企業法第30条に基づく平成24年度の各会計の決算審査並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成24年度の財政健全化審査、水道事業会計経営健全化審査につきまして審査意見を申し上げます。

初めに、決算審査について意見を申し上げます。

平成24年度鏡石町各会計決算及び各基金の運用状況審査意見書

## 第1 審査の概要

### 1. 審査の対象

- (1) 平成24年度鏡石町一般会計歳入歳出決算
- (2) 平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
- (3) 平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- (4) 平成24年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算
- (5) 平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- (6) 平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算
- (7) 平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
- (8) 平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算
- (9) 平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算
- (10) 平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算
- (11) 平成24年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算
- (12) 平成24年度鏡石町決算附属書類
- (13) 平成24年度各基金の運用状況

### 2. 審査の期間

平成25年8月5日から平成25年8月8日まで。

ただし、上水道事業会計は平成25年5月27日に実施いたしました。

### 3. 審査の手續

この審査に当たっては、町長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、各基金の運用状況等及び主要施策の成果と予算執行実績報告書について、関係法令に準拠して作成されているか、財産運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼を置き、関係職員の説明を聴取し、関係証拠書類との照合等通常実施すべき審査手續を実施したほか、必要と認めるその他の審査手續を実施いたしました。

#### 第2 審査の結果

審査に付された一般会計、特別会計及び上水道事業会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており、誤りのないものと認められました。

#### 第3 決算の概要

##### (1) 決算規模

一般会計、特別会計及び上水道事業会計の決算は次のとおりでございます。

計数は省略させていただきます。

##### (2) 決算収支

一般会計及び特別会計の総計決算における歳入歳出差引額（形式収支）は6億4,829万円の黒字となっており、実質収支額が4億5,164万3,000円となっております。

この内訳は、一般会計5億380万2,000円、特別会計1億4,448万8,000円の剰余金となっており、特別会計の主なものにつきましては、国民健康保険特別会計の4,451万1,000円、公共下水道事業特別会計の8,303万9,000円等であります。

上水道事業会計は、収益的収入及び支出においては3,991万1,000円の黒字となっております。

また、資本的収入及び支出においては9,459万6,000円の不足額が生じました。

資本的収入額が資本的支出額に不足する額は、過年度分損益勘定留保資金5,652万3,000円、建設改良積立金2,900万円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額907万3,000円で補填をしております。

決算収支の推移は以下のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

##### (3) 主要財政分析指標

普通会計の主要財務比率は下記のとおりでございます。おのおのの比率は省略させていた

できます。

なお、以下の比率につきましては、第5の審査意見の中でも触れさせていただきます。

#### 第4 基金の運用状況

平成24年4月1日から平成25年3月31日までの各基金の運用状況は次のとおりでございます。計数は省略させていただきます。

#### 第5 審査意見

原文のまま読み上げさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

はじめに、町では平成24年度を復興元年と位置づけ、第5次総合計画の基本理念である5つの柱を基軸に、震災復旧・復興を最優先とし、一般会計、特別会計、企業会計を合わせ105億4,994万6,000円の大型予算を組み、年度をスタートさせた。年度を通し当局をはじめとした関係者の懸命な復旧取り組みにより、町民の生活に支障のない姿を取り戻すことができた。深く感謝したい。

以下、これらの会計の中でまとめられた平成24年度決算について、審査意見を申し述べる。

##### 1、財政状況。決算結果による財政内容について検証する。

歳入歳出を各会計間（ただし上水道事業会計を除く）で相互に出し入れする重複分を控除した純計で示すと、歳入額は108億5,364万円、歳出額が102億535万2,000円と、前年度同様、驚愕の数字となった。震災関係費が膨大に及んだことにある。

（1）歳入。国・県からの支援により震災復旧事業、通常諸事業執行のための財源は確保でき、本格的な復旧事業に専念することができた。ただし、震災復旧費用については震災復興特別交付税等で助成されるものの、町負担分も生じ、今後の財政面に与える影響は避けられない。当面厳しい財政状況が続くことが予想される。

これらの状況から脱却し、堅固な財政を確立するため、過去に捉われない斬新な行財政改革を期待したい。

歳入結果を見ると、自主財源の中核を成す町税収入額は14億4,010万3,000円で、前年度比6,745万2,000円減少した。主な内訳は、個人町民税が472万9,000円増、法人町民税が2,546万5,000円減、固定資産税においては4,860万7,000円減となっている。国内経済の低迷状況が長期に及んでいること、震災に伴う減免措置等特殊要因が加わったことが影響したものと判断する。

その他、諸交付金等の歳入については、震災関係を除き、例年に比し大きな変動はなかった。

（2）歳出。上水道事業会計を除いた一般会計、特別会計の純計の歳出総額は前記のとおり102億535万2,000円である。このうち基本的な会計区分である一般会計の主な歳出内容について、性質別歳出結果で検証する。

歳出の大きな割合を占めたのは災害復旧費である。歳出総額の21.2%に当たる15億2,784万円となっている。

災害復旧工事については、工事に携わる人員の確保不足、資材不足等から遅れが生じ、6億915万7,000円の事業の繰越を余儀なくされた。復旧事業の執行率の低さは被災地全般に見られる傾向ではあるが、町民の生活基盤安定のため工事の遅れを取り戻し、早期の復旧完了を切望する。

次に、義務的経費の人件費、扶助費、公債費については、合計で19億8,751万3,000円であり、前年度と比較して4,345万8,000円減少した。義務的経費については一般的に削減が難しい。当該経費の増加は新たな財政事業に柔軟に対応することを困難とし、財政構造の硬直化につながる危険がある。注意を要する経費である。特に扶助費は世の趨勢から年々増加基調にある。今後も増え続けるものと思われ、財政圧迫が懸念される。

人件費については、国の政策的な要因で前年度に比し減少。公債費についても償還が進んだこともあり同様に減少した。ただし、公債費については震災復興に伴う新規の起債もあるため、今後の推移に注視しなければならない。

当局に対しては、震災復興費用に多額の投資が必要な現状、自治行政の基本原則である最小の経費で最大の効果を挙げるという原点に戻り、諸策について常に見直しを行い、健全財政の確立に邁進することを要請する。

なお、積立金の内容は、東日本大震災復興交付金基金への積み立て5億6,560万3,000円（総積立額の61.2%）が主なものである。

（3）財政収支結果。一般会計、特別会計を合算した形式収支は6億4,829万円の黒字、実質収支も4億5,164万3,000円の黒字となった。

2、滞納状況。税収減の要因として従来から問題としている滞納の改善が図られていないことも影響している。従来、滞納額の大きい町民税、国民健康保険税に目を注ぎがちであった。しかし、金額に多寡はあるが税以外の公共下水道使用料をはじめとする使用料等、町民が負担すべきあらゆる分野の中に滞納分が潜在している実態がある。

これらの背景のもと、残念ながら平成24年度においても町税、国民健康保険税を合わせ3,291万3,000円の不納欠損額を計上せざるを得ない結果となった。

これらの状況は健全財政の確実な足かせとなっている。当局に対し、徴収に対する過去の施策の是非、さらには実践面に甘さはなかったか等、検討し直すことを改めて強く要請する。

公僕として、滞納者に対し毅然とした姿勢で負担義務の履行を要求することに何ら問題はない。むしろそれを実行していくこと自体が公僕の義務である。躊躇することなく現状打破のため尽力してほしい。

昨年12月、安倍政権が発足、大胆な政策を打ち出したことより国内経済は明るい動きへ転

じ、早期の景気回復による税収増を期待したいところである。しかし、現時点では期待感が先行しており未知数の段階である。当面、現在の状況で推移すると考えておかなければならない。当町の過去の財政の健全化に関する比率は県内で下位の状況にある。改善のためには、繰り返しになるが諸懸案の改善に注力し、自主財源の増加を図るとともに、無駄のない効率的な財政運営を行っていく以外にない。

3、財政に関する調書。財産に関する調書について、今決算書において決算年度中増減高が大幅に変動している。今後公表を予定している新地方公会計制度による財務4表の整備に伴う事前準備のため、朝日航洋株式会社郡山支店に業務委託し、公有財産台帳の整備を行った結果、実数と財産に関する調書との間に誤差があることが判明したため、今決算において修正したものである。財産に関する調書については、前年度までの数値から当該年度中の数値の変動を加除してきた。大幅な変動要因としては、区分変更に伴う変動が大きいが、調査の結果、過去の計上漏れ、削除漏れ等もあり、大幅な増減結果となったものである。今後については、今回のデータを基に厳格な管理を行い、正確を期すことを要請する。

4、財政指標について。財政の健全化を判断する主要な財政指標について見てみる。

まず、財政の豊かさを判断する指標である財政力指数は0.523となり、前年度比0.033低下した。震災による税収減等の影響もあり、やむなしと判断する。

次に、経常収支比率は83.9%と前年度比1%高くなった。経常収支比率は財政構造の硬直性等の判断比率となるものであり、水準とされる75%から見ると高い。経常余剰財源が少ないことを示しており改善を要する。

公債費比率は14.2%となり、前年度比0.3%減少した。ただし、前述のとおり震災関連の起債分が今後にどう影響するか注視をしなければならない。

5、まとめ。

以上、平成24年度決算審査の主な点について意見として述べさせていただいた。原発事故関連の被害を含め、復興には今後も相当な苦難が予想される。歴史あるこの鏡石町が元気に立ち上がり、注目を浴びる素晴らしい町に生まれ変わるよう期待し、審査意見とする。

続きまして、財政健全化審査につきまして意見を申し上げます。

平成24年度鏡石町財政健全化審査意見書

## 1. 審査の概要

この財政健全化審査は、町長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

## 2. 審査の結果

### (1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、

いずれも適正に作成されているものと認められました。

各健全化判断比率は省略させていただきます。

(2) 個別意見

①実質赤字比率について

平成24年度は実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

②連結実質赤字比率について

平成24年度は連結実質赤字額がないため、早期健全化基準に該当いたしません。

③実質公債費比率について

平成24年度の実質公債費比率は17.3%となっており、早期健全化基準の25.0%と比較すると、これを下回っております。

④将来負担比率について

平成24年度の将来負担比率は86.1%となっており、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っております。

(3) 是正改善を要する事項

特に、指摘すべき事項はございません。

最後になりますが、水道事業会計経営健全化審査につきまして意見を申し上げます。

平成24年度水道事業会計経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2. 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

なお、資金不足比率の経営健全化基準は20.0%でございます。

(2) 個別意見

①資金不足比率について

平成24年度は資金不足額がないため、経営健全化基準に該当いたしません。

(3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はございません。

各審査に対する意見は以上のおりでございます。

○議長（渡辺定己君） これより決算に関する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 9番、今泉でございます。

ただいま24年度の決算にかかわるところの財政健全化、あるいは資金の運用状況等について説明をいただいたところでございますが、ここで幾つかお伺いしたいと思います。

まず1つは、過去におきましては公債費比率が20%を超えて、かなり鏡石町は公債費比率が県内でも2番目とか3番目とかというふうな悪い位置づけにあったところでございます。そのような状況の中で非常に多くの批判があったことも、私も耳に残っております。

しかし、それからここ2、3年で、このように公債費比率が実質で17.3%、あるいは主要財政のこの財務比率の中では14.2%と、そのように大きく数字が下がってきているということは、3年ほど前からするとマジックであるかのように感じるところでございます。

ここの中で、1つは、従来は40億程度の町財政の中でやってきました。しかし、今日100億を超える従来の2.5倍もの財政規模でやっていますから分母が大きくなっています。やっぱりその辺がこの実質公債費比率、あるいは公債費比率に関連しているのかどうかというふうなことが第1点でございます。

あと、もしこれが、2点目は40億というくらいの通常の我が町の基本的な財政であったときには、この公債費比率というのはまたどのように動いてくるのか。これは震災がありまして数字が変わりましたからこのようなことになるんですが、もしこれが40億くらいに、震災の復旧が終わったりして従来の数字になってきたようなときには、この公債費比率はどのように、現在17.3、あるいは14.2というふうな数字になっていますが、下手するとこれがまた20%台まで戻ってしまうのかというふうなのが第2点でございます。

あと、第3点は、この東日本大震災、あるいは原子力発電所の事故にかかわる多額の復旧、あるいは復興の施策を今進めております。そうしますと、当然ながらただいま監査委員のほうからお話ありましたように、将来においてそれらの返済の公債が危惧されるというふうなことがお話しされました。そのように考えますと震災にかかわった公債費が3年後、5年後にいたっては、後になって、いや大変だったというふうなことでは困りますので、現段階でこのような公債というんですか、借り入れとかそういうやつにかかわるやつの手当て等はどのように見通しを立てておられるのか、この3点をお伺いしたいと思います。

ここ2年ほどは驚愕の数字というふうなことがただいまお話にあったのですが、ちょっと異常な数字が出ておりますので、見通しが私どもわかりませんのでご説明を求めるものであります。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

いわゆる実質公債費比率が、仮に21年度は20%以上ございました。現在、監査委員から報告ございましたように24年度は17.3%ということであります。このいわゆる、今現在23年、24年、25年もですが、一般会計、大変大きな予算、決算になっております。この3カ年でも今回の補正予算も含めると約90億円近く、この3カ年の中で平年より多いという数字になっております。

この17.3%というものは、事業費が、いわゆる予算が大きいからといって、それから少なくなるということじゃなくて、いわゆる町の、国から示されました基準財政需要額、これに対する比率でありますので、予算とか決算、そういった数字は大きく変わらないということであります。

ちなみに、なぜこれまで実質公債費比率が多かったかということを知りやすく申し上げますと、平成21、22年度、これについては一般会計でいいですと借り入れは多分4億前後であったはずですが。予算も43億ということなんです。要はこれまでの実質公債費比率のもとになっているのが平成7年から平成10年ということで、これは平成7年が町の借り入れが一般会計で7億5,000万、平成8年が10億円、平成9年が一般会計で16億円、平成10年が8億8,000万、11年が5億9,000万、この5年間で平均9億7,000万を起債として一般会計から借りると。これが後々の大きな要因になってくるということでもあります。

今回、数字がちょっと今持ち合わせないんですが大まかに言いますと、先ほど震災前の3カ年が約4億弱、この震災後の決算を見ますと約1億程度大きくなって5億前後の借り入れしかしてございません。この大震災でこんな大きな金額であってもしていないということでもありますので、その辺についてはご了承いただきたいと思っております。

この25年度の、現時点での一般会計の借り入れは多分5億ちょっとの、現時点であるはずですが。今後、補正後どうなるかわかりませんがそういう状況であると。そういう中で過去の中身が来ているということでの実質公債費比率ということでもあります。

あと、そのほかについては担当課長のほうからご説明申し上げます。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいま町長が説明されたので大体のような説明内容になっておりますが、3点ほどご説明がございました。予算規模に応じて今後変わったり、いろいろ心配される部分もあるけれどもどうなのかということになるかと思うんですが、町長の答弁にありましたように、分子になる部分については当然借入額ということになりますから、借り入れを抑制していけば当然数字も下がってくると。ただ、町の借り入れだけではなくて公営企業、さらには一部事務



組合の借り入れもありますので、そちらのほうの事業内容も計画に入れながら町全体の計画をつくって、将来の借入額を抑制していかなければいけないというふうに思います

あと、分母につきましては、それぞれの年ごとの歳入ということではなくて、国で決めております基準財政需要額ということで、人口であったり面積であったり税金であったり、それらについて、あなたの町だとこのぐらいの歳入規模ですよというふうな出し方がありまして、それらで分母になって算定をしていくということなので、突然災害が起きて予算規模が大きくなったとしても、それらは除いた形で算定されますので、総額に対して増減があってもそれほど増減がないというふうなことであります。

それぞれ税収とかについては、わずかずつ変わりますので端数等の数字の変動はあるかと思いますが、おおむね決められた形での収入で割り返すことになりますので余り変動はないという形で、今後も借り入れを抑制していっておりますので高い数字にならないということ、さらにはならないような形で今後町の事業、それから財政計画を進めていきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

ここでお諮りいたします。

認定第3号の件につきましては、決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決しました。

なお、報告第38号については報告までといたします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第5条第2項の規定によって議長において指名いたします。

平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算審査特別委員会の委員に、1番、円谷寛君、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、6番、畑幸一君、7番、井土川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、10番、仲沼義春君の10名を指名いたします。

ここで、決算審査特別委員会の正副委員長を選任するわけですが、この次の議案を先に行って午後からこの選出を行いたいと思います。これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◎議案第170号の上程、説明、質疑、意見、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第7、議案第170号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を議題といたします。

局長に議案を朗読させます。

○議会事務局長（吉田賢司君） 〔第170号議案を朗読〕

○議長（渡辺定己君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） ただいま上程されました議案第170号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして提案理由の説明を申し上げます。

現委員であります根本彌生氏が今年30日をもって任期満了になりますので、その後任として鏡石町本町177番地14在住の常松洋子氏を教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意をいただきたく提案するものであります。

常松氏は、郡山の専門学校を卒業され、子供の成長に合わせ小・中・高校とPTA役員として教育行政にかかわり、現在は須賀川市のムシテックワールドでインストラクターを務められ、町公民館事業でもいきいき学級やジョイフルライフ講座の講師を務め、学校教育や社会教育に関心が高く、温厚で人柄もよく、教育委員として最適任者と思われまますので、議会の皆様の同意をお願い申し上げ提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

本件につきましては質疑を省略し、意見を求めます。

11番、木原秀男君。

〔11番 木原秀男君 登壇〕

○11番（木原秀男君） ただいま、議案第170号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについての賛成意見を述べさせていただきます。

ただいま上程されました議案第170号 教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて上程されております常松洋子氏につきまして、賛成の意見を述べさせていただきます。

常松氏は、町長の説明にもありましたように教育行政に関する関心が高く、10年以上に及ぶPTA活動のほか、現在は須賀川市のムシテックワールドにおいてインストラクターを務めておられ、平素から子供たちと接しております。

また、日常生活においても、日本編み物文化協会の手編み講師の資格を保持するなど多才

であり、温厚実直にして地域の人望も厚く、教育委員として最も適任であると思います。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いし、賛成意見とするものであります。よろしくお願い致します。

○議長（渡辺定己君） これをもって意見を終了いたします。

これより、議案第170号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについての件を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、議案第170号 教育委員会委員の任命に同意を求めることについての件は同意することに決しました。

暫時休議いたします。

休議 午前 11時58分

開議 午前 11時59分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

昼食の時間となりましたので、午後1時まで休議といたします。

休議 午後 零時00分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここでお諮りいたします。

議事進行の都合上、午後からとしました決算審査特別委員会の正副委員長選任を行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

ここで決算審査特別委員会の正副委員長選任のため休議といたします。

休議 午後 1時01分

開議 午後 1時25分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

決算審査特別委員会の正副委員長が選任されましたので、報告いたします。

平成24年度鏡石町各会計決算審査特別委員会の委員長に古川文雄君、同副委員長に菊地洋

君が選任されました。

---

◎議案第171号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例の制定は、子ども・子育て支援法の制定を踏まえ、同法第77条第1項で市町村は条例で定めるところにより審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるという規定に基づき、地方版子ども・子育て会議を設置するために制定するものでございます。

それでは、5ページをお開きください。

鏡石町子ども・子育て条例第1条は会議の設置についてであり、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき設置するものでございます。

第2条は会議の所掌事項を規定するものでございまして、法第77条第1項を各号の規定する事務処理及び子ども・子育て支援施策に関し、町長が必要と認める事項について調査審議することとしております。

第3条にあっては、組織等についてを規定するものでございまして、委員13名以内をもって組織し、第1号、子どもの保護者から、以下第6号その他町長が必要と認めるものと規定し、第2項として委員の任期は3年とし、再任を妨げないとしております。

第4条にあっては、会長及び副会長の規定でございまして、委員の互選により定めるものとしております。その職務につきましては第2項及び第3項に規定してございます。

第5条にあっては、会議について規定するものでございまして、会長が会議を招集することとなっております。第2項から第5項までは会議の運営について規定するものでございます。

次の6ページをお開きください。

第6条にあっては、会議の庶務について規定するものでございまして、健康福祉課において処理することとなっております。

第7条にあっては、必要な事項は町長が別に定めるとする委任条項でございます。

附則といたしまして、施行日を平成25年10月1日とするものでございます。

以上、提案理由をご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろし

くお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第171号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第172号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの新条例につきましては、区画整理地内の保留地を災害公営住宅用地として売り払いをすることから、保留地処分金を今後の事業費に充てるために本条例を制定するものでございます。

条文につきましては8ページになります。

鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例につきましては、全文で7条から構成されております。第1条で設置目的を、第2条で基金の積立を、第3条で管理に関する規定を、第4条で運用益金の処理について、第5条で繰替運用について、第6条で処分に関する規定を、第7条で委任の規定をしたものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行するものとします。

以上、議案第172号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって産業厚生常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第172号は産業厚生常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第173号の上程、説明、質疑、委員会付託

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、国の給与改定臨時特例法を踏まえた給与水準を引き下げる条例の制定であります。

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。

今回の条例制定は6条構成から成る新条例で、第1条は条例の適用期間及び支給減額率並びに給与減額等措置中の職員への適用規定、第2条は育児休業中の職員への適用規定、第3条は介護休暇適用職員への適用規定、第4条は派遣職員への適用規定、第5条が端数計算の規定、第6条が委任規定であります。

附則といたしまして、この条例は平成25年10月1日から施行するものとしてございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についての件は質疑までとし、会議規則第36条第1項の規定によって総務文教常任委員会に付託して審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第173号は総務文教常任委員会に付託して審議することに決しました。

---

#### ◎議案第174号及び議案第175号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第12、議案第175号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11、議案第174号及び日程第12、議案第175号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） ただいま一括上程されました議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第175号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理

由のご説明を申し上げます。

議案書の12ページをお願いいたします。

初めに、議案第174号でございますが、本件につきましては、国の給与改定臨時特例法を踏まえた給与水準を引き下げる条例の制定であります。附則に1項を追加するもので、追加する内容といたしまして、別表中の副町長の給料月額について平成25年10月1日から12月31日までの間、月額59万1,300円から53万2,100円に減額する一部改正で、附則といたしまして平成25年10月1日から施行するものとしたものであります。

次に、議案書の13ページをお願いいたします。

議案第175号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、国の子ども・子育て関連3法の制定によるもので、別表中に子ども・子育て会議委員日額7,200円を追加するもので、附則といたしまして平成25年10月1日から施行するものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） これより2件の一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。



したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[発言する者あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと言ったでしょう。異議のあるときははっきり言ってください、聞こえなかったんですから。

次に、議案第175号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第176号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第13、議案第176号 諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

[総務課長 小貫忠男君 登壇]

○総務課長（小貫忠男君） ただいま上程されました議案第176号 諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、町税以外で延滞金が伴う条例について町税と同じ考え方で延滞金を引き下げるための改正であります。

議案書の15ページをお願いいたします。

税以外で延滞金にかかわる5つの条例についてそれぞれ改正をお願いするもので、第1条は諸収入金に対する延滞金徴収条例の一部改正であります。第2条は鏡石町後期高齢者医療に関する条例の一部改正で、第3条は鏡石町介護保険条例の一部改正であります。

16ページにまいります。

16ページの第4条は、鏡石町都市計画下水道事業受益者負担金に関する一部改正、17ページにまいりまして、第5条は鏡石町定住促進住宅条例の一部改正であります。

附則といたしまして、1項は施行期日を平成26年1月1日からとするもので、2項は経過措置であります。

以上、提案理由のご説明を申し上げます。よろしくご審議をいただき議決賜りますようお願いをいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

議案第176号 諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第177号及び議案第178号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、議案第177号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第15、議案第178号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての2件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます

したがって、日程第14、議案第177号及び日程第15、議案第178号の2件を一括議題といたします。

提出者から議案2件の提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、柳沼英夫君。

〔税務町民課長 柳沼英夫君 登壇〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいま一括上程されました議案第177号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定並びに議案第178号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由の説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成25年度税制改正におきまして、上位法であります地方税法施行令

及び施行規則の一部の改正に伴う改正でございます。

主な内容につきましては、個人町民税の公的年金からの特別徴収制度の見直しと金融取得課税の一体化に伴う株式等の所得に係る軽減特例措置の廃止と課税の見直しでございます。

19ページをお願いいたします。

まず47条の2につきましては、今後の整理を行うとともに、第1号におきまして町外に転出した場合でも引き続き特別徴収を継続できることとしたため、第1号を削りまして以下第2号、第3号を繰り上げた改正でございます。

次に、47条の5につきましては、年金所得に係る仮特別徴収税額の算定方法を見直すものでございます。従来、本徴収額を仮徴収額としておりましたものを、前年度年税額の2分の1に改正するものでございます。

次に、第51条につきましては、町民税の減免でありますけれども、このたびNPO法人の規定を新たに加えるものでございます。なお、収益事業につきましては、国税同様減免から除くものでございます。

次に、附則第6条第4項、同じく第6条の2第4項及び附則第7条の4につきましては、今回の改正により規定の新設がありまして、条例の繰り上げとともに引用条項を改めるものでございます。

附則第16条の3につきましては、上場株式等に係る配当所得の分離課税につきまして、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴いまして整備を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2項につきましては、前項で特例を受けました特定上場株式等の配当所得につきまして、申告分離課税の運用適用とし、総合課税を選択した場合には適用できないものとするものでございます。

第3項につきましては、通則条例の読み替え規定中の配当所得を配当所得等と文言の整理を行うものでございます。

附則第19条につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と、上場株式等に係る分離課税に改正したことに伴いまして、文言の整理と所要の規定を整理するものでございます。

附則第19条の2につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税を新設したことに伴いまして規定を新設するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第19条の4から20条までを削除するものでございますけれども、これまでの規定は単に課税標準の細目を定めたものでございまして、法改正及び条例の性格を踏まえて今回削除するものでございます。

附則20条の2第2項につきましては、先物取引に係る雑所得に係る町民税の課税の特例の読みかえでございます。附則第20条の3につきましても、計算の細目を定めたものでございますので今回削除となります。

附則第20条の4につきましては、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴いまして、外国国債や外国地方債等の条約運用の特例について改正規定を整備して、繰り上げて20条の2とするものでございます。附則20条の5についても同様に今回削除いたします。

附則といたしまして、この条例は28年1月1日から施行することといたしますが、公的年金等に係る町民税の特別徴収及び仮特別徴収税額の改正につきましては28年10月1日から、NPO法人の減免規定については公布の日から、金融証券税制に係る改正規定につきましては29年の1月1日から施行するものでございます。

第2条としまして、経過措置で上げていますけれども、代行につきましてはこれまで個人町民税非課税となっておりました割引債の償還差益を28年1月1日以降、課税の適用とするものでございます。

次のページをお願いいたします。

第2項につきましては、公的年金等に係る町民税の特別徴収及び仮特別徴収税額等の規定につきまして、平成28年10月1日以降に実施いたします特別徴収について適用するとされたものでございます。

第3項につきましては、金融証券税制に係る規定に係る町民税に関する部分につきましては、平成29年度以後の個人町民税から適用するものでございます。

以上が、税条例の一部を改正する条例の制定についての内容でございます。

次に、23ページをお願いいたします。

次に、議案第178号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの改正につきましては、税条例同様、金融所得課税の一体化に伴いまして、特例公社債の利子等に係る利子所得が新たに申告分離課税の対象とされたものでございます。

具体的には、国保税の所得割の算定に当たりましては、前年の総所得金額及び山林所得金額に基づきまして算定されますけれども、株式等の配当所得等が総所得等金額に加算して案分の基礎に含めて算定されるために今回改正をするものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第3項につきましては、上場株式等の分離課税について特例公社債の利子が対象に追加されたことに伴う文言の整理を行うものでございます。

附則第6項につきましては、株式等に係る譲渡所得等の分離課税を一般株式等に係る譲渡所得等の分離課税と上場株式等に係る分離課税に階層されたことに伴いまして、引用条項の

改正と文言の整理を行うものでございます。

附則第7項につきましては、上場株式等に係る譲渡所得等の分離課税が新設されたことに伴いまして規定を新設し、条項を改めるものでございます。

附則中の第8項及び第9項を削りまして、第10項を第8項とし、第11項を削り第12項を第9項とするものでございますけれども、法令におきましては国民健康保険税について特異した規定を設けておりません。また、単に課税標準の計算細目を定めたものでありますので、税条例と同様、今回削除するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則13項につきましては、条約適用利子等に係る分離課税につきまして同項中第3条における重複する読み替え規定を削りまして、繰り上げて第10項とするものでございます。

第14項につきましては、条約適用配当に係る分離課税につきまして、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴いまして所要の整備を行いまして、繰り上げて11項とするものでございます。

第15項につきましても、単に課税標準の細目を定めたものでありますので今回削除といたします。

附則第1条としまして、この条例は平成29年1月1日から施行し、第13項及び第14項の削除した重複規定については、公布の日から施行するものでございます。

次のページをお願いいたします。

附則第2条としまして、今回の改正規定は平成29年度以後の年度分の国民健康保険税から適用するものでございます。

以上、議案第177号及び第178号につきまして提案理由の説明を申し上げました。ご審議いただき議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより2件の一括討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第177号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第178号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第179号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議案第179号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 議案書の27ページをお願いいたします。

ただいま上程されました議案第179号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

本件につきましては、町の消防力強化を図るため、17年9カ月が経過いたしました第8分団の小型ポンプ付積載車を更新するものであります。

議案につきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決にすべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定によりまして、議会の議決を求めるものであります。

契約の目的につきましては、小型動力ポンプ付積載車1台、契約の方法は指名競争入札、契約の金額は682万5,000円、契約の相手方につきましては郡山市田村町金屋字孫右エ門平57番地、和田自動車株式会社代表取締役和田純一氏であります。

なお、納入期限は平成26年2月28日となっております。

このたびの購入に係る入札につきましては、8月23日に指名業者5社によって執行したと

ころでございます。

以上、提案理由のご説明を申し上げました。よろしくご審議をいただき議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第179号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結についての件を採決いたします。

本案について、原案に賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第180号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、議案第180号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）変更請負契約の締結についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第180号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）変更請負契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事については、平成25年度公共工事設計労務単価の運用に係る特例措置、インフレスライド分と、削孔に伴う泥水処理費交換杭の規格変更に伴い請負額を増額し、変更請負契約を締結するためでございます。

地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、契約の目的、鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）。

2、契約の金額、変更前9,559万950円、変更後1億1,046万1,050円。1,487万100円を増額するものです。

3、契約の相手、福島県福島市大町7番25号、ライト工業株式会社福島営業所所長岡本秀幸でございます。

以上、議案第180号につきまして提案理由をご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第180号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）変更請負契約の締結についての件を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（渡辺定己君） 挙手多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第181号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第18、議案第181号 町道路線の認定についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。



都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第181号 町道路線の認定について提案理由をご説明申し上げます。

このたびの町道認定は、久来石地内の道路改良工事が10月に完了し、供用開始を予定していることから、道路法第8条第2項に基づき町道認定をお願いするものであります。

番号1、路線名、久来石518号線、起点、久来石568番地、終点、久来石567番地1、延長150.68m、幅員4.0m～9.5mです。

以上、議案第181号につきまして提案理由をご説明申し上げます。ご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第181号 町道路線の認定についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第182号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第19、議案第182号 平成24年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

上下水道課長、圓谷信行君。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま上程されました議案第182号 平成24年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について提案理由のご説明をいたします。

このたびの未処分利益剰余金の処分につきましては、前年24年度決算に伴いまして剰余金の処分方法につきまして一つ一つに、減債積立金1つに建設改良積立に、それぞれ特定の目的に使用するための積み立てをするものでございまして、その処分の承認をいただくものでございます。

地方公営企業法第32条2項の規定によりまして、24年度の鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金を、次のように処分するものでございます。

まずは、24年度末の残高になりますが5,243万9,383円が剰余金でございます。これを議会の議決による処分ということで減債積立に200万、それから建設改良積立に3,000万、合わせまして3,200万円を積み立てするものでございます。

処分後の残高になりますが2,043万9,383円でございます。

以上、ご説明を申し上げました。ご審議を賜りまして議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第182号 平成24年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分についての件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎請願・陳情について

○議長（渡辺定己君） 日程第20、請願・陳情についてを議題といたします。

請願第2号及び陳情第13号から第14号までは、会議規則第86条第1項の規定により別紙文書付託表のとおり所管の常任委員会に付託いたします。

---

◎常任委員会委員の改選について

○議長（渡辺定己君） 日程第21、常任委員会委員の改選についての件を議題といたします。

常任委員会の改選については、委員会条例第5条第2項の規定によって議長において指名いたします。

総務文教常任委員会委員に、2番、古川文雄君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、6番、畑幸一君、10番、仲沼義春君、12番、渡辺定己、以上の6名を、産業厚生常任委員会委員に1番、円谷寛君、5番、小林政次君、7番、井土川好高君、8番、大河原正雄君、9番、今泉文克君、11番、木原秀男君、以上の6名をそれぞれ指名いたします。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を、それぞれの常任委員会委員に改選することに決しました。

ここで、各常任委員会の正副委員長互選のため休議いたします。

休議 午後 2時05分

開議 午後 2時29分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、各常任委員会で互選されました正副委員長をご報告申し上げます。

総務文教常任委員会委員長に長田守弘君、総務文教常任委員会副委員長に菊地洋君、産業厚生常任委員会委員長に大河原正雄君、産業厚生常任委員会副委員長に小林政次君がそれぞれ決定いたしました。

---

◎議会運営委員会委員の改選について

○議長（渡辺定己君） 日程第22、議会運営委員会委員の改選についての件を議題といたします。

議会運営委員会の改選については、委員会条例第5条第2項の規定によって議長において指名いたします。

議会運営委員会委員に1番、円谷寛君……暫時休議いたします。

休議 午後 2時31分

開議 午後 2時32分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

議会運営委員会委員に、1番、円谷寛君、3番、菊地洋君、4番、長田守弘君、5番、小林政次君、10番、仲沼義春君、8番、大河原正雄君、以上の6名を指名いたします。

したがって、ただいま指名いたしました諸君を議会運営委員会委員に改選することに決しました。

ここで、議会運営委員会委員の正副委員長互選のため休議いたします。

休議 午後 2時33分

開議 午後 2時39分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで、議会運営委員会で互選されました正副委員長を報告いたします。

議会運営委員会委員長に菊地洋君、議会運営委員会副委員長に仲沼義春君が決定いたしました。

以上で報告を終わります。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時40分

第 2 号

平成25年第9回鏡石町議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成25年9月10日(火)午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番	円谷寛君	2番	古川文雄君
3番	菊地洋君	4番	長田守弘君
5番	小林政次君	6番	畑幸一君
7番	井土川好高君	8番	大河原正雄君
9番	今泉文克君	10番	仲沼義春君
11番	木原秀男君	12番	渡辺定己君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	遠藤栄作君	副町長	助川浩一君
総務課長	小貫忠男君	税務町民課長	柳沼英夫君
健康福祉課長	小貫秀明君	産業課長	小貫正信君
都市建設課長	関根邦夫君	上下水道課長	圓谷信行君
教育長	高原孝一郎君	参事兼 教育課長	木賊正男君
会計管理者 兼室長	高原芳昭君	原子力災害 対策室長心得	吉田竹雄君
農業委員会 事務局長	関根学君	教育委員会 委員長	塩田重男君
選挙管理 委員会委員長	西牧英二君	農業委員 会長	菊地栄助君

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田賢司	主幹	岡部フミ子
-------------	------	----	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。

定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、議事日程第2号により運営いたします。

---

◎一般質問

○議長（渡辺定己君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告がありますので、順次発言を許します。

---

◇ 菊 地 洋 君

○議長（渡辺定己君） 初めに、3番、菊地洋君の一般質問の発言を許します。

3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 皆さん、おはようございます。

第9回、9月定例会のトップを切って一般質問をさせていただきます。

早いもので、この9月で町議会議員として丸2年、任期の半分を経過いたしました。この間、諸先輩方からさまざまな議員活動をご指導いただいたことに心から感謝を申し上げます。また、今後よりよい町づくりのために議員活動に精進してまいりますので、ご指導のほどよろしくお願いを申し上げます。

さて、震災復興も目に見える形で着実に進み、復興のシンボルである第一小学校も2階の躯体も形成され、明年1月の完成が楽しみになってまいりました。また、除染においては、線量の高い仁井田地区の除染も開始され、住民にとっては一途の安堵感が出てきたと思います。また、町で予定していた仮置き場5カ所についてもある程度の方向性が決まり、住空間環境の整備がされてきていると思います。

一方、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水漏れは、2020年に開催のオリンピック開催候補地選定にも大きな影響を及ぼしましたが、日本のプレゼンテーションのすばらしさとチーム日本の団結力の結集により、見事圧倒的な強さで開催地決定を獲得いたしました。この経済効果は3兆円超とも推定され、元気な日本を取り戻すきっかけとなることを願うものであります。

それでは、通告書に従い質問をさせていただきます。

初めに、公民館事業の外部委託についてであります。

現在の公民館で実施されている生涯学習事業はどれくらいあるのか、また、年間の開催回数は何回ぐらいあるのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） おはようございます。

3番議員の現在の公民館での事業はどのくらいあるのか、また、年間の回数はというおただしですが、ご答弁申し上げます。

今年度、公民館事業といたしましては、青少年教室を初め、人材育成を目的とした事業等は3事業を予定してございます。また、生涯学習文化協会等の団体と連携した各種事業につきましては8事業を予定してございます。そのほか、駅伝ロードレース大会等の社会体育部門は3事業、青少年健全育成等の生涯学習部門では2事業を予定してございます。これらあわせると16事業となっており、開催回数は年間48回の講座やイベントの開催を予定しているということでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番（菊地 洋君） これだけの回数を実施していると、大変職員の皆様方に負担がかかってきているかと思いますが、この辺については、今後改善等々については考えているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

人生80年時代を迎え、よしにつけ悪しきにつけ社会が大きく変化してまいりました。この時代に対応していくためには、教育を単に一時期に必要なものとするだけでなく、人間の生涯にわたる重要な問題としてとらえて、社会のさまざまな教育や学習の機会を、長期的かつ総合的な観点から見直し、事業が多い場合にはその改善を図っていく、あるいは必要に応じては充実をしていくということが求められているだろうというふうに思います。そうしたときに、やはり職員の負担というのはとても大きな心配事になってまいります。事業を例えば新たに選定する場合でも、一新したら一廃する、そういった方何でこれからも考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。



[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番(菊地 洋君) 先ほど教育長の答弁の中にも、生涯学習文化協会という外郭団体の名前が出てまいりましたが、現在の生涯学習協会への委託の形態はどのように進められているのか、また、その機能はどのようになっているのかをお尋ねをいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

生涯学習文化協会の現在の状況は、平成25年度加盟団体数が44団体ございます。会員数は604名となっており事務局は公民館となっております。本協会におきましては、高齢者を対象とした生き生き学級、成人女性を対象としたジョイフルライフ講座、本年度から実施しております成人男性を対象とした大人の講座、男性専科等の3講座と、初夏の文化祭、秋の文化祭、そして文化芸能祭等の事業を公民館との共催事業として実施してございます。各加盟団体の活動とともに町民の文化活動や生涯学習活動に寄与していただいているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 3番、菊地洋君。

[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番(菊地 洋君) 生涯学習文化協会が束ねているのは44団体ということで、実質、先ほどの答弁の中にもありましたけれども、事務局は公民館の生涯学習課の職員が担当されているということでありまして、最初の質問と重なりますけれども、かなり職員の仕事の量が増えるということは間違いのないわけでありまして、この辺については、今後、先ほどの答弁と重なるかもしれませんが、重ねて質問をさせていただきたいと思っております。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

生涯学習文化協会は、所属団体、所属会員の皆様に活動、学習を奨励、援助していくとともに、新たに活動を求める町民の方々のよき支援者になれるよう努めているところでございます。教育委員会は、その活動をしっかりと後押ししていく、これが町民の皆様方の生涯学習につながっていくものと考えております。

先ほど申しましたように、負担になる場合については、これは生涯学習文化協会に限らず各種団体さんとの話し合いを当然持つようになる、そんなふうを考えてございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 3番、菊地洋君。

[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番(菊地 洋君) それでは、(3)の今後、公民館及び体育事業を今までどおりの形で遂行していくのかについて、町当局の考えをお尋ねをいたします。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

法人が運営している公民館につきましては、平成23年度社会教育調査では全国に7館あるということの結果が出ており、住民やNPOとの協働により運営している公民館もございます。公民館は、地域住民の日常生活に密着した総合的な社会教育施設として、社会教育の分野におけるさまざまな事業を行うこととなっております。それらを踏まえ、今後、公民館事業の外部委託につきまして、調査研究していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 3番、菊地洋君。

[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番(菊地 洋君) 既に近隣ですと、坂下町や白河市ではNPO法人等への外部委託をして円滑に事業を遂行している市町村があります。今後、今、答弁の中にもありましたが、我が町はNPO法人等への外部委託を本気になって考えていくのかどうかを重ねて質問させていただきます。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長(高原孝一郎君) ご答弁申し上げます。

今の時代、町民の皆様が、いつでもどこでも自主的に学習ができる各種の施策は、当然求められているものでございます。公民館事業のうち社会体育部門については、例えばNPO法人への委託というようなものも一考かと思いますが、いずれにいたしましても、今ある組織、人材の中で、今行われている活動の充実を図りながら、それぞれの団体が連携し機能が十分発揮できるよう連絡、調整、相談を図りながら体制を整備し、求められる実践を推進してまいりたいというふうに思っております。そのことが本町の生涯学習の発展、充実につながっていく、そんなふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長(渡辺定己君) 3番、菊地洋君。

[3番 菊地 洋君 登壇]

○3番(菊地 洋君) NPO法人等に委託をした市町村については、かなりのメリットが出てきているというのが、事実、私が調べた資料の中でも、各町村、大変メリットが大きいと

いうふうな経過がありますので、ぜひ前向きに検討していただきたいというふうに思います。

現在、生涯学習に、

○議長（渡辺定己君） 静粛に願います。

○3番（菊地 洋君） かかわる職員は、公民館長を含め7人で事業にかかわっていると思いますが、既に外部委託を実施している坂下町では専従職員は配置しておらず、我が町の職員の定数がたしか123名に対して、現在96名で職に当たっていると思います。有効に職員を配置することができると思いますが、この辺についてももしっかり検討していただき、ますます住民サービスが重要になってまいりますので、前向きな検討、実施をお願いしたいと思えます。

次に、町の復興まちづくり計画の中に（仮称）防災福祉センターの建設とありますが、昨年の9月の一般質問で、沖縄県の南風原町のちむぐくる館防災福祉センターの視察研修の後、我が町にも3.11東日本大震災の教訓を糧に建設計画はとお尋ねをいたしました。そこで、具体的な建設計画、それから建設年度等は考えているのかをお尋ねをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁申し上げます。

鏡石町復興まちづくり事業計画におきましては、（仮称）防災福祉センターを整備検討するとしておりまして、平常時には、主に子育て支援、障害者支援、高齢者支援等保健機能を備えました総合的な保健福祉拠点といたしまして、また、災害時には災害対策本部といたしまして、町庁舎のサブ拠点、福祉避難所機能等を備えた駅東側の防災拠点といたしまして位置づけしてございます。

建設年度等についてのご質問でございますけれども、現時点では対象となる補助メニューがない状況でございます。財源確保の観点から、町といたしましては事業化は大変厳しい状況でございます。このため建設年度につきましては具体的になってございません。今後は、国・県の動向に注視してまいりまして、補助事業創設など要望活動も含めまして施設整備に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 鏡石町復興まちづくり事業計画という、ことしの3月にできました冊子の中に、平成25年度から最後が平成28年度から33年度までということで、（仮称）防災福祉センターの整備検討とあるのですが、命題が復興まちづくり事業計画ですから、例えば

10年以上たつての建設等々になってくると、復興まちづくり事業ということが薄れてしまうのではないかとこのように思いますが、この点について町長に答弁を求めます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） おはようございます。

ご答弁申し上げます。

本件につきましては、国の復興交付金事業の中で認められた計画事業でありました。そういう中で復興町づくり計画を昨年度策定をしたわけであります。そういう中で、防災福祉センターの建設をこの中に取り組んだということであります。

先ほど課長のほうからも答弁ございましたように、復興交付金事業のメニューにはなかなかないというのが現状であります。そういう中ではありますけれども、私も一担当課長として経験の中で、いわゆる福祉センター、防災、今回の震災も含めて、こういったものについては、ぜひ必要だと、この必要性をすごく感じているところでもあります。そういう中でありまして、今の中では、1つは用地の問題、さらには財源の問題、そして、今、復旧復興を加速をして進めていると、そういう中で復旧復興の状況、そして最終的には課長が言いましたように、取り入れるための手法、こういったことを現在検討しているということですので、1つとしては、今、駅東の1工区を手がけて、なるべく早くやりたいということですので、そして、3工区の中に以前から公共施設というそういった分野もございました。そういう中で何とか取り入れることができないかなということも含めまして、今申し上げました用地、そして財源、そして災害復旧の状況、そして手法、こういったものを含めながら、この中でしっかりと担当課も含めて検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 具体的な建設年度等については、まだ、これからというふうな答弁でありますので、そうなってくると、私がその中で質問になっていきます（2）番と（3）番が、ちょっと腰抜けになってしまうというこういう部分もありますが、お尋ねをしたいと思っております。

総合的な防災拠点の核と計画の中にありますけれども、その機能については、一応、このまちづくり計画の中の14ページのところに、しっかりその内容についてもうたっておりますので、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） おはようございます。

3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

当町は、東北本線が縦断しており、今回の震災によりまして東西が分断されたというような事態が生じております。西側の役場庁舎を中心といたしました西側の防災拠点、これと相応する形で東側にも、今回、仮称であります但防災福祉センターを建設いたしましたして、災害時の迅速な対応ときめ細やかな被災者支援を行える機能を備えたものとしていきたいというふうにも考えております。さらには、東側には公民館、中学校などもございまして、これら等の有効な活用を図ることも考慮しながら駅東側に建設をしていきたいというふうにも考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） 4月4、5、6と北海道壮瞥町の視察研修をしましてまいりました。その折、壮瞥町は、日本でも有数の活火山である有珠山の麓、北海道内でも美しさを誇る洞爺湖を有するところに位置し、数年に一度噴火を繰り返す、まさに火山と共生を目指した町づくりを遂行している町を視察研修をさせていただきました。その中で、壮瞥情報館は、平時においては道の駅として、また、観光情報の発信や道路情報等を提供し、活用し、有事のときには役場機能を果たす情報管理サーバー機能を設置した防災拠点の研修をさせていただきました。

そこで非常時の、先ほどの総務課長の答弁にもありましたが、非常時のときの情報管理システム及び役場機能の対応について重ねてお伺いをいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

○総務課長（小貫忠男君） 3番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

災害が発生した場合、当然、役場が現在、災害対策本部というようなことで考えております。先ほど答弁しましたとおり、役場東側についても西側のバックアップ機能として、この建物について利用するというような考えがございますので、当然、建物の中には事務室などがありますので、その事務室は平常時は保健や福祉の事務室になりますが、災害時には対策本部のバックアップの機能をしたサブ本部のような形で体制が組めるような考えでおります。

当然、今ご質問にありました情報関係、これが一番災害時にいろいろと対応していく中では真っ先に必要なものでございまして、この情報管理についても、当然、最優先で考えてお

りますので、サーバー室関係の整備、それには有線ですと光ファイバーということもありますが、今後は先進地ですと無線というような方法もあるというふうにも聞いておりました、それらについては、1つの方法だけではなかなか今後の災害に対応できないということもありますので、そういう多面的な部分の考え方も含めて情報収集ができる場所としても整備していきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君。

〔3番 菊地 洋君 登壇〕

○3番（菊地 洋君） しっかりとした計画があるようですので、いろいろな手法を使いながら、メニューがないということで諦めずに、しっかりこの辺の予算獲得を頑張ってください建設が可能になるように、せっかくまちづくり計画の中にのっかったわけですから、ぜひ建設までたどり着いていただきたいというふうに思います。

復興半ば、新規事業を展開することはさまざまなご意見が出てくるとは思いますが、3.11の東日本大震災を経験した我々だからこそ、今後町の将来を担う子供たちのための安心・安全が保てる町づくりを提案することができるのだと思います。今後、しっかりとした計画のもと、住んでみてよかったと言える町づくりのための執行運営を心からお願いを申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 3番、菊地洋君の一般質問はこれまでといたします。

暫時休議いたします。

休議 午前10時26分

開議 午前10時35分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 今 泉 文 克 君

○議長（渡辺定己君） 次に、9番、今泉文克君の一般質問の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 9番、今泉文克でございます。

9月定例議会の一般質問に当たりまして通告させていただきました。

きょうは、爽やかな秋晴れの中、すばらしい議会が、今、開会されております。また、先日は、スポーツの秋ということで、東京オリンピックが2020年に開催が決定し、大変国民の多くの方々が喜んでいらっしゃるところでございます。

また、過日行われました岩瀬郡管内の中学校駅伝大会においては、鏡石中の生徒たちが練

習して、そして汗を流して走った結果が、男子は大会新記録で優勝、女子は惜しくも2位ということではありますが、準優勝の栄冠をかち取ったところでございます。すばらしい若い生徒たちの努力に我々も刺激されて、すばらしい子供たちが住んでいく町づくりをしなくてはならないなということを、改めて心にとめたところでございます。

それでは、通告に従いまして質問に入らせていただきます。

1番目は、鏡石町のブランドでありますところの、まずは一番最初につくりました鏡石ブランド米、牧場のしずくの生産と販売についてお尋ねいたします。

3点ほど分けてはありますが、関連している部分も多くありますので、まず、(1)番といたしましては、平成16年度に鏡石町のブランド米をつくろうということで計画されて、そこからスタートし、今日10年間を経たところでございます。この長きにわたりまして、町の事業として大きく飛躍することを祈念してやりました鏡石町ブランド米牧場のしずくは、今どようになっているのか、よく多くの方々に聞かれます。

これは決算書にも出ておりますが、非常に努力の汗を流しているところではあります、数字がまだ確立されておられません。一番にこのことで悩んでいるのは、この牧場のしずくを栽培する多くの生産者の方々であります。生産者にメリットを与えることができない、そして、それが生産増加に結びついていない、こういうことを考えますと、生産者メリットは果たして10年前に計画されたときに何であったのかということが大きなポイントになると思います。生産者のメリットがなければ販売する関係者のメリットもなく、あるいは、それを推進する町の位置づけもかすんでしまうということになると思います。そういう意味では、このメリットは何であったのかということが、まず大きなこととなります。これらについても伺いさせていただきたいというふうに思います。

また、今、T P Pの会議が進んでおります。非常に大変な自由間貿易のことではありますが、今、東日本大震災の復興やら、極端な話が東京電力第一原発の汚染水の対処、あるいは東京オリンピックというふうな喜びと悲しみの大きな記事の影に隠れておりますが、T P Pが年内には決着するというふうにも聞いております。その中で、一般的な産業については早急な締結を結びたいというふうにも言われておりますが、今議会にも請願が出ておりますが、T P Pのデメリット、これは我が鏡石町の大きな産業であります農業に関連してきます。そうしますと、米をつくっている方々の米価の安定と、生産者、町民の多くの方々でございますが、この方々が、今後農業、そして米づくりの経営を確立する政策はどのようなことを考えておられるのか、町の方針を第1点はお尋ねさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） おはようございます。

9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

議員さんのおっしゃいますとおり、鏡石ブランド米の牧場のしずくにつきましては、平成16年度に企画されまして、平成17年度には町の米づくり部会が組織されまして牧場のしずくという登録商標を登録しまして、平成17年度にブランド化して今年で9年目ということになります。

町の特別栽培米、牧場のしずくの栽培についてのメリットにつきましてでございますが、作付面積に対しまして10%が転作にカウントできるというメリットがございます。これは県の制度でございます。そのほかには、10アール当たり1万円の助成金ということで、米づくりに対しての助成金が受けられることになっております。

生産者にとりましてブランド化のメリットは、価格の安定にあるということだと思います。市場におけるコシヒカリの飽和状態によりまして、価格の低迷や流通単位として牧場のしずくが非常に少ないなどから優位販売に至っていないのが現状でございます。T P P問題などを考えますと、米を取り巻く状況は今後ますます厳しくなっていくという状況でありまして、国の政策が大きく変わってくるというように予測されます。このため町では国の動向を注視しながら、それに対応した政策を打っていかねばならないというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） このブランド米というのは10年を経た今日ではございますが、ここに来て、ここでT P Pというふうな大変大きな問題が出まして、町内の農家にとっては厳しいことが目に見えてきております。その中で転作面積が10%カウントされたり、あるいは10アール当たり25年度米には1万円というふうなことであります。過去には5,000円というふうな、そして7,000円になり、今回1万円というふうなことで経過してきて、何とか町も助成をしているのかなということは感じられます。

ただ、非常に厳しい環境の中で今後歩いていくときに、栽培基準というのが当然ブランド米の場合にはある。縛られております枠というんですか、栽培基準、それから、選別のときの網目の基準も大きくなっております。そのことによって、生産コストにかかわるプラスというんですか、農家にとっては負担が増加していると思います。網目を大きくしたことによって、商品化率が当然下がってきたりしております。そういうふうなことになりますと、ブランド米というのが本当に生産者の形になっているのか、そういうふうなことを非常に感じるんですが、網目の問題とか、あるいは生産コスト、農薬とか肥料の基準とか、そういう部分においては、生産者にとっては、私は負担があるというふうに感じられます。

そして、販売の単価が高く売れば、農家としてもそれはフォローできるところでござい



ますが、実際のところ単価は厳しいというふうにも伺っておりますので、そういうものを今後鏡石のブランドとして売っていく場合には、しっかりと牧場のしずくというブランドを確立しないと、ほかの農産物も鏡石は今すばらしいいいものがたくさんできてきております。しかし、それらのいいものに対してまでの波及的効果というのが、私らは期待しているところでございますが、そういうこともありません。やはり、このブランド米の牧場のしずくの確立があって、初めてほかの野菜とか果物なんかについても鏡石産だというふうな大きいブランドがしっかりと確立されてくると思いますが、米だけではなくて、これからそれらまで波及させるための政策、あるいは、そういうふうなことも考えておられるのかも伺いさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ただいまは鏡石全体の農産物に対してのブランド化というご質問でございます。特に、米のブランド化につきましては、平成16年当時、福島県には食品の米の特Aの米が3品種ございましたが、去年の中では、会津のひとめぼれだけ1つになってしまいました。平成16年には全国で11品目の特Aのお米がありましたが、現在では29品目の特A品種になっております。しかも、北海道、九州までが特Aにランクづけされるというような状況でございまして、米の環境がこの10年で大きく変化しているという状況にあります。

その中でありますので、このブランド化につきましても、政策当時の鏡石のブランド化という考え方もありましたが、今後、議員さんがおっしゃるように、鏡石のブランドをどういうふうに確立させるかにつきましては、消費者の皆さんが、鏡石の農産物、どういふ農産物が欲しいのかという販売戦略を考えながらブランド化を研究していかなければならないというふうに考えておりますので、なお一層、農家の皆様方と協議を重ねながら販売戦略の政策を形づくっていかねばならないというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） なお、牧場のしずくは鏡石の農産物のブランド化のスタート、本当の第一番目の柱でありますから、やはりこれを確立して、次につないで、農家経営の確立に総合的な姿の中で、生産物の認証やら、あるいはブランド品をつくり、そして、なおかつ、それを売ってくれる店を首都圏とかそういう消費地に向けて、今後いち早く発信する必要性があるのではないかとこのように私は思っています。

先日も棚倉町ですか、埴も江戸川区だかにアンテナショップを出していますが、棚倉町も横浜の鶴見区に、直販店というふうな形でプレオープンしているとかというふうにも新聞記

事も載っております。やはり我が町も、福島県一、二位を争う農業所得の高い町ですから、遅れることなくそういうことも政策の中で、今後進めていく必要があるのではないかと、うふうにも思っております。なお、それをご協議進めるよう求めるものでございます。

それでは、2番目の牧場のしずくの販売及びブランドは、現在、JA、農協が全てやっております。そして、この実際の販売数量というものは、毎年お伺いするところによりますと、まだまだ数字として上がっていることではないとも聞いております。この約10年間にわたる年次別の販売数量の推移というものはどの程度に現実のところなっているのか、それから、現状のような中で、何か少ない面積というふうにも聞いておりますが、牧場のしずくとしては、ブランドとして表舞台に出られるのか非常に不安でいっぱいでございます。

実際のところ、牧場のしずくというブランドの米を町民は誰ひとりといっていいくらい店頭で見たことがないというのは過言でないと思います。こういう状態が続いていたのでは、ブランド米としての位置づけは非常に意味をなさないと思いますので、この販売をどんなふう、町民の目にとまる牧場のしずくを、ブランド米の販売実態がわかる政策の点はどのように町は考えておられるのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） 牧場のしずくの販売数量の推移についてでございますが、特別栽培米としてJAに出荷されました数量でございます。平成17年度には30キロの袋の数になりますが、1,713袋、18年度1,785袋、19年度1,978袋、20年度2,167袋、21年度2,308袋、22年度2,198袋、23年度は震災のため作付ありませんでしたので、24年度は2,580袋ということで、若干ずつであります。微量にふえている状況ではございます。

牧場のしずくにつきましては、主にJAのほうから神戸の卸業者のほうへ販売しておりますが、流通ロットが少ないために福島県特選米という形で流通しているのが現状でございます。

牧場のしずくブランドとして流通しているのは、はたけんぼで売られている精米と各種イベントで販促に使われている数量、及び清酒、お酒の鏡の雫の原料として使われているということでございます。ただ、はたけんぼにつきましても、地元では特別栽培米ということで単価が高いというようなことで、はたけんぼにおきましても、なかなか一般消費には向かないというような状況でございます。

牧場のしずくとして流通されるためには、作付面積をふやして流通ロットを大きくしていくことも課題となっております。現在は、JAすかがわ岩瀬鏡石支店が事務局となる米づくり部会が中心となってその戦略について進められておりますが、今後も農家の皆さんと協議を深めながら、この販売戦略、ブランド化の戦略について、さらに改善、検討をしていかな

ければならないと考えております。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） お伺いしますと、ただいま30キロの袋で産業課長のほうからは数字が示されました。我々、一般的にコメは1俵60キロで話しているものですから、30キロだと倍の数字が言われておりますので、随分売れているなという感じはするんですが、何か換算しますと、1年間で17年ころが850俵くらい、そして24年度が1,290俵くらいということで、この数字は、この議場内にもいる1人の生産者の米よりも少ない数量であります。町中束になってかかって、そして相当予算を費やしても、この10年間やってもこれだけの数字にしか上がらないということは、やはりどこかで大きく見直しをしなければならないなというふうな時期に私は来ているのではないかと思うのです。

今日まで約10年間くらいの中に、町ではどの程度の予算、経費をここに費やしたトータルというのはどのくらいに現在なっておられるのかお伺いします。

また、生産面積が18ヘクタールとかと聞いていますが、そうしますと、これではやはりブランド米としてのブランドにならないと思います。そして、特にはたけんぼでは単価が高くて売れない、あるいは清酒、純米酒の鏡の雫の原料というふうなことでは、やはり表に出てきていない、そんなふうなことではどうも、我々、米の政策として、あるいはブランド米を確立する政策としては、非常に心もとない点があります。

現在、どうしても拡大できないということであれば、抜本的にブランド米の生産、販売というものを見直しをしていかなければならないと思うのですが、それらも含めて、予算と、それから今後拡大させるための面積を増加させること、それから販売店に対してはどんなふうやっていくのかというふうなことが、考えがありましたらばお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） まずは、これまでのブランド化にかかった経費ということでございますが、平成16年度の準備から始まりまして、本年度の予算までを含めまして、おおよそ町のほうでは1,400万程度の経費を費やしております。及びJAのほうも投資をしております、JAのほうでも250万程度の投資をしているところでございます。

米の作付面積を拡大しなないとなかなかブランド化が難しいということでもありますし、米の政策はということではありますが、鏡石、1,000町歩あります、これをどのように有利に販売できるかということが政策の目標だと思います。先ほどもご答弁申し上げましたとおり、東北の米が売れるという時代が終わったのか、終わりつつあるのか非常に状況が変化しており

ます。その中で、東北の米ということだけでなく、鏡石の米が売れるという戦略につきましては、先ほど答弁させていただきましたとおり、農家の生産者の皆さんとともに考えなければならぬと考えておりますので、今後なお検討してまいりたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 非常にTPPが絡んだり、10年間やった結果の数字が、今このように白日に出てきたりということになると、新たにそこからまたどんどん伸びているのだったらそれを継承すればいいところですが、どうもここで大きく見直しをせざるを得ない。特にJAに委ねているということは、JAの販売戦略としては岩瀬清流米が何ととってもトップのあれ、そして次に須賀川のぼたん姫、そして、それらがなくなって売るのがなくなったら、初めて鏡石の牧場のしずくを特選米とかというふうな形で歩んでいます。天栄村にいきますと、天栄米ということで国際食味コンクールなんかも実施しています。どうもこの米づくり、あるいは、そういう意味においては、鏡石の農業がちょっと、米づくりは特に近隣町村に一步遅れているというふうに思います。今後、このようなことを十分に理解して、町長は新しい政策に取り組む必要があると思いますが、それについてお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） ご質問にご答弁申し上げます。

まず、産業課長のほうからいろいろと現状等について説明を申し上げます。私も、この牧場のしずくについて産業課のほうから資料をいただきました。そういう中では、平成16年には農家数が7戸で約4ヘクタールという面積でありました。現在は25年度で14名の方が栽培取り組みされまして、24ヘクタールくらいの取り組みをしている。面積はこういったことでふえてございます。問題は、今、議員さんがおっしゃられたとおり、いかに有利に販売するかがこれからの課題であるというふうに思います。

そういう中では、生産については、これは町がいろいろなご指導等、そういったものについてはできますけれども、他の取り組みについては生産者の中でしっかりとして取り組んでいただくということも大事なのかな。そして、もう一つは、販売に関しましては、これについては農家自身ばかりではなくて、町もそういう面では積極的にかかわる必要があるというふうに私は思っております。

そういう中で、これから町としてどう取り組むのかということについては積極的に考えていきたい。例えば、町としての推奨品ということも含めて、町のブランドだということも含めてこれから取り組む必要があるのかな。これは米に限らず我が町でとれる農産物、農産物以外もあるかと思っておりますけれども、そういったものについて、これから本気に取り組む必要が

あるということをここで申し上げたいと思います。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 非常に米、難しいこと、今やろうとしているところでございますが、その中で10年やってきて感じておりますと、3番のところになりますが、ただいまも申し上げましたように、近隣市町村のブランド米との位置づけというふうなことが、大きな1つはポイントになっているのではないかと思います。

結局、町の独自性、牧場のしずくというふうな固定から、我々はそれだけで話をしておりますが、実際のJAの販売戦略は、ただいまも申し上げましたように、清流米、そしてぼたん姫、そして3番目にやっと牧場のしずくというのが出れば立派なんです、出ないで特選米でそのままいってしまう。非常に私は残念この上ないことであります。そうしますと、この改善性の必要性が私はあるのではないかとこのように思います。

多くの鏡石の米は、今、贈答米としても出ておりました。震災のときにあのことが原因で、かなり減産はしておりますが、まだまだ需要はあるというふうにも聞いております。町民の方々が、もし、この牧場のしずくというブランドを宅急便等で宅配し、そして多くの顧客に販売できるような位置づけがあれば、この牧場のしずくのブランドも、今の何十倍もある意味では全国的に広がっていくのではないかなというふうな感じもいたします。ところが現段階では、ご存知のように、あの袋に刷っておりますのは、販売先、JAすかがわ岩瀬農協になって、住所は福島県須賀川市、今は、私も最近のは確認していませんが、以前は本店のあった仁井田大谷地というところが牧場のしずくの販売住所になっています。鏡石特産米といながら須賀川市の住所で販売されているというふうなことが、まずあったというふうなこと、やはり、これは鏡石町というふうな住所がその袋の裏に記載されるべきだろうと、そういうふうなことが必要だ。

それから、このブランドというものを町民が使えるような位置づけすることが私は大事だと思います。そのためには農協から、町がブランドの所有権を持って、そして取り組んでいくべきではないかとこのように考えるところでございますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

ご指摘のとおり、独自性の確立とは現状ではなっていないというのが実情であり、改善は必要であるというふうに考えております。そのためには、牧場のしずくブランドの商標をJAから町に移管すべきということではありますが、商標をどのように活用すればブランド化に

つながるのかということについては、米づくり部会、生産者の皆さんと協議していかなければならないというふうに考えております。

ブランド化につきましては、消費者の立場で、消費者が安心・安全をもって購入できる米の確立をしなければならないという大きな前提がありますので、牧場のしずくというブランドの商品管理、栽培管理、その他そういった商品の管理のノウハウを確立することが非常に重要であるし困難な作業であるというふうに思われます。そうしたノウハウにつきましては、現在のところ町にはありませんので、そういったノウハウをどのような形で蓄積できるか検討していきながら、ブランド確立のために販売の開拓、販売戦略を検討していかなければならないというふうに考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 私のほうから補足でありますけれども、牧場のしずくということでの米を使ってお酒もつくっているということでもあります。そういう中で以前はケースもなかったと、ですから地元でそのまま瓶のまま販売しておったということで、これをやはり贈答用とか県外に持ってと、なかなかいかなかったという、そういったことがございました。そういう中で、今回、贈答用にも使えるということで、町のほうでもいろいろバックアップしながらケースをつくって、これを贈答用に使えるような、そういったシステムにも改善してまいりました。

そういう中でいかに、今、議員さんがおっしゃられたように、販売をするかということについて、これからも担当課も含めてしっかりと対応していきたいということをつけ加えて申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま産業課長、そして町長のほうからも、このブランドの位置づけについて具体的な考えもお伺いしました。

ただ、牧場のしずくというブランド米だけの問題ではなくて、鏡石の農業全体の、あるいは鏡石の農業ブランド全体の問題であるというふうに思います。

私も多くの消費地に行きまして生産者の方々とお話をできております。そうすると、鏡石の産品がこれほど評価されるのかというふうなことを、非常に今、肌で感じております。それも東京のど真ん中の丸ビルの中とか、あるいは三菱商事というふうな世界のトップの企業とかの方々と話をすると、鏡石産ということで非常に果物もおいしいですね、野菜はすばらしく新鮮ないいものがあるんですね、米も一度食べたらすごく鏡石産のコシヒカリおいしかったですというふうな声が聞かれますから、ということは、我々もっと地元産の農産物の

品質と味わいには自信と誇りを持って臨んでいいのではないかと思います。特に、今、東日本大震災やら東京電力の原発の件で非常に福島県は注目を浴びておりますから、ある意味では多くのところで支援されております。そういう意味を踏まえると、この機に鏡石産のブランドの農業を確立する政策というものが、今、町に求められているのであろうというふうに思います。

ただいまの答弁の中には、米だけでなくほかの産品についても、これから取り組んでいくというふうなこともお話しされておりましたが、これをスタートとして、今までの鏡石町の農業から、また本当に復興できる産業になるように、町当局に強くこの件をご検討されることを求め、1番目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2項目めは小学校、中学校生徒の学力向上の実現についてでございます。

実は、平成14年度よりゆとりと生きる力の向上を目指して実施されました学校週休2日制と私は思うのですが、学校週5日制とか言われております。この問題点が多く提起されておりますので、これらを解決する必要性があると思います。

私がなぜここでそう思ったかといいますと、実は、8月28日の新聞の1面、皆さんも見ておられたと思うのですが、全国学力テスト、本県6教科平均以下というふうな大変学力の結果についてショッキングな記事が掲載されました。中を見てみますと、7教科中6科目が全国平均以下であると、特に小学校の算数は全国47都道府県中42位、中学校は数学では44位と、簡単に言いますと最下位の位置に近いところにあるというふうなことです。

これは東日本大震災があつたり津波があつたりして、あるいは原発があつたりしてというふうな、その子供たちが落ち着かない点もあるかと思いますが、ただ、それでは済まされない部分があると思います。やはり、本県の学力がこのように低かったということが浮き彫りとなりました。執行や関係者の方々も、これには大変残念に感じていることと思います。もし感じていなかったら大変な問題だと思えます。

この学力差、我が町の数字はまだ伺っておりませんので正確なところはわかりませんが、平均が全国の下位にあるということは、我が町だけずば抜けて高いということはないだろうというふうにも予測されます。秋田県のように都市から離れた場所であっても全国でトップを維持したり、あるいは1位、2位の場所に位置するような教育の方策があります。

やはり我々町としましても、学力の格差の解消を早急に図って、鏡石町の児童・生徒が上位となるような政策が、今やっていると言われればそれまでなのですが、もっと実施していく必要性があると思います。その第一段階といたしまして、私は週休2日制の空き時間を活用する政策が考えられると思いますが、町当局としてはどのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） 9番議員のご質問にご答弁申し上げます。

ただいまご質問にありましたように、小・中学校は平成14年度より全ての土曜日が休みとなり学校週5日制が始まりました。その大きな目的は、1つとして教職員の週休2日の実現であり、もう一つがゆとりある教育の実現、この2つということができます。一方、この教育方針は学力低下が指摘され、国においては学習指導要領の見直しが始まり、教育再生に着手し、平成20年には新学習指導要領が改定され、ゆとり教育から脱却した脱ゆとり教育が導入されました。

文部科学省では、現状において土曜日にさまざまな経験を積み、自らを高めている子供たちが存在する一方で、土曜日を必ずしも有意義に過ごせていない子供たちも少なからず存在することから、ことし3月から全国一律で土曜授業の制度化する場合や設置者の判断で土曜授業を実施する場合の検討をしているところでありますので、町では国の今後の調査結果や情報収集等を行いながら適切な対応に努めてまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） 非常に文科省のいろいろな対応が変わりつつある中で、今、教育長のほうから、それで進むのかというふうにも考えられるところでございますが、2番目の学校支援サポートというふうなことも我が町ではやっております。

これも全く1番と2番が同じ内容なので2番目の質問に入らせていただいて、その中で、中身についてはほとんど重複しておりますのでお尋ねさせていただくようにします。

1番目の質問から一步今度は実施に向けて具体的にやらなければ、美辞麗句を並べて聞くと格好よく聞こえるのですが、しかし、それでは子供たちの本当のあれになってこないと思います。

ただいま教育長のほうからもいろいろ文科省の開始やら、あるいは、そういう規定の改革やらのお話あったところでございますが、やはり我が町は、学校支援ということでは全くすばらしい、文科省からはモデル的な事業だということで表彰を受けました。いや、大変うれしいことです。また、それにかかわってきた、サポートしていただいた町民の方々にも頭の下がる思いがするところでございます。

そこで学校応援団というものがこういうふうにつくられて、町内にもいろいろところで浸透しつつあります。そのときに学校教育というふうな観点でだけ物事を見ないで、社会教育と一緒に歩む、点で進む教育ではなくて面で形になる教育がこれからは必要だろうというふうに思います。そんなことで、この学校応援団で実績が一つの形として出つつあったところ



でございますから、今後とも重要な施策であると私は思っております。ところが、この週休2日制の空き時間をどう活用するかということが大きなポイントになってきているかと思えます。幸いにしまして、我が町には退職された優秀な教員の方々、先生方がたくさんおいでになります。それで、その方々の持っている能力や、あるいは知識、それから指導力、そういうものを我々生かしていけないかというふうな点が、まず頭にあります。それから、そのほかの専門的な知識を有する方々の協力を得て、週休2日制の空き時間において授業を行うところの平成の寺子屋なるものを開設して、学力の向上と地域住民の触れ合いを図るべきと思えますが、町当局の考えをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

学校週5日制は、学校、家庭、地域の三者が連携し、役割分担しながら社会全体で子供を育てるという基本理念となっていることから、子供たちに地域における多様な学習や体験活動の機会など、より豊かな教育環境を提供することが重要だと考えております。土曜日を有意義に過ごせるよう関係機関とも一緒に考えていきたい、そんなふうに思っているところでございます。

なお、学校週5日制を利用したものではないのですが、第二小学校と中学校では、学校応援団の支援を受けまして、夏休み期間を利用して寺子屋学習会を実施いたしております。これは夏休み中の学習について、児童・生徒が主体的に取り組むことができるようサポートをするほか、生活のリズムを整えるために、二小では昨年度から、中学校は平成21年度から実施してございます。今年度、二小では75名の児童が、中学校では28名の生徒が、教職員や学校応援団のボランティアの指導のもとで学習を進めたところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 夏休みの寺子屋的な授業を開設しているということですが、実はこの質問につきましては、私は今から12年前の平成13年12月議会の一般質問で同じことを、5日制の計画を知ったときに、学力低下が生じる危険性があるというふうに思いまして、心配して、我が町の教育行政の新たなやり方として、これを提案したところだったのでございます。しかし、その政策は評価されず、ずっと今日まで、先年までそれは生かされてきておりませんでした。しかし、このように数字的に大きく、学力低下した数字だけがどんどん全面に出てきますと、やはりどこかでやらなければならないと思っております。

この14年にスタートした週休2日制、学校5日制と呼んでいますが、学校5日というのは

授業とやっている日にちであって、私は休んでいる2日間の部分での対応を週休の2日間の対応を申し上げているところがございます。この14年4月にスタートした制度でございますが、その2カ月後の6月には、文科省では土曜日の授業を容認するというふうなことも発表しております。また、補充教員の増加を各市町村の財政でやるのであれば任せるというふうなことで、何か極端に2カ月で変わってきています。

また鏡石の場合には、週休2日の場合、何をさせるんだというふうなことをそのとき伺いましたら、まず1つは、カリキュラムについては読み聞かせ会をやります、それから太極拳の指導をします、それから造形教室を開催します、映画会を開催しますというふうなことで、この2日間を子供たちに地域と、それから家庭で対応しますというふうなお話でございました。

それはそれとして、ゆとりの中でやるんですから必要なことかと思うのですが、ところが16年になりましたら、国見町では土曜の授業を実施しているんです、国見町の教育委員会が。また、埼玉県の志木市では、教育免許がない期限付きの教員を採用して、そういうふうな学力低下の補充をしている。また、17年には福島県の県立高校の進学校においては、土曜日の正規授業を開催して進学に向けて高校ではやっている。これは保護者から大変喜ばれるというんですか、歓迎されていたそうでございます。また18年になりますと、ここで夏休みを減らしても授業日数を増加することが可能でありますというふうなお話が出ております。これは校長先生の裁量で休日を授業とすることができるというふうな項目があるようでございますので、それらのことで拡大している。それから、20年になりましたら県の教育委員会は、退職教師等の外部人材を採用して、少子化学級の確立のためにやったのかと思うのですが、外部人材を採用しております。本宮町なんかにおきましては、実際のところ集会所を使用した高齢者の協力を得て、しものほら寺子屋とかというものを開催して、いろいろな授業やら、あるいは地域のコミュニケーションを図っている。

東京においては、東京は特に学力についてはうるさいところがございますが、学力格差の解消のためというふうに明確にうたっていました。これは東大とか慶応大学とか現役大学生の応援でもって、無料でもってこのような授業を開催して、NPO法人がそれを実施して、そして子供たちの学力格差の解消を図っている。

このようなことが、実際のところ授業を削っておりながらも、裏ではどんどん進んでおりますので、8月28日の学力格差の数字が出るのは当然なのかなというふうにも私も感じたところでございます。

このように、全国的に地域の方々の協力を得て子供たちの学力向上を図っている政策が、今、展開されております。鏡石町の進学状況は近年すばらしいというふうなことは、ちょっと余り聞かれていないような気が私はしております。やはり学力向上に向けた政策が私は必

要だろう。この8月28日の新聞の中で文科省については、公立高校の要件を緩和するというふうにも記載してありました。また、財政支援ということで、来年度2014年度はモデル校として350校、20億円の予算措置も発表しておるところでございます。

このように学校支援サポートを、我が町の体育系応援団ではなくて、今度は町内の多くの知識人の方々の力をかりて、協力をもって、そして学習と文化面でこれらを拡大するのが、全国に先駆けてやるのが我々の町のやるべきことではないかというふうに強く感じております。やるのは今でしょという言葉がありますが、町当局の考えを重ねてお伺いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長、高原孝一郎君。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

土曜日における学習支援について実施していけば、それは大変すばらしいことだろうなというふうに思います。ただ、実施するだけでなく、それを実施したならば継続していかなければならないというふうにも考えてございます。

では、実施するに当たってどんな心配点があるのかなとちょっと考えてみますと、1点は、学習支援をどの程度の規模にしていけばいいのか、参加人数や参加学年はどうするのか、それに対するサポートする人数が継続的に確保できるのかということがひとつ挙げられるのかなというふうに思います。

2点目は、学習会に登録した子供さんが連絡なしに欠席した場合に、確認作業は誰がどのようにして行っていくのか。いわゆる実施日の登下校時の安全への対応に万全を期すことができるのかどうか。

3点目として、先ほどの答弁の中で、夏休み中に第二小学校のことをお話させていただきましたが、それには毎日教師が4名ずつ入って指導に当たっておりました。もちろんボランティアの方も一緒でございました。そういったことで、学校がかかわることが不可欠ではないかな、継続して長い期間かかわることが可能なのかどうか。また、教育委員会のかかわりをどこまでとするのかというようなことが、3点考えられるのかなというふうに思います。

やればできるというふうな言葉もあるのかと思いますが、でも、これらのことも含めて、国や県の動向を見極めつつ、あわせて今の問題になるような部分を慎重に考えていかなければならないんだろうなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君。

[9番 今泉文克君 登壇]

○9番（今泉文克君） 確かに、今、教育長が答弁しましたように、何やるにも問題は生じてくると思います。しかし、そういうふうな問題点を、余りにもあるからあるからと話される

と、全てのことが前に進まないと思います。それをやるかやらないかは、我々政策としてどう取り上げていくかというふうなことが問われると思います。非常に方法について問題点もあるだろうというふうなことを言われましたが、そうになりましたら何もやらないほうが私は問題はないからいいのではないかと思います。その結果としてどうふうなことが生じるかというふうなことになりますが、子供の欠席やら、あるいは出席確認とか安全とかというようなことも言いますが、それらについても最初はあると思うのですが、やっていく中で、今度はそこから解決策を出して取り組んでいかなければ、それをやるのが我々行政であって、かつ執行の姿ではないかと思います。

やらないでじっとしていれば、それは一番問題もなくて責任もなくて済むんですが、それでは私は町民は納得しないだろうと思います。やはり、そこから一つ一つ手を出していくべきだというふうに私は強く感じるところでございますが、これからの教育行政の方向を見させてもらうことをここで思いながら、この質問はこれで終わりにさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 円 谷 寛 君

○議長（渡辺定己君） 次に、1番、円谷寛君の一般質問の発言を許します。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 3人目の一般質問をさせていただきます1番議員の円谷寛であります。

今回は、大変質問項目が多いので前置きはやらないでやろうと、こういう思いで来たんですけども、どうも先ほどから聞いておりましたら一言言わないとおさまらない問題が生まれました。

それは、東京において2020年のオリンピックの開催の問題でございます。これは町長の説明、さらには今までの一般質問の方々、皆、大変べた褒めといたしますか、手放しで喜んでおりますので、私はこれはちょっと違うのではないかという考えでおります。

それは、やはり、この福島においては特に違うのではないかと私は思うんです。本当に心配なことが大変いっぱいあるんです。これは東京都という大変財政力が豊かで、そして4年前の誘致活動が失敗をしたということで、そういう反省を含めて、大変念入りの準備をして、お金を掛けて、皇族まで動員して、皇族は本当は政治活動はやってはならないということになっているんです。そういう人たちまで動員をして、今回の誘致運動をやったわけですけども、なぜ私はこれにちょっと文句を言いたいのかということで2点ほど挙げたいです。

1点は、福島県の原因事故が、この動きの中で国民の目からそらされていくのではないかという心配があるんです。放射能漏れで、今、大変な思いをしているわけです。これ、どう

したらいいのか途方もない問題なのです。

そして、総理は嘘までこいて話をしたんです。0.3平方キロの中に閉じ込めた、絶対心配ない、東京の放射能はロンドンやニューヨークと変わらないということまで言って、嘘を言ってまでやったのです。これからの責任も重大ですけれども、これは大変なことにこれからなるというふうに思っています。

また、さらにメディアも、国民のそういう感情とか権力の側の意向なども含めて、これからはオリンピックの誘致にマイナスになるようなことは書かなくなる。そういうことからいって福島はますます置き去りにされるのではないかと思うのです。このことを一番心配します。

けさの朝日新聞の川柳欄にも、「福島を歓喜の下に葬りぬ」と、「コントロールすると嘘をつくシンゾウ」と、こういう厳しい川柳が載っております。本当にこれはこれからの福島にとっては大変なことになっていくという問題ではないかと思うんです。

2つ目の心配というのは、やはり、これだけ震災で大変な思いをしている中で、東京は一極集中、これ以上進めていいのか、都市防災というものを考えているのかということ。私はその点で、東都知事が大変私は、東氏という都知事がいたんですけれども、この人大変私は立派だと今でも尊敬しているんです。余り高齢だからといって、自民党と公明党で組んで、磯村というニュースキャスター、NHKのヨーロッパ総局長などもやった人を立てたんですけれども、この鈴木さんには負けてしまったんです。自民党と公明党が一緒になって立てただけけれども負けてしまった。

この鈴木俊一さんが、東北新幹線、さらには上越新幹線を東京駅に乗り入れるということに対して厳しく批判したんです。これは都市防災上、全くもってまかりならぬということで反対したんですけれども、最後は都知事の権限は及ばなくてこれは敗れたんですけれども、そういうふうにして防災というものを考えて町づくりをしていかないと、こんなに東京にどんどん人を集めてどうするのかということ。これは都市防災上、全くもってまかりならぬということで反対したんですけれども、最後は都知事の権限は及ばなくてこれは敗れたんですけれども、そういうふうにして防災というものを考えて町づくりをしていかないと、こんなに東京にどんどん人を集めてどうするのかということ。

さらには、2020年の東京オリンピックの会場は、東京湾の埋立地を、大体これから中心に宛てがっていくということなんですけれども、ここはこの前の震災で、その近く、向かいであります千葉県になってはいますけれども、浦安がどれだけひどい目に遭って住宅が陥没しているのか。液状化現象です、そういうことまで考えているのかどうなのかです。

全国的には大変地価が下落をしているんですけれども、なぜ東京ばかりこういう巨大な開発を続けて人口を集中させるのか。こういうことばかりやっているのかということ、全く我々は震災の教訓を全く認識していない、教訓化していないということのがっかりしているわけです。

今、原発事故隠蔽、その件と東京一極集中、これをより深化させる、そして、この震災の

場合に破滅的な被害を起こす、こういう危険があるために、私は東京五輪には賛成することはできません。

それでは、通告書に従って質問させていただきます。

1つは、高久田・一貫線の行き止まり解消策について質問させていただきます。

なぜ、この質問を今回、今までも何回かやってきたんですけれども、また出したのか、最初にしかも出したのかということですが、これはこの場所で私の知人が亡くなっているんです。8月30日に私はお葬式に行ってきたんですけれども、成田の81歳の長谷川さんという人が亡くなったんです。

私は、最初何で亡くなったかわからないでお葬式で同席した人に、隣の人にいろいろ聞いたんです。そうしたら、あの道路を真っすぐ行って、奥さんが脳溢血だか起こして、南東北の春日リハビリセンターにいたので、あそこが近道だということを聞いて訪ねていったら、私もその後、行って現地を見てみたんです。狭いし角々が落ちているし、でこぼこがありますし、ああいう農耕車といいますか、小型特殊の、形は軽トラックみたいな形をしているんですけれども、それを小さくしたみたいになっているんですけれども、農耕車でございまして、非常にハンドル操作が悪いわけです。だからハンドルなんかも普通のハンドルと違って、回転の倍率が違いますからハンドルもとられる、そういうことで田んぼに落ちた。しかし、農耕車は発動機のようなエンジンなものですから、なかなかとまらなくて、さらに走り出して下の田んぼに落ちた。それで頸椎を捻挫して、何カ月か、田植えのころと申しますから、3カ月近くたっていたと思うんですけれども、先日亡くなったわけです。

やはりこれは、ああいう立派な道をつくれれば誰も通りたくなる。しかし、その後は、その先はどうなっているかということをよく考えなければならぬんですけれども、つい通りたくなる道路です、入り口、途中まで。しかし、これは須賀川の分だからといって、我々はただそのままにしておいていいのかということを知りたいわけです。私は何度も何度もこの場で言ってきたんです。私はこういうことを言ってきたんです。あの場合は、あの先は須賀川にやってもらえないけれども、鏡石町がやることかということ。例えば、あの中に稲部さんという家があるんです。稲部進さんの家は鏡石なんです、あの人は鏡石の住民なんです。だけれども、あの道を行って稲部さんのほうに行くと大変しんどいです。稲部さんの裏のところだけをちょっと改良しただけでも、ヤマダ電機に続く118号バイパスの立体橋を渡っていけばメガステージにもすんなり行ける。そういうことを前から私言っているんですけれども、この問題、なぜその問題に取り組まれないのか、この辺をまずお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 1 番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町におきましては、今まで須賀川市に対し早期開通に向けた事業の推進について要望を重ねてきたところでございます。須賀川市においても、今まで地権者と数十回となく交渉を行い、出された要望について処理してきた状況がありますが、依然として理解を得られない状況が続いているという状況に今現在もあります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1 番、円谷寛君。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） その取り組みは私も薄々はわかるんです。でも、その稲部さんのところの道路を改良するという取り組みはやったんですか、何か、その辺をお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 再質問にご答弁申し上げます。

稲部さん宅までへの取り組みでございしますが、須賀川市と隣接しているということで、須賀川市までの接道につきましては、40号線からのところについては一部改良をしている状況で、稲部様宅までは、現在のところ須賀川市の道路ということで取り組みをしていない状況にあります。

○議長（渡辺定己君） 1 番、円谷寛君。

〔1 番 円谷 寛君 登壇〕

○1 番（円谷 寛君） 何度も言うようだけれども、稲部さんというのは鏡石の住民なんです。そこにあの道路を、何ですかと言いたいですよ。非常にしんどいですよ。稲部さんの後ろに入ってくると、稲部さんの宅地を通過して、また、いわゆるヤマダ電機のほうに行く道路に出るわけです。あんな道路、どこにもないようなひどい状態なんです。もう少しこれは取り組む必要があると考えないですか。何回も言ってきたんです。どうですか、その辺は。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 1 番議員にお答え申し上げます。

私も就任して4年目に入っておりますけれども、この一貫道路については議員と同じように、大変、非常にその先線が残念な状況になっているということをご承知のとおりであります。そういう中で、私も就任して間もなく、この須賀川市の地権者のほうに直接、私と担当課長が行ってまいりました。これは須賀川市の承諾を得ながら行ってまいりました。そういう状況の中では大変厳しい、先ほど担当のほうからも数十回ほど市のほうでも行っているというそういう状況であります。

そういう中で、ちょっと時期は忘れちゃったけれども、つい最近、町の議会の中でもこういったものについて陳情を出されたら、そういった効果もございまして、私も何度か市長のほうにもお話をしました。そういう中で何とか、今、市のほうでいろいろと動いているということをお伝えをしたいと思います。ただ、これについては、あくまでも今どういった方法でできるのか、そういったことについて、今、事務レベルでお話をしていると、市長もそういうことで関心を持っているということだけをご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 何回も言うんだけど、稲部さんという鏡石の町民がいるわけです。その家の後ろの、例えば道路をちょこっと直しただけでも、これは本当にヤマダ電機のほうに抜ける立体橋に、普通の車だったら対向車なければ順調に行けるんです。でも、稲部さんの屋敷だけが何か変になって、落ちたり下がったり宅地の中にいっているみたいで、作業所の前を通ったり変な形になって。その辺は考えてこなかったのか、これからも考える気がないのかということ、もう1回お尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） その辺についても、これは市と、これは今現在、一貫線については、県の県道須賀川二本松線といいますけれども、あそこにつなげる計画でありました。これがなかなかいかないということでもあります。そういう中でそれにかわるべきもの、そういったものも含めて、稲部さんのことも含めて、さらには東部環状線、いわゆるメガステージにつながる、そういったことも含めて、今、市といろいろお話を事務的にしているという状況にある。これは最近でありますけれども、なかなか先ほど言いましたように、市のほうでも動かなかったというのも実態であります。そういう中で、今、市のほうで、市長さんの声かけもありますけれども、そういった中で動いているということをご報告申し上げます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 非常に何回も言うようだけれども、鏡石町民である稲部さんの家の後ろの道路をどういうふう考えているんですか。建設課長、では、まず、それ見てきたのかい、それ。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 再質問にご答弁申し上げます。

稲部様宅の周辺につきましては担当職員と現地を調査しております。なかなか稲部様宅の



周辺につきましては、町道が隣接している場所が少なく市道の隣接が大きいものですから、市さん等のご協力がないとなかなか改良できないというふうな状況に認識しております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） とにかく須賀川の市にやらせてもいいんだけども、やはり稲部さんというのは鏡石の住民だということで、もう少し積極的にここは町で計画つくって、須賀川の市の土地だか何だかわからないけれども、稲部さんは鏡石の人だということは忘れないで、ああいう道路をあのまま放置しておくということは、やはり鏡石の恥ではないかと思うんです。ああいう道どこにもないです、稲部さんの後ろのあの道は。これはこれからも何回も私は話、質問を出させていただきますので、毎回出るかと思っておりますので、そのときにまじめに取り組んできたという答弁を期待いたします。

次は、二小入口付近通学路の改良計画です。

これは、今年のたしか補正予算で予算が計上されていると思っておりますけれども、どの辺まで計画が進んでいるのか、また、どのように改良する考えかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

この道路の改良につきましては、町道牧場・熊の前線の狭隘である歩道の一部を拡幅するものであります。用地の提供について地権者の理解を得ることができたことから、現在、測量設計及び補償調査を進めている状況でございます。現時点では平成26年度に工事を着手したいと考えております。歩道の幅員につきましては2.5メートル、延長につきましては約100メートルの改良を予定しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） そうしますと、入り口の角に室井さんのお宅があつて、あそこに大した生垣がありますね、あれはどうなるんですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

事業推進に当たりまして地権者との補償交渉がありますので、それにつきましては地権者のご協力を求めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今から注文をしておきます。あの生垣は、子供を犯罪から守るために大変問題のある生垣でございます。あれは、やはり補償金を払って動かすわけですから、あれは伐採をして見通しよくしないと、ああいうところに子供が万が一連れ込まれたりすると犯罪が発生しやすい、そういう危険な場所です。あれは生垣を切っていただくようにしてもらいたいです。

さらに、やはり議会ともう少し、図面ができれば相談をして決めるようにしてもらいたい。と申しますのは、あの道路、最初につくるときに、私は当時の建設課長と大議論をしたんです。あの道路は西側につくれば、歩道をもっと西側に移して、大幅に西側に移せば、あそこの住宅などはやる必要なかったのに、当時の建設課長は何を言っているのか、道路というのは右にふれると左にふれなければならない、高速道路をつくっているみたいなばかな話して、そうして、あのうち、あそこの当初の計画では3戸の家を動かす計画の道路を設計したんです。室井さんの母屋と後ろにあった隠居、添田初美先生の住宅を3軒を移すような設計をした。これほどばかな無駄遣いの道路設計はないと私は議論したんですけれども、道路というのは右側に曲ったら左に曲らなければならないとばかなことを言って、ああいうお金のかかる設計をしたんです。こういうことをやっているから町の財政は悪くなったんだと、私、言いたいですけれども。

学校の入り口なんてスピード出す必要ないんです。右にと左にと、そんな高速道路つくるみたいな発想ではだめなんです。学ぶべきは福島のすずらん通りですか、今はパセオ通りとか言うんですけれども、わざわざカーブをつくっていますね、道路に。そういうふうにして自動車なんかスピード出せないようにしてしまえばいいんです。それを、ばかみたく高速道路みたいな発想で、県の役人言ったとか何とかって、右に曲がったら左に行かなければならないからそうはいかないなんて、私は、西側には何の障害物もないんです。そういう道路をつくれと言ったんですけども、ああいう道路をつくって、さらに今こういうお金がかかる仕組みをつくった。これはやはり職員の勉強不足ですから、これからそういうばかなことはやらないように。

そして、あの生垣はぜひきれいにしてもらって、フェンスでも回してもらって、子供の防災、安全上そういうものを確保してもらいたい、これは要望です。要望としても、これからは図面などを議会に出して、ぜひ見せていただいて、やはり我々の意見も取り入れて改良工事を進めていただきたいと思います。

3つ目は、田んぼアートの中間総括についてです。

大変、町長の説明でも田んぼアートを高く評価しているんですけども、私は、これはやはりもう少し議会としては、仕事の緊張感がないとこれはだめですから、もう少し、ただや

ればいいというものではなくて、どういうことによって町は成果を勝ち取っていくのか、町民の利益というものが、その中でどういうふうに確保されていくのか、こういうことを考えながらやらないと、たくさんお金をかけて、大した成果もないようなことを、人が集まったからといって、ただそれだけでは何にもならないです、極端な話。だから、それでどういうふうに町の発展に結びつけるんだと、こういうことを目的意識にしてやらないと、私は自己満足だけで終わってしまうと思うんです。

私はことし、田舎館村に行ってきました。田舎館村、エレベーターで上がるのに200円取ります。もう1カ所あるんです。それは道の駅なんです。両方上がる場合は300円。それで、これから1時間半並ばないとエレベーターに乗れませんというくらい人がいっぱい集まっています。さらには表に屋台なんかも出ておりましたし、そういう形で道の駅にも誘導して道の駅のいわゆる物品を買ってもらう。そういうものと結びついていかないと、ただお金を掛けて職員が日曜返上で働いて、職員によっては、ボランティアでさえやってくれる人いるのに残業手当なんてつけられないなんて言って、ただ働きをしているような職員もいると聞いております。そういう犠牲の上にやっているんですから、もう少しきちんとした成果を上げてもらわないと、これは職員がかわいそうです。その辺どうですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

○町長（遠藤栄作君） 田んぼアートについては、本来ですと、本年度で3回目というふうな予定だったんですが、1年目、羽鳥用水が来ないということで本年度2回目ということになります。

今、議員さんがおっしゃられたように、青森県田舎館村、これは20年の歴史があって今そこにあるということでもあります。我が町はまだ2年であります。そういう中で私は担当課のほうには、これ庁議でもお話をしておりますけれども、やはり見せるだけの田んぼアートではない、これは町の産業振興、いわゆる観光、商工、さらには農業の振興ということについても、しっかりと誇りを持って取り組んでほしいということを担当課のほうにそれぞれ申し上げました。そういう中で、2年度目、桃太郎祭りも含めていろいろなことをしているということでもあります。

そういうことで時間はかかるかもしれませんが、でも、こういった起爆剤がこれから我が町においても大事なのかなと、これまでの町の中で、これほどの誘客、こういったものは私はなかったのかなと、これをやはりさらにさらに生かすことがこの町にあるべきだと、これは先ほど今泉議員さんからもおっしゃられたように、いろいろなブランドイメージをつくるというそういったことも含めて、こういったものにつなげていきたい。そういう考えのもとで実施しているということをご理解いただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 議事の都合で昼食をはさみ、午後1時まで休議といたします。

休議 午前11時59分

開議 午後 1時00分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 午前中に引き続き質問をさせていただきます。

田んぼアートの総括についてということですが、まず、通告していましたが費用対効果は、どのくらい今まで費用かかったのか、まずお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

今までどれぐらいの費用を掛けているかということでございます。田んぼアートにつきましては、鏡石田んぼアート実行委員会を組織して事業を実施しており、昨年度の事業費は約150万円程度であります。県の地域づくり総合支援事業として補助金が交付されておりますので、町からの補助金は66万7,000円となっております。また、今年度の事業費は約190万円を見込んでおり、町からの補助金につきましても昨年度と同額の見込みでありまして、来年度以降も同程度の事業費を想定しているところであります。

なお、田んぼアート事業に係る職員の人件費につきましては、他の事業やイベントなどと同様に課全体で対応をしております。また、他の一般業務との兼ね合いもありますので、田んぼアート事業のみの算出は難しいところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 私は、今回はいっぱい質問ありますのでやっていきますけれども、これ、そういうわけにいかないんです。もうちょっと、それはデータの的に、職員の人件費だって、日中の正常勤務時間内は別として、超過勤務手当くらいは出せるはずですから、日曜日にかなり出てやっていますから、そういうものを出してください。これから各課の決算審査の中でいいです、これは。

時間がないから前に進みます。

あとは、これは町づくりにどうして生かしていくのかということについては、その後の4

番に関連がありますから、それと一緒にやっていきますので、これはいいです。

ただ、4番目の特定農家にだけ多大な町費の投入は許されるのか、これだけお金を掛けて、何ぼ補助金だろうと。

この中でことしは桃を売った。桃を町で購入した値段よりも安く売ったんです。そして桃農家だけを何でなぜ町の金をかけて支援するのだから、その辺ちょっとわからないですから説明してください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長、小貫正信君。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁いたします。

今年度につきましては、田んぼアートの絵柄が桃太郎であるということから、町の農産作物の特産品の1つであります桃のPRを目的といたしまして、8月4日に図書館において桃太郎祭りを開催したところであります。イベント当日は、桃の販売やプレゼントを実施しましたが、大変好評をいただきまして、町内外の皆様方に鏡石特産の桃をPRできたものと考えております。桃の手配につきましては、JAすかがわ岩瀬果樹協議会鏡石支部においてお願いしたところであります。特定の果樹農家ではなく町内の桃農家全体を通して、この事業の説明会を開催しながらお願いしたところでございますので、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 早くやらないと時間がなくなってしまうので、ただ、言うておきますけれども、高い値段で買って安く売るなんて芸当は税金の無駄遣いですから、そういうことをやるんだとしたら、果樹部会で売るのを任せればいいんです。そういうことをこれからは検討してください。町で高い値段で買って安く売って損しているほど町に財政余裕ないはずですから。後からまた財政の問題やりますけれども、そういう心構えではだめです。仕入れ値段くらいで売らなかつたらだめです。桃というのは日持ちが悪いから、自分で責任をとって残ったら大変ですよ。だから、それは桃部会なら桃部会に任せればいいんです、そういうのは。そういうことをこれからは十分考えてやってもらわなければならないと思います。

次に移ります。

道の駅開設の取り組みについてです。これを私は、いわゆる田んぼアートとの結びつきです。いわゆる田舎館村の現地を見てきた立場で、やはり道の駅に田んぼアートの客を誘導しているんです。それをやはり教訓化をして、町の産物をそういうところで買ってもらう。そ

のために人が集まれば効果があるのであって、ただ、図書館に上がってエレベーターで電気を使っただけで、ちょっとは看板あるのかなんだかわからないけれども、看板はあったけれども、そういうことではまだまだ町は貧乏する。電気がかかるわけですから、そこに上がるのだって、エレベーターだって。だから、そういう何かに結びつけなければならない、それは私は道の駅にあれば当然。ここに書いてあるのは、高齢者時代の農家に直売所が不可欠なんです。そして、今たくさん農家が須賀川のはたけんぼに出しているんです。でも、聞いてみると大変だと、あそこまで毎日2回も3回も往復したら、とても年とってからは行けないという声が圧倒的に強いんです。

昔だったら農協が、合併前だったら、須賀川農協がやったら鏡石もやるかなんてことできたんですけども、合併していますから、幾つも分散化すれば店子の売り上げ減ったりするわけですから、当然、同じ農協としては採算上そういうことはやらないということになれば、これは町でやらないとだめだと思うんです。そういうことを考えているのかどうかお尋ねします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

直売所につきましては、生産者にとっては手数料等の負担の少ないことや販売量の少ない生産者でも参加が可能なことから、小規模の農家や女性、高齢者へのメリットが大きいものと考えております。また、直売所につきましては、地産地消などの性格が強いため、直売所の売り上げが地域に新たな需要をもたらすとともに波及効果があると考えております。たくさんさんの有益な利点も多いと思いますが、町の町内農産物のPR等の方法などもあわせて研究しながら、この農産物のブランド化とともに、この課題を研究してまいりたいと思います。

以上、答弁させていただきます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 私は、よく玉川のこぶしの里とか天栄村の直売所なんか行くんですけども、実に地域のそういうきめ細かい、今、課長も言ったような、そういう地元の地場産品をいかにして売っていくかということで、そういう工夫を凝らしてやっているんです。だから、ぜひ、こういうものを町おこしのために、これからぜひ取り入れてもらいたいということでございます。

2番目は、そういうことでこれからも私はこの問題を出していきますので、これはこの辺で前に進めたいと思います。

5番目は、震災の復旧はなぜ遅々として進まないのか。

この通告を見ても意外と思う人がいるかもしれないです。ほとんど何か表通りというか田んぼ、農地なんかは、もう片づいていると思っっている人多いと思うんですけれども、しかし、かなり多くの見捨てられたようなイメージで、どんどん片方は田んぼが青くなっていくのに田んぼをつくれぬ、亀裂の入ったような田んぼが、まだまだあちこち残されているわけですけれども、なぜこういうものがいつまでも放り出されたままにあるのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

災害復旧工事につきましては、現在まで国庫補助事業を優先的に早期な復旧に努めてまいりました。技術者、作業員の人手不足や資器材の確保が困難な状況にあるなど、災害復旧を取り巻く環境が工事の進捗に大きな影響を及ぼし、いまだ全ての事業が完了していない状況にあります。特に農地等の災害については、多くの被災箇所が復旧されずに残っている状況にあります。復旧に当たっての設計も完了したことから、今後、発注作業を進め、被災箇所の早期な復旧に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 本当に取り残されている農家は心境穏やかでないです。片方はどんどん田んぼが青くなって秋になると実っているのに、自分の田んぼだけはつけれぬというそういう農家の心境を思うとき、これはやはり一刻も早く、少なくとも来年はみんな作付できるような取り組みを、ぜひ要望しておきたいというふうに思います。

さらに、これも要望になりますけれども、この間、片方は1年だけくらいの休耕で済んでいたのが、もう既に3年つけれぬということになれば、柳の木なんかあちこちに生えているようございまして、これは放置した側の責任としてきちっと工事をやるときに除去をしていく、こういうことをしてもらいたいと思いますが、いかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご質問にご答弁申し上げます。

災害復旧工事に当たっては、復旧範囲内にある支障物については工事の中で処理していきたいというふうに考えております。ただし、基本的に民有地であることから、復旧範囲外については個人における対応をお願いすることになりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） だから、そう言っているんです。町は、片方は早く直してやって、何年も置かれたことによって柳の木なんか田んぼにいっぱい生えているわけです。だから、それはだって残した側にも責任があるのではないの。片方は早くやって片方は残されたという、そういう不公平感がいっぱいあるんです。それはやはりぜひやってもらわなければならないし、これからも私は発言をしていきたいと思います。

次に移ります。

6番目は、住民自治条例の制定についてということでございますが、まず最初に、町民が町内会、あるいは班、どの程度の割合で組織をされているのかをお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町民の行政区への組織率というご質問ですが、実際に調査をした資料がございませんので、各行政区の総会資料などから行政区への加入世帯を算出したしまして、町内全体の世帯で除したというふうな数字になります。そういたしますと、組織率としては約70%という数字になります。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 町としても、こういうものはきちっと把握してもらう必要があると思います。

これからは区のほうに任せるのではなくて、町としてどういうふうな、地域によってどの程度これは組織されているのかというのは把握をしてもらわないと、やはり、これからのそういう自治対策にならないと思いますので、しっかりと把握をしてもらいたいと思います。

なぜ、こういうふうに3割の人が班に入らないのかということ、町は真剣に行政区とともに考えていかなければならないのではないかというふうに思うんです。その辺ちょっと考えていたら教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 未加入者が増えてきているということは確かだということであり、この増えている理由といたしましては、なかなか具体的にはつかんでおりませんが、町内にアパートが増えてきたと、さらには、新たな住民などで単身者とか共働きの世帯が多くなってきて、いろいろな地域でやるようなかわりが薄れていると、冠婚葬祭も含



めていろいろな施設で行うということもあって、地域共同で行う場面が減ってきていると、さらには、就業時間なども違いがあるということ、そういうことから、いろいろ区の行事やお隣などとの交流が減ってきていると、そういった関係で区費だけを納めているというような方も大分おられるというふうに聞いております。

この問題につきましては、行政区長会でも話題に当然なっております、ただ、話の中では、その抜本的な解決がないということも事実ということでもあります。そういう中で、丁寧に自治組織の役割とか、加入していただくことでいろいろと協働でやる事業やら町のいろいろな情報もお伝えできるなどのお話をさせていただいている中で加入促進に努めていくということではありますが、それらもなかなか限りがあるということでありまして、これからも行政区長会等で協議をしていきたいというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ぜひ、その辺をもう少し掘り下げてやってもらいたいのですが、法外な反則金はどこまで許されるのかと通告したんですけれども、成田のある班の人から相談を受けたんです。こういうものをどう思うんだというのは、成田は1級河川鈴の川の関連で、県から委託したモダ刈り、成田では真菰刈りなんていうんですけれども、モダ刈りを毎年やるんです。その行動に欠席をした場合は1戸1万円だと、女性が出たら5,000円だという、こういう取り決めをしている班があるそうなんです。これはちょっと私はどういうものかなと思っっているんです。女性だから5,000円出さなければならないというんだけれども、私事で恐縮なんですけれども、例えば、私の家内なんかだったら、私よりも草刈りなんか上手なんです。それを5,000円もとるといのはいかがなものか、法外なことではないかと思っで私聞いたんですけれども、そういうものを町としてはどういうふうに考えますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまの法外な反則金ということでございますけれども、そのような情報は行政区によってはあるというようにお話を聞いておりますけれども、町のほうでそういう事例を調査したというようにもございません。どの程度行政区では反則金を課しているのかということについても、ただいまの成田区のところでは1万円というお話がございましたけれども、そのほかの事例等も把握していないということでもあります。

地域の取り決めということでもありますから、多分、過去から現在までの間に、いろいろな話し合いの中でそのような結果になったのかとは思いますが、確かにそういう金額が妥当なのかどうかということについても、また、そういう制度のあり方についても、その班、さらにはその行政区、地域などでも今後も話し合いをしながら、いろいろと対応していただ

ければというふうに思いますので、よろしくご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ちょっと町は及び腰なんです。自治というから、それはそれぞれの決めるのは勝手だということだけでも、しかし、やはり町の情報を伝達したり、町が共同募金のお金を集めてもらったりしている密接な町の仕事をやっている人、組織なんです。それを町で介入できないから勝手にやれということにはならないと思うんです。

だから、ここを出てきたのが、やはり私が言っている住民自治条例みたいものをつくって、そういう班の取り決めがもっと良識的なものに、そういう本来の自治の姿に近いようなものに持っていく、そういう努力を町は必要ではないかということを出しているんです。だから町で決めるのは勝手ですけども、しかし、そういうことが班に対する結集をどんどん少なくしていったら、では、やめますと、こうなる。もっと、班長なんかも機械的に年取ったにも順番で回すんです。そういうところもあるんです。それは、やはりみんなでそういう人を包んでいくというようなものがなかったら、どんどんこぼれ落ちていってしまって、だんだん組織外の人が増えてしまうんです。だから、そういうものをなくすためにも、これからどう班とか区とか町内会というものがあるべきなのか、そういうものを真剣に検討して、そういう条例をつくったらどうなのかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 住民自治条例ということになりますと、自治体の仕組みの基本ルールを定めるというような内容になるかと思います。そうしますと、自治を担うのは、当然、町、さらには町民、議会などの役割とか責任分担、そういうものも決めながらやっていくというような形になるのが通常の自治条例なんだと思います。ただ、その基本的な考え方だけではなくて、現場に行ったときにいろいろと内容が違う場面があったりということでもありますので、それらについてはある程度、なぜそういう仕組みができたのかというところから入りながら解決をするしかないのかなというふうに思います。

確かに、先ほどの反則金からの流れもございませう。多分、反則金を設けなければいけないという背景としましては、後継者、さらには、そういう仕事の関係などで出席率も低下したと、そういう部分もあるのかなというふうに思うんです。そうした場合に、どういう形、そういう組織でやるのが地域のため効率的なのかということも含めながら、当然、町のほうでも、そういう考えとか話に入る場面がもしあれば、町のほうのお考えも示しながら、地域の方と話し合うという形で解決をしていくことが一番いいのかなというふうに思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今、幾つかの事由を言ったんですけれども、例えば、もっと法外な反則金、やはり、そういう組織をどんどん先細りにするんです。

それから、班長でも何でも、お年寄りで体が動かないような人まで機械的に回していったら、それはその人はやめるしかないんです。皆、排除の論理なんです。こういう排除の論理というものを、そういう班とかいう組織から排除して、助け合っていく、そういう人たちがみんなで温かい手を差し伸べて、そして、どうか班においてくださいと、班長はやらせませんからとか、あるいは困っている家庭に、そういう体が弱ったら出られないこともあるだろう、それを1万円の反則金を出せなんていうような組織は、これはお互いの互助組織としては私は失格だと思うんです。そういうものを、やはり町も中に入って、条例ができなくても、区長会議などでもっときめ細かく指導して、そういう思いやりのないような班の取り決め、そういうものはやめるような指導をこれからぜひやっていただきたいと思います。

項目がいっぱいありますので、また、これから次の議会もありますから、この問題は取り上げてまいりますので、総務課長、よく今の答弁、非常に不十分なところ多いから、もう1回整理をして、また次に出ると、こういうことで準備をしておいてもらいたいと思います。

8番目は、町民温水プールの管理のあり方についてです。

町の社会実験で半額定期券助成をやっているんですけれども、

○議長（渡辺定己君） 1番議員に申し上げます。通告順7番目です、この次は。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 失礼しました、7番目漏れました。

7番目、再生可能エネルギーです。

これ、前にも言ってきたんですけれども、鳥見山の体育館、プールとか、ああいう屋上を使ったりとか、あるいは駐車場とか、そういうものを使って、もっと再生可能エネルギー、太陽光発電などを設置するようなことを言ってきたんですけれども、どうでしょうか、この辺は。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

産業課長。

○産業課長（小貫正信君） ご答弁申し上げます。

太陽光や風力等による再生可能エネルギーの導入促進につきましては、国・県の重点プロジェクトの1つにも位置づけされております。町といたしましても、公共施設への太陽光発電の導入を進めておまして、今後も利用可能な範囲で再生可能エネルギーの導入を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 問題は、資金がということになるだろうと思うんです。金がなければ、土地、場所だけでもそういう業者に貸せばいいんです。何ぼか町も地代が入るわけだし、そういう再生可能エネルギーというものをもっともっとふやしていく、そして将来は原発に依存しなくてもいいような社会をつくるためにも、ぜひ、そういう取り組みをすべきだと思うんです。

お金があってつくれば、今、業者がやっているということは、地代を払ってまでも、須賀川市さんなんかやっているということはもうかるからやっているんでしょうから、本当は町でできればいいんですけれども、これが資金がなくてできないといえ、場所だけを貸して、そういうものをやっていくんだという取り組みを、ぜひお願いしたいと思います。

8番目に移ります。

町民温水プールの管理のあり方についてですが、町の社会実験で町長の最初の説明にもあったんですけれども、もう少し具体的に状況を、去年と比べてどの程度になっているのか数字を教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） 1番議員のご質問にご答弁申し上げます。

町民を対象とした年間利用券、半年利用券の半額化事業につきましては、鏡石町民の利用促進を図ることを目的に、ことし4月から社会実験として実施いたしました。8月までの半額化事業の状況につきましては、年間券購入者は43名で、24年度購入者比較で20名の増、半年券購入者は80名で24年度比較で56名増と大幅に増加しているところでございます。また、半額化に伴う8月までの町負担金は61万7,800円となっております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） これは前に私が言ってきたように、半額にしても倍の利用者がいれば数字的にはとんとんとなるわけですから、ぜひ、やはりこれは利用者を増やすなり、もう少しPRが私の見ているところ、町も業者のほうも弱いような気がするので、その辺をもっとPRをしてもらいたいというふうに思います。さらに、これは要望でいいと思います。

3番目は、施設、設備の故障などの対応が大変遅すぎるんです。だから、これをもっと機敏に対応できないのか。これは来年の3月で指定管理が切れるわけですがけれども、その辺を

含めて、なぜこれ遅すぎるのかを検討していますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

町民プールは、平成17年7月のオープン以来14年が経過しており、近年、機械設備等が経年劣化等により故障が多く発生している状況にあります。このような状況から機械設備修繕につきましては、限られた予算の中で優先順位を決めながら計画的に機械整備の修繕に努めているところでございます。しかし、予定にない機器類の故障が突然発生する場合もあり、利用者には施設利用で不便をかけることがございます。今後もできるだけ早期の修繕に心がけていきたいと、そのように思っております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） これも、これからじっくり議論していかないとならないと思いますが、時間がないので前に進めたいと思います。

ただ、4番目の指定管理制度です。ここに、やはり問題があるというふうに私は思うんです。福島のほうに会社があって、何か当事者が余り権限が与えられていない。細かい故障です、例えば、いすの脚が1本折れているような状態でもなかなか直らない。しかし、上がって転んだりしたら怪我をするんです。私なんか家の板を持って行って、そういうところに宛てがったりしてやっているんですけども、そんなのを直すんだって1カ月もかかっているんです。だから、これはやはり今の指定管理制度については、抜本的な検討を来年に向けてやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（高原孝一郎君） ご答弁申し上げます。

指定管理者制度導入につきましては、民間のノウハウ等の導入で住民サービスの向上と管理運営の合理化による経費削減を図ることを目的に、平成19年度から導入してございます。今年度においては、新たに指定管理者を選考する年に当たることから、指定管理者制度導入以降の効果等を検証するとともに、次年度以降の指定管理者につきましては、経費節減はもとより、施設の有効利用、健康増進事業など最大の効果を得られるような事業者の選定に努めたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 指定管理者制度始まったから、いつまでもそういう方法でなければいけないということはないと思うんです。もうちょっといい方法があります。例えば、退職した職員なんかをトップに据えて、やはり敏感に議会とか町の意向が反映できるようなそういう運営にしていかないと、何か今、本当に福島のほうの会社がやっていると、何だか敏感にいろいろ利用者の要望なんかに応えられないような状態があるんです。だから、ぜひそこらも含めて検討していただきたい。これは要望でございます。

9番は、では、町長の政治姿勢ということで8項目ほどありました。

1つ目は、なぜ財政の再建は遅々として進まないのかということで、実質公債費比率なんかはちょっとはよくなったと言いながら、ほかの町村はもっとよくなっていて、我々震災の被災地である小千谷市なんかにも研修に行ってきたことがあるんですけども、小千谷市なんかは震災のおかげで財政がうんとよくなったと言っているんです。それはそうなんです。本来だったら町がやらなければならないものを、震災の復旧だということでいろいろやっていくこともできるわけです、上手にやれば。だから、震災だから財政悪いというのは、私は言いわけにならない、かなりの金額が国から来ているわけですから。それなのに、なぜこれもっと、県内でもワースト1みたいな話も聞くんですけども、どうしてこれ進まないのか教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

財政が、鏡石町が悪いということでございますけれども、これは過去に進められた、いわゆる町づくりの中で、その財源を起債、いわゆる借金にある程度依存したということも1つ考えられます。もう一つは、その後の長引く景気の低迷、そして、小泉内閣によります三位一体改革など地方交付税の削減等もございました。そういう中で、財政の健全化を示す1つであります実質公債費比率が県内でも高かったと、今も高いはずであります。そういう中で、一たんお金を借りれば、これはご承知のように、お金があってもなくても後でしっかりと返すものは返さなければならない、そういうことであります。

ちなみに過去の借り入れ、きのうも申し上げましたけれども、平成7年から11年、5年間ありますけれども、一般会計で約48億円の借り入れをしたという状況です。これは年平均でいいますと9億7,400万円という状況であります。中には平成9年には1年で、単年度で一般会計で16億円を借りたという事実もございます。そういう中で、一般会計におきます公債費の償還費、これもピーク時でありますけれども、平成16年、返済金で元利合わせまして8億9,500万円という状況であります。平成19年が7億4,700万円、そして、24年度につき

ましては、今回の決算でもございますように6億3,000万円という、そういつて徐々に下がってきている状況であります。

起債の残高でありますけれども、普通会計におきましては、21年度末、これについては54億9,000万円、24年度末ではこれが50億800万円、そういうことでこの3年間の中では4億1,000万円ほど減額されています。さらに、今回の9月の補正の中で約1億円を繰上償還するというので予算を計上してあります。

実質公債費比率も、ご承知のように、21年度、これについては20.7%でありましたけれども、24年度におきましては17.3%ということで、県の許可を得ない、いわゆる18%をやっと下回ったという状況であります。

そういう中で、何といても最大限の震災対応の予算をこれまで3カ年してまいりましたし、さらに、この震災対応とあわせて財政健全化を図りながらということでの、いわゆる難題の行政運営をこれまでしなければならなかったという状況であります。

ちなみに、ご承知のように震災前の3カ年の一般会計の決算額、これ平均でありますけれども43億1,000万円でありました。そのうちの借入金でありますけれども3億5,000万円でありました。23年度の決算につきましては、この決算は、その3カ年からはすと約21億円多い64億6,000万という決算に23年度はなっております。そういう中であって借入金も3億6,000万だという状況であります。さらに24年度、これから決算審査が行われますけれども、この中でも過去3カ年の平時の中からはすと、約29億円多い71億9,000万の一般会計の決算になっている。そういう中であって借入金も5億5,000万という状況であります。さらに25年度、現在の予算の状況では、予算ではありますけれども、約39億円増の82億3,000万の今回の補正後の予算、その中でも借入金も5億2,000万ということになります。この数字の中には、本来地方交付税で入る、いわゆる臨時財政特例債というものも含まれた中での借り入れという数字でございます。

そういうことで、この震災による復旧復興事業費に加えまして、きのうもちょっとお話されたと思いますけれども、隈戸川の国営事業、さらには一部負担組合などに対する負担、そういうこともありまして、改善するスピード、こういったものも鈍化していることも事実ではありますけれども、この健全財政については今回の補正予算にも入れたように、繰上償還も含めながらしっかりと今後も着実に健全財政に向けまして取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 財政を改善するには、やはり2つの心がけでやるしかないんです。

簡単だと思うんです。入るを図って出ざるを制す、この入るを図る努力が、私どもちょっと見ていて足りないのではないかなと思うんです。例えば、我々が何回も、私なんかも言ってきた不要地の処分です。高野池の上あたりに、何にもならない土地があるんです。何であんなもの買ったんだか、開発公社というのがあったから買えたんだろうけれども、そういう山林なんか売れば、果樹をする人は有効活用しますし、微々たるものだけでも売り上げと町の収入になって、さらに固定資産税も入るわけですから、そういうものは早く処分するんです。

さらには、質問すればわずかだといって、今は否定的で取り組みはしてないんですけれども、例えば、施設の命名権なんか売ればいいんです。例えば、町内の大きい大手の企業なんか、体育館とかプールとかに企業の名前をつけて、鳥見山の陸上競技場なんかも企業の名前をつけさせてやって、その分でお金をもらうとか、そういう入るを図るといえることがもっと必要なのではないかな。

あと、出ざるを制すでは、私らも何回も言っているように、街路灯なんか余りにも、私のほうの田舎で夜中なんか朝方までかてかか照らしているけれども、ああいうもの何かもつたいないエネルギーの浪費でもあると思うんです。あんなのもう少し節約するというのも、やはり、いろいろ細かいことでも取り組むことによって、やっぱりお金をとるといえるのは大変なんだなということをおぼえれば無駄遣いもできなくなるんです。

だから、そういうもう少し入るを図るといえることと出ざるを制すといえることを、細かいことでも取り組んでいかないと、私はいろいろ今まで提起してきても何か1つもやらないんです。それっばちの金は金ではないみたいに考えているのか、これからは要望としてまた出していきますから、時間もないので前に進みます。

3点目は、町事業の発注は公平公正に行われているかということ、何か聞くところによると、最近、偏っているのではないかなという声もちょっと聞くんです、町民から。だから、その辺はどうなんですか、きちっとやられていますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） この話は、今、初めてお聞きするわけでありましてけれども、公平公正に行われていないのではないかなということでありましてけれども、何をもって公平公正に行われていないかということは、ちょっと私にはわかりませんが、いずれにしても町としましては、地方自治法及び地方自治法の施行令、さらには町の財務規則にのっとって適正に行っているという状況であります。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。



[1番 円谷 寛君 登壇]

○1番(円谷 寛君) ちょっと1つ抜いてしまったんですけれども、2番目の腐敗の源となる入札制度を温存するのかと、この間びっくりしたんです。私は、町長になるとすぐに質問をしていたんです。前の町長が最後にやった入札、大変疑惑が持たれまして、最低制限価格とかという制度を、これは腐敗の温床になるからやってならないと私は言ってきました。それをこの前、何か取り入れたんですね、岡ノ内の土留め工事だか何かで。これは非常に危険なんです。こういう制度を残すと、町の職員も町長も非常に業者の誘惑に引っかけられやすい制度なんです。例えば、秘密の最低制限価格知った人は、談合も何もやらなくてもすばっと仕事が取れるわけです。それにちょこっとわずか上乗せしてやれば。

この前の東北旭紙業の工事は、大手ゼネコンを含めて6社が最低制限価格より低いということで失格したんです。その名前と、入札価格と言ったらば、それは失格者は言えませんが、大手ゼネコンを含め6社も失格したんです。安くやると手抜きになるからなんて言うだけけれどもとんでもないです、これは。安くやったって高くやったって、ごまかすやつはごまかす。だから、しっかりとした工事監理とかの検査をやればいいんです。そういうものはなくすべきだと思うんですけれども、どうですか、こういう最低制限価格なんというものは。

○議長(渡辺定己君) 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長(遠藤栄作君) この最低制限価格制度、これは法にのっとっていろいろやっておるんですが、これを運用するのは、いわゆる実際執行するというんですか、こういった部分についての入札の入札調書、そういった部分でしっかりとさえ管理、結果的には入札を書くのは、大きなものは町長であったり、内容によっては副町長ということもございますけれども、この管理をしっかりとすることが私は大事だなと思っています。

先ほど、今、議員さんが言われたそういった部分についても、私、就任をいたしまして、その部分についてはしっかりと管理のもとに行われているということを、まずご報告を申し上げます。

○議長(渡辺定己君) 1番、円谷寛君。

[1番 円谷 寛君 登壇]

○1番(円谷 寛君) 時間がないから要望にするけれども、そういうものがもし業者に流れれば、町長自体だって業者は誘惑の対象ですから、そういうものが流れて、もし、そういう万が一見つければ町長の首が吹き飛ぶわけですから、そういう危険なものはないか。そして、しっかりと工事監理とか検査をすれば、何も安くたって、安くやるという人にやらせればいいんです。そんな最低制限価格なんていうものを設ける必要はない。

これはこれからまたやっていきますので、次に移ります。

次は、特定業者との癒着はないのかということは、これは私がたまたま目にしたんですけども、7月の時期に町長と2人の業者が酒飲みをやっていた。その2人とも町の仕事を請け負っている業者なんです。そして、業者の議員は、町に対していろいろ言う人を名指しで誹謗して、私は言葉にいうと賄賂ではないかと思うんです。そうして町長喜んで聞いているわけです。その間には町の職員も何人かいて、言わないと言ったってしょうがないけれども、そういうものは余りにも見苦しい。これはやめるべきではないですか、どうですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 7月のそのときには、たしか議会の暑気払いということで議員の皆さんと終わって二次会に行きました。ということで議員お二人、実質お酒飲みをしました。しかし、町長として公務の中、あるいはプライベートな時間に議員と会うと、そして食事をするということについて、どういった違法性というんですか、そういったものがあるのかちょっと私は知りません。

私が、例えば反社会勢力の方と会っていたのであれば、これは責められるということになると思いますけれども、そういったことで議員の皆さんとお酒を飲むことが悪いと私は思っておりません。たまたまそのときにお二人、3人で飲んだということでもありますので、私は何ら責められるべきではないというふうに思っております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） その認識が間違っているんです。だから、その二人の業者が、町の仕事をこのごろ大変多くとっているという話をみんな見ているんです。これから決算書なんかでも聞いていきますけれども、そういうことがあるから言うんです。

そして、議員でありながら、議員はこういうように話をするのが仕事ですから、町政に対して批判的なことを言うからなんて、あの野郎、とんでもないみたいなことを言って、それは町長にごまをすって自分の仕事を増やそうとしている意図があるということです。その人に仕事が余計に行っているということですから、これは注意してください。これからは具体的に調べていきますから。

あと、次に移ります。

町費をつかった選挙運動は許されるのかということで、これは町長が8月4日に桃を配ったんです。こういうことはどう思いますか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） 今、ちょっと質問わからなかったんですが。

○1番（円谷 寛君） 8月4日に桃を配ったんです、町民に、町で買った桃を。

○町長（遠藤栄作君） 私は、先ほども言いましたように、この田んぼアートについては見せるだけではない、要するに、しっかりと町の地域発展、そのためには商工、さらには農業の振興を図るために、しっかりとその関係で対応してくださいよと言って、このような観光協会、さらには田んぼアート実行委員会、いずれも私は観光協会の会長でもありますし、田んぼアートの実行委員長でもあります。そういう中で、担当のそれぞれしっかりと職員も対応した中で、一生懸命職員もやっていただきました。そういう中で私はその長としてここにいて、皆さんの先着100名とか、午後2回やりましたけれども、全く私は選挙をするために、選挙を目当てにするために、その先頭に立ってやったということではございません。

まさにこれは町の振興を、農業、さらに商工を振興するための、そういったことで職員と一緒にやろうと、職員のことも含めて、一緒にやろうということでの結果でありますので、これが選挙運動というふうに私は全く思っておりません。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 町で、町費で買った桃を配れば、それはそういうふうに町民はとらえるんです。私に言ってきた町民がいるから私言っているんです。自分がそう思わないと言っても、そういうことになるでしょう、だって町民にそういう町で買った桃を配ったら。それはだめです、そういう考えは。これはまた後から続きやっていきます。

あと6番目、なぜ駅の東区画整理事業は遅々として進まないのですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） なぜ区画整理事業が進まないのかということでもありますけれども、これは駅東については平成12年に事業認可を受けました。そういう中では、これまで13年の経過をしているという状況であります。そのうち私が長に就任して3年というふうになります。そういう中、私も就任をいたしましてこの区画整理の中身を見ました。そうしたところ、当初は多分60億ちょっとの事業計画でありましたけれども、それを圧縮をして、事業計画を、私の就任する年の3月に決定をしてありました。

この中身を見ますと、大区画、道路が細かく入っていないために、そのまま区画整理をやってしまうと、その後、道路入れて造成するのは地権者になってしまうと、これでは本当の意味合いの区画整理事業というふうには私は思っておりません。そういう中でしっかりと道路を入れて、すぐ家の建てられるようなそういった内容にしなければならないという思いでこれまできました。そういう中で、就任して9カ月目にしてこの大震災ということになっ

てしまいました。そういう中で、これを何とかいち早く、せめて第1工区については図って  
いかなければならないということで、今回この震災との関連もあわせまして、議員の皆さん  
もご承知のように、この中に災害公営住宅を入れることによって3,600平米の保留地を処分  
して、それをこの事業費を落として生み出す、そういったこともさせていただきました。そ  
して、また、道路等についても計画変更のために区画整理の審議会、さらには先日地権者の  
説明をさせていただきました。そういうことで、しっかりとこれについては、第1工区につ  
いては加速をさせたいということでもあります。それが私の本気度、熱意ということでご理解  
をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 7番目は、議案審議の中でやっていきますので、省略します。

8番目に移ります。時間がありません。

8番目は、税情報がなぜ漏れているのかということでお尋ねをしたいんですが、時間がな  
くなった。本当に残念なことですが、ある議員が、新人議員の勉強会をやったんです。その  
中で数人の先輩議員をさんざんこきおろしたんです。その中で、町が漏らさないとわから  
ない個人の税情報、具体的な金額まで上げて、この議員はこれだけ滞納していた、これだけ町  
に損害を与えたと言ったんですけれども、その認識については全く間違っているんですけれ  
ども、ただ、その情報が漏れたという事実は重大なんです。これ、なぜ漏れたのか、わかっ  
たら教えてください。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

どのような秘密が漏れたのかは、私はわかりません。私たち公務員については、職務上知  
り得た秘密を他に漏らしてはならないということで法律に規定されております。さらに、税  
務にかかわる職員についても、地方公務員法の守秘義務に加えまして、地方税法にも、その  
守秘義務について明確に規定されております。そういった意味では重い罰則が二重に科せら  
れているということでもありますので、ご質問の税に関する個人情報漏えいについての事実  
はないというふうに考えております。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） では、その具体的な数字を言った議員はごまかしたのかどうかわから  
ないけれども、そういう特定の人を攻撃するために、そういう特定の一部の人しかわから  
ない情報を特定の議員に流したということは、これは大変な問題ですから、これは時間がない

のでここで余り掘り下げることができなくて残念です。そういうように言われてしまえば、証拠が、その言った議員にこれからただしていくしかないんですけれども、時間がないので今回はこれにて終了いたします。

○議長（渡辺定己君） 1番、円谷寛君の一般質問はこれまでといたします。

---

◇ 井土川 好 高 君

○議長（渡辺定己君） 次に、7番、井土川好高君の一般質問の発言を許します。

7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 皆さん、こんにちは。

7番議員の井土川です。本日は、一般質問の機会をいただきありがとうございます。

ことは異常気象で、つい先日は埼玉、千葉、栃木県の竜巻で大変な被害が出ております。また、ゲリラ豪雨で河川の氾濫、洪水が発生しております。被災地の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今年の夏は日照り続きで気温も最高を記録するなど、また渇水で水がめのダムの水位が下がり、ことは羽鳥湖の取水制限が行われ、農家の方々の苦労も大変だったことと思われま。大豊作を祝うばかりです。もう田んぼの稲穂もあちこちで黄色く色づき始めて、間もなく刈り取りが始まることでしょう。

田んぼアートもきれいに色鮮やかになってまいりました。先日、1万人の観客を達成しました。町の人口1万2,000人以上の観客が望まれます。私も少々田植えに協力させていただきました。五十数年ぶりの田植えに足をとられながらも、皆さんと和気あいあいと楽しく手伝わしてもらいました。刈り取りが楽しみです。これからも町のいろいろなイベントに参加し、町民皆様の声を町政に反映していきたいと思っています。

それでは、質問に入らせていただきます。

1番、町道の復旧工事について。

(1) 北原・不時沼線の車道、歩道の復旧工事の早期着工はできないか。

この道路は、さきの3.11の震災で多大な被害を受け、下水道、道路、歩道、マンホールなどは50センチも飛び出しました。下水道復旧工事も大変な工事の様子でしたが、施工後の埋め戻しが不十分なため路面のでこぼこがひどく、地域住民から苦情が多く寄せられます。私もこの地域に住んでいて皆さんと同じ思いです。

町には再三要望をしてまいりましたが、下水が終わったら道路工事がすぐ始まると思っていましたがなかなか始まっていません。水道工事は24年度末には終わっているが、道路、歩道工事はいまだにそのまま、車が通るたび、地響き、振動、住民は我慢をさせられてきまし

た。我慢にも限度があります。早期着工を強く要望します。町ではどう考えているのかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

○都市建設課長（関根邦夫君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。

工事については災害復旧事業において発注済みでございます。現在のところ、駅前を中心に工事を進めており、順次工事を進めていく予定になっておりますので、大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解のほどをお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 今の発注済みということですが、私、ちょっと今、道路を見ましたところ、マーカーがしてあるんですね、ここからここしかやらないという。あれは下水道のやった後だけしかやらないわけですか。私から言うと幅員の幅は、下水道をやったところはやってもらわないと困ると思うんですが、いかがですか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

北原・不時沼線につきましては、下水道工事の本復旧工事と災害復旧になる道路サイド、2つの工事が入っております。あわせまして今後早急に工事に入る予定でありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それでは、早急に工事が始まることをお願いします。

（2）番、町道59号、60号線の復旧工事はどうなっているのか。

この道路は子供たちの通学路、地域住民の生活道路であります。59号線にあっては、でこぼこがひどく、また、この地域には高齢者が多く暮らしています。高齢者の車椅子、つまずき、転倒も懸念される。けが人が出てからでは遅い。そうなる前に早急な改良をしていただきたい。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

町道59号線については、道路と民地の境界測量が完了し、今現在、設計を行っているところであり、10月中旬に工事発注をしたいと考えております。

また、町道60号線については、維持修繕工事としまして、今後予算の確保など計画的に進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 私は、今、59号線だけ申し上げたんですけれども、60号線も、では予算確保でやっていただけるということでしょうか。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

60号線につきましては、現在のところ予算が計上されておひませんので、今後の予算、次年度以降の予算確保に向けて計画的に維持補修を進めていきたいというふうに考えておひます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） この60号線も、もう行政からは、相当前、5、6年前から要望が出ているんです。いまだに決まっていなひということは大変残念です。なるべく早く、あそこの近くにスーパーがありまして、朝は商品配達車が通って、車が通るたびにがたがたと音がします。それで、いつときも早くここを何とかしてくれと再三の要望がございますので、町としてもそれをいつときも早くやっていただきたいと思ひます。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま議員のほうからありましたとおり、道路状況につきましては把握しておりますので、今後、改良に向けて計画的に進めていきたいというふうに考えておひますので、ご理解をお願いします。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） では、把握していただいているならば、早急にお願ひしたいと思ひます。

私も、道路ばかりのことを言っているんですけれども、これも一番大事なことで、（3）番の下松本・鏡石停車場線の旧4号国道から牧場通りの歩道の改良が必要ではないか。

私も同じような質問を、というのは前の議会でも質問していますが、いつまでたっても改善の様子が見られません。歩道の幅は狭く、各出入り口は傾斜がひどく、側溝のふたはがたと響いています。障害者や高齢者の車椅子の通行が危ぶまれます。この道路は、岩瀬農

業高校生、中学生、小学生の通学道にもなっているのです。朝夕は通勤者の交通量が大変多い通りです。交通事故防止の観点からも改善を強く要望し、町の考えをお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

歩道の補修につきましては、災害復旧工事の中におきまして発注しておりまして、順次工事を進めていく予定になっておりますので、ご理解願います。

なお、議員さんおっしゃるとおり、歩道は狭隘であり、歩行者にとっては必ずしも安全でない状況であることは考えておりますが、改良に当たっては用地や建物補償などが必要になっておりますので、今現時点での改良というのは大変厳しい状況にありますので、ご理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それでは、一番大事な歩道、人が歩く歩道ですので改善のほうをよろしく願います。

次、子供の遊び場所、公園についてです。

（1）3区コミュニティーセンター前の空き地を購入し、親と子供が自由に遊び、伸び伸び遊べる場所、公園をとというのは、先日、鏡石図書館で行われた少年の主張発表会で、小学生の発表の中で、遊び場がないから道路で遊んでいたら、交通事故に遭うから道路で遊んでだめと大人の人に怒られた、だから子供の遊び場が欲しいとありました。やはり子供たちは外で遊びたいのです。3区コミュニティーセンター前にとしたのは、この空き地を今確保しておかなくては、これからこの地域はどんどん住宅が増えてくるところです。近くには公園とか子供の遊べる場所ありません。子供たちが安心して遊べる場所をつくっておくべきではないでしょうか。5年、10年、20年後には、このあたりは住宅が密集してくると思われま

す。幸い鏡石は交通の便もとてもよいところです。空港、新幹線、東北線、高速道路などは20分程度で行けます。4号線も拡幅され便利さこの上ない町です。子育てしやすい町にしておくことが大事ではないでしょうか。これから人口を増やしていくのには、やはりこういう環境が必要だと思います。森少子化担当大臣も子育てしやすい環境と言っていました。町としてはどう考えるかお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（小貫秀明君） 7番議員のご質問にご答弁申し上げます。



町内の児童公園につきましては、現在2カ所ございまして、安全な管理運営に努めております。鏡石3区には不時沼遊園地がございまして、当該地から約600メートル離れております。子供たちにとっては、安全に移動して遊べる距離ではないと考えております。

現時点では対象となる補助メニューがない状況でございまして、財源確保の観点から、町といたしましては事業化は大変厳しい状況でございます。今後は、国・県の動向に注視してまいり、補助事業創設など要望活動も含めまして施設整備に向けまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） これは本当に予定がないということですが、今やっておかなかつたら、こういういい場所はこれから確保するのは大変だと思います。町にこれから考えていただいて、いろいろな計画に盛り込んでいただきたいと思います。

（2）番の鳥見山公園の遊具が古くなっているが、整備の計画はどうかということですが、鳥見山公園の滑り台のコンクリートは1カ所穴が開いていて、子供が手足を突っ込むおそれがあるので、事故を受けないうちに補修をしていただきたいと思います。早急な対応を要望します。

○議長（渡辺定己君） 要望ですか、質問ですか。今、要望しますと言ったから、要望、質問ですか。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 早急な対応をお伺いします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） ご答弁申し上げます。

ただいまご質問ありました滑り台のところにつきましては、早急に点検して改修を図っていきたく思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） それでは、早急な補修をよろしくお願いします。

3番の旧コミュニティーセンター跡地の利用計画はです。

（1）災害の時の備蓄倉庫、地下水槽を考えては。

災害のときには食べ物等、またはどこの店も、チェーンストアのケースからも姿を消しま

す。ブルーシートも、さきの震災には品物はどこのディスカウント店でもなく苦勞しました。水道の断水で水の大切さも身につまされました。町の要所要所に、例えば集会所、コミュニティーなどに地下水槽施設が身近にあれば便利だと思われます。これは大事なことです。冒頭でも触れましたが、災害はところ構わず発生しております。町としても検討してはどうですか、復旧復興の一環として。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

このたびの震災では、命を維持する緊急給水だけではなくて、生活水の確保につきましても、非常に重要であることで再認識をしたところでございます。また、災害時の必要品の備えについても、これもまた大切なものだというふう感じたところであります。

ご質問の耐震性の貯水槽につきましては、災害時の生活水の確保には大変有効であるということは承知しておりますけれども、現段階では、避難所として規模の一番大きい第一小学校の敷地内に設置を計画している状況であり、また、備蓄倉庫は鳥見山公園内に設置されております。こういった関係で、備蓄物の必要量などにつきましても今後検討をしながら、新たな備蓄倉庫が必要かどうか、さらには備蓄倉庫の備蓄品などについても、今後検討したいというふう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） 災害が起きると道路が通れなくなったり車が行けなくなったり、やはり近いところであれば、それで間に合わせられると思うので、そういうことは一考しておいたほうがいいのではないかと私は思います。

（2）番、これは3区コミュニティーセンター跡地のことについてですけれども、ボランティア活動をしているいろいろな団体に使わせてはどうか、作業場、倉庫、物置に。

私も、あるボランティア団体に入れていただいています。EM菌で廃油石けんづくり、EM菌で泥だんごをつくり梨池などに投入しています。地球環境の一環として池の浄化に泥のだんごを投入するのです。これなどをつくる時、老人センターの庭先を借り作業をしています。夏は太陽の下、冬は寒風にさらされながら、余り暑いと石けんが固まらなかつたり、寒すぎると早く固まり失敗しました。このとき、作業場、物をつくる時の道具を入れたり製品を入れたりするところがあればと思い取り上げました。町としてもどうか一考をとお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 7番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

ただいまのご質問でありました旧3区コミュニティーセンター跡地の利用の計画、こういうものをこれから図るということでありまして、この作業を、ただいまのご意見なども貴重な意見として承らせていただきたいと思います。

それから、この跡地の利用につきましては、今後、行政区の皆さんなど関係者の皆さん方からもいろいろのご意見をいただいて、この跡地利用については検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君。

〔7番 井土川好高君 登壇〕

○7番（井土川好高君） こういう町のため、また、いろいろなボランティアをやっている人たちのそういう場所を提供する役も町の1つの仕事ではないかと私は思います。

私も議員になり2年が過ぎました。試行錯誤しながら今日までできました。今日もどまつきながらやっておりますが、町民の皆さん、先輩議員の皆さん、方々の温かい励ましをばねに、これからも町発展のため町民皆さんの貴重な意見を町政に届けてまいります。これからもご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願い申し上げ、これを持ちまして私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（渡辺定己君） 7番、井土川好高君の一般質問はこれまでといたします。

議案の都合上、2時30分まで休議といたします。

休議 午後 2時22分

開議 午後 2時30分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

---

#### ◇ 小 林 政 次 君

○議長（渡辺定己君） 次に、5番、小林政次君の一般質問の発言を許します。

5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 今議会の最後の一般質問をさせていただきます5番の小林政次でございます。今年度は、初めての質問をさせていただきます。

25年度も早くも5カ月が経過し6カ月目に入りました。ようやく記録的な猛暑の夏も過ぎ、朝夕は冷え込みも見られ、稲穂もだんだんと黄金色を増すとともに重みを見せ始めてまいりました。これからは、現在も果樹の収穫が始まっておりますけれども、果樹を初めとしまし

て水稻の収穫と、心躍る収穫の秋本番を迎えようとしております。

さて、災害復旧事業も、第一小学校の改築を初めとして、鏡石区の駅前周辺や笠石、それから鏡田、鏡田は大体終わっておりますけれども、高久田地内の上下水道工事等が本格的に実施されており、目に見えて復興の兆しを感じている昨今であります。職員の皆様を初めとして関係者の皆様方のご労苦に対し深く感謝申し上げるところであります。

大きな復旧工事は今年度で大体終了するかと思われませんが、そうすると、来年度は残りの小規模な復旧工事とともに、ようやく本来の事業ができるのかと期待しております。

ところで、昨年11月20日から12月20日の1カ月間に13行政区の町政懇談会を開催し、参加人数257名、質問213件との報告がなされております。私も12行政区に参加させていただき、貴重な意見を拝聴することができましたこと、ありがたく思っております。また、報告の際に、すぐに取り組めるものは対応済み、短期に実施可能なものは24年度内での対応、中長期的なものは25年度に予算計上し、計画的に取り組むとの考えが示されました。

一方、行政区の要望を把握し行政を円滑に進めるため、毎年行政区から要望書を提出いただいているとも伺っております。つきましては上記と関連し、次の点についてお尋ねいたします。

1、町政懇談会と行政区の要望事項について。

(1) 町政懇談会の質問事項について。

①質問213件のうち、すぐに取り組めるものや短期に実施可能なもので24年度に対応した要望事項はどういうものがあるかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する執行の答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 5番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

町政懇談会は、鏡石町の町づくりの方針を町民の皆さんへお伝えし、町民と行政が一体となった町づくりを推進するため、昨年11月20日から12月20日まで全13行政区で開催をいたしまして、ご質問の人数等になったところでございます。

町からは、今後の町づくり計画や震災で被災した道路等の公共施設の復旧、今後の除染計画など町政の重要課題について説明を行い、参加された皆さんから町づくりに関する質問や意見要望をいただきました。町政懇談会で出された質問、意見、要望は全体で213件であります。多くの事項については、町政の内容や現在の事業の進捗状況などの質問であり、懇談会の中で説明させていただきました。しかし、今後対応が必要と思われる事項ですぐに対応できることが困難なもの、これらについては、予算の伴うもの、他機関と調整が必要なものなどについて、今後の検討、調査をしていくというふうな形でのご説明をさせていただいております。

ご質問の平成24年度に実施したものといたしまして、具体的にはカラス対策としてのごみ置き場のネットの試験設置や超音波の撃退機器の設置、それから、第一小学校の安全対策としての国道4号拡幅による防球ネット設置、さらには地下道、防犯カメラの設置、防犯対策としての公園等の巡回、さらには防犯灯の設置、それから、仮置場の設置の一部工事、災害廃棄物の運搬、処分、道路の応急補修など緊急を要するものを中心に対応したところでございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、中長期的なものは25年度に予算計上し、計画的に取り組むとの考えが示されております。

そこでお尋ねいたします。

②25年度に計上した予算額と件数、また、その事業内容はどのようなものかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまの質問にご答弁を申し上げます。

平成25年度に予算を計上したものは、18件で予算額が約8億5,000万円となっております。主な事業の内容といたしましては、除染の早期実施の要望として、仮置場の設置が約1億6,400万円、災害廃棄物の早期処分要望として、東町、さらには鳥見山公園の土壁とか瓦等の搬出処理に2,700万円、駅東事業早期完了要望として駅東第1工区計画変更区画道路工事に2,600万円、災害公営住宅設計に約2,900万円、梨池及び周辺整備要望として梨池の改修に2,900万円、旧国道に関する補修要望としては旧国道災害復旧事業に約4,100万円、第5次総合計画の水供給や震災対策要望として第5次上水道拡張水源工事等に3億2,100万円、耐震性貯水槽設置に6,600万円などとなっております。

そのほか、駅に降りてみたくなるまちづくりの要望として駅前災害対応トイレ建築に2,500万円、災害廃棄物の早期処分要望として鳥見山公園の石膏ボード等の搬出処理に約1億円を、今9月定例議会に補正予算を計上しております。また、カーブミラーの設置要望や歩道補修要望、さらには通学路整備要望、鏡石ブランド化要望に関連したものについても予算計上いたしております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 25年度の計上した総額が8億5,000万円ということで大分大きな金額

でございますが、町民は少しでも早く要望を実現していただきたいと思っております。

そこでお尋ねいたします。

③25年度に予算計上した事業の進捗状況はどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁をいたします。

平成25年度予算計上した主な事業の進捗状況でございますが、仮置場につきましては、予定している5カ所のうち1カ所が設置済みで、残りの4カ所については地区説明会を実施し、地区の相互理解を図ったところでございます。

また、東町と鳥見山公園の土壁、瓦等の搬出については8月に完了をしております。

駅東関係の計画変更、さらには区画道路工事については、早期完了に向け事業を調整中でありま。

災害公営住宅設計業務については、発注を現在したところであります。

梨池の改修につきましても、7月に発注し年度末完了を予定しております。

旧国道災害復旧事業につきましては、年度内完了を予定しており、鳥見山公園の石膏ボードなどの搬出処理、さらには、駅前の災害対策トイレ建築につきましても、今定例会で議決をいただき年度内の完了を予定しております。

第5次上水道拡張工事及び耐震性貯水槽設置については、本年度工事に着工していきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、町民は要望事項を町がどのように検討したか、また、その結果を心待ちにしていると思われま。先ほど、25年度には8億5,000万円で事業の進捗状況を答弁していただいておりますけれども、そこでお尋ねいたします。

町が要望事項をどのように検討したか、また、その結果の周知はどのように行っているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

町政懇談会での質問、意見、要望は、関係課において再度確認をしていただきました。この中で早急に対応できるもの、これについては24年度内に措置を行ったと、また、今後対応が必要と思われる事項で、すぐに対応することが難しい事業や予算を伴うもの、さらには、

他機関との調整が必要なものなどについては平成25年度予算に計上し、中長期的な対応が必要なものについては、年度別の事業計画、さらには財政計画などを考慮して今後対応していくこととしております。

さらに、他の機関ということで警察署や国・県などの所管の機関に対する要望関係については、それらの関係機関と調整を図っていきたいというふうに考えております。

それから、検討結果の周知ということですが、質問の事項、説明内容及び設置状況をまとめましたものを、各行政区長さん宛てに報告をさせていただいております。さらに、町政懇談会での主な質問内容などについては、1月の町の広報誌のほうで町民の方に周知したところでございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま、各行政区長を通じて、また広報等を通じて周知していることですが、事業内容によっては予算の議決を伴うものがあると思いますが、議決機関であります議会には、要望事項や検討結果についての報告がなされていないと思っております。以前は報告がなされていたように思われますが、議会との共通認識を持つためにも報告が必要と思われますが、どのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

記録で、確かに開催の説明は議題のほうに載せさせていただいておりましたが、結果報告については議題等になかったということでもあります。そういった関係で、議会のほうには3月の予算説明会のときに、質問もあった関係もありまして、その中で総体的なことだけご説明をしたということでもあります。当然、議会の皆様方にも町民の要望についてはご理解をさせていただいた中で、いろいろと町づくりを進めていくということもありますので、今後については丁寧にご説明をさせていただくというようなことで対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、今後の周知につきましては議会の報告等よろしくお願いいたします。

次に、要望事項によっては、すぐに実施することが難しいものがあると思われます。

そこでお尋ねいたします。

⑤要望事項によっては、今後検討いたしますとの回答もあると思われますが、懇談会の質

間の中にもありましたが、その後のフォローがないとのことですが、その点はどう処理し、どのように町民に周知しているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

町政懇談会で出された要望については、対応がすぐに可能なものについては早急に対応をさせていただいておりますが、対応の難しい事業や予算を伴うもの、それから、他機関が関係するものなどについては、これからその実施の有無、さらには対処の方法などについて関係課でまとめて、今後その内容を検討、調査を行っていくというふうなことでしております。

また、内容を判断しても、町づくりの中で対応していくことがなかなか難しいものなどもあるというふうなことでは、そのご理解をいただきたいというふうに思います。

検討結果については、なかなか個々には難しいということであり、実情は難しいというのが現状でありまして、行政区の区長会などでそれらのフォローをしていきたいというふうに思います。

さらに、検討するにも年数が相当かかる部分もありますので、なかなか個別の対応までは難しいものなのかなということ考えております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） ある地区においてはということでしたが、先ほどの質問にもありましたけれども、駅前地区も同じでしょうけれども、行政区の要望事項としましては、5、6年とか同じものを要望しております。また、町政懇談会にもそういうものを出しているというのを聞いております。

それで大体は、先ほどの答弁にありますように、予算の関係でとか補助対象がなかなかないんだという、そういうことを言われまして、全然やってもらえないというのが地区に話が上がっております。

それで、地区の役員は毎年変わるところもあるし2年で変わるところもあるので、そういう方の引継ぎをして要望をしても全然意味がないんだという話も聞かれますので、そのようなこともあるのか、あるのかといえば先ほどあるということですが、その辺のフォローをもう少しちゃんとしていただきたいということで、もう一度お尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 先ほどの答弁は、町政懇談会の中で検討していくというふうに回



答をさせていただいたものについての回答が、最終的にその質問者まで伝わるかというふうな形でちょっと答弁させていただいたということでありまして、全てがという部分では難しいものもあるというふうな認識をしているということでもあります。ただ、あと実施できるものについては、区長さんのほうにお伝えしていくというふうな形になるかと思えます。

あと、各行政区のものについてはこの後出てくるかと思えますけれども、そういった中でも実施の検討した内容の結果、さらには措置状況も、各行区のほうにはお伝えをしながら対応していくこととしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（渡辺定己君） 5番、政次君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 次に、行政区の要望事項についてお尋ねいたします。

(2) 行政区の要望事項について。

①25年度の要望事項の件数は何件あったのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

毎年、次年度に向けて各行政区からの要望を受けております。平成25年度の行政区の要望事項につきましては、13行政区合わせて62件となっております。

また、防犯灯の要望もあわせて受けており、防犯灯の件数のほうでは、新設が23件、撤去が2件、修繕が34件というふうなことで59件の要望となっております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 次に、町政懇談会の質問事項との重複は何件あったのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） 重複については8件という件数でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林君。

[5番 小林政次君 登壇]

○5番（小林政次君） 今ほど重複件数が8件ということでしたが、③そのうち25年度に計上した予算額と件数、また、その事業内容、それから進捗状況はどのようになっているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（小貫忠男君） ただいまのご質問にご答弁を申し上げます。

行政区の要望事項と町政懇談会の質問事項で重複が8件ということでありまして、平成25年度に計上した予算は5件ということであります。そのうち2件は除染にかかる仮置場設置に約1億6,400万円、そのほかの2件は、旧国道の災害復旧事業で約4,100万円、残りの1件は梨池の改修ということで2,900万円となっております。

進捗状況でございますが、仮置場につきましては、予定している5カ所のうち1カ所が設置済み、残り4カ所が地区説明会を実施して地区の相互理解を得られたということでありまして、さらに旧国道の災害復旧事業については、年内の完了というふうなことで現在工事を進めているということであります。梨池の改修については、7月に発注をいたしまして年度未完了を予定しているところであります。

残りの3件のうち1件は高久田・一貫線の早期開通の要望であり、こちらについては継続して須賀川市のほうに要望を行っているという状況であります。また残りの2件は、3区のコミュニティーセンターの跡地の利用と羽鳥用水路のサイホン化についてでありまして、こちらについては調査、検討しているというような状況でございます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 26年度は大きな工事の復旧事業も終了しまして、本来の事業ができる体制になるとも思われますので、先ほど、なかなか難しい事業だけが残っているみたいな、それはかなりニーズが高いと思われますので、優先的に実施されますよう要望いたします。

次に、納税は国民の3大義務の1つとなっております。滞納となっている税金を放置しておきますことは、納期限内にきちんと納付していただいている大多数の善良な納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、滞納が多くなることは町の財政を圧迫し住民サービスに支障を来しかねません。

滞納状態が続いた場合、地方税法では、町税の滞納処分は国税徴収法の規定の例によるとされております。納期限内に納付がない方に対して、督促状や催告書、それから電話催告、戸別訪問等により自主納付を促していると思っておりますが、それでも納税に誠意が見られない方には、税の公平性を保つためにやむを得ず財産調査を行い、最終的には差し押さえ等の滞納処分を行っているのが現状かと思われまます。

つきましては、上記に関連し次の点についてお尋ねいたします。

2、町税等の滞納繰越金、不納欠損、滞納処分について。

（1）22年から24年までの3カ年の諸税の未納額（滞納繰越を含む）は、おおよそ1年間で3億1,000万円から4億円の間で推移し、年々減少傾向を見せてはおりますが、過去5年間の未納額、滞納繰越金でございますが、の総計はどのくらいあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

過去5年間の未納額の総計はというご質問でございますけれども、過去5年間の滞納繰越金につきましては、町民税を初めとしました一般税でございますけれども、24年度現年課税分の収入未済額が2,901万8,000円となっております。これに、これまで毎年繰り越されております滞納繰越金の収入未済額が1億2,589万8,000円を合わせまして、一般税で1億5,491万6,000円となっております。

次に、国保税でございますけれども、同じく24年度現年課税の収入未済額3,809万7,000円、これに、これまでの通算されております滞納繰越分の収入未済額1億2,061万2,000円の合計1億5,870万9,000円になりまして、一般税と国保税合わせまして3億1,362万5,000円というような状況となっております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまの答弁によりますと、1年間の平均額、それはおおよそ6,200万円ということになりますが、次に不納欠損についてお尋ねいたします。

（3）諸税に対する不納欠損処理が毎年行われておりますが、総額での過去5年間の不納欠損処理の状況は、件数、金額でどのように推移しているかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいまのご質問にご答弁申し上げます。

過去5年間の不納欠損の状況についてのご質問でございますけれども、件数につきましては、各税目の納期ごと1件として計上しまして、平成20年度2,696件で3,251万3,000円、平成21年度1,919件で5,770万円、平成22年度1,872件で4,293万7,000円、平成23年度1,807件で4,101万5,000円、平成24年度1,573件で3,291万3,000円となっております。毎年増減はありますけれども年々減少している状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいまの答弁のとおり毎年減少しております。

それで、24年度におきましては大震災の減免等もありまして、未納額や不納欠損処理額が大分減少していますが、次に、（3）24年度の諸税のうち、不納欠損処理額の1番から3番

目までに多いのはどのような税金か、また、金額と滞納繰越額に対する割合は幾らになっているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） 不納欠損処理の多い税目とその金額と割合についてのお尋ねにご答弁申し上げます。

1番多いのが国保税でございまして、不納欠損額が1,717万9,000円でございます。24年度滞納繰越分の調定額に対する割合については10.4%でございます。次に、固定資産税でございますが、滞納繰越分で申し上げますけれども、1,134万4,000円でございます。滞納繰越分の調定額に対する割合については9.19%でございます。3番目に多いのが個人町民税でございまして336万7,000円、同じく7.56%という割合になっております。

以上、ご答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 小林君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、（4）国保税が不納欠損処理額の半分以上を占めていますが、どのような事由によるものか、また、課税は適正なのかお尋ねいたします。というと、不納欠損をしますと税金は取れないということになりますので、その辺の理由を詳しくお願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいまの質問にご答弁させていただきます。

今、ご質問なされたように、国民健康保険税については不納欠損処理の半分以上を占めているわけでございます。国保税につきましても、国保の加入者の所得や資産、人数などに応じまして世帯単位で算出されます。保険税に対する軽減措置はあるんですがございますけれども、免除規定はなく毎年課税される特徴がございます。

不納欠損の事由としましては、滞納処分する財産がなかったり、生活困窮、あるいは転出先での所在や財産不明等が挙げられております。

また、国民健康保険制度につきましても、制度的にも年齢構成が高かったり医療水準が高く、また、逆に所得水準が低く、保険料負担が他の保険制度に比べまして多いというのが制度の課題の1つの要因でもあると考えております。

なお、課税につきましても、地方税法の規定と鏡石町健康保険税条例に基づいて適正に課税しております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 先ほどの課長さんの答弁、それから今の答弁によりますと、滞納繰越額に対する割合が10%以上の国保税を初めとしまして、ちょっと多いかなという気もします。また、先ほどの答弁では課税は適正であるとのことでもあります。

法律では、督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬと定められていますが、課税が適正であれば徴収方法等に問題があると思われませんが、このことについてお尋ねいたします。

（5）なぜ不納欠損にしなければならなかったのか、徴収方法（滞納処分等）はどのようにしているのか、また、事情によって個別の対応をとられているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいまのご質問に答弁申し上げます。

町税は、当然貴重な自主財源でございますし、本町の施策や事業を実施する上で必要不可欠であるとともに、納税の公平性や公正性を確保するという観点からも極めて重要であると考えております。そのため町税の滞納に対しましては督促や再三の催告を実施し、それでも納税をしていただけない事情や、また、全く誠意のない滞納者に対しましては財産調査を行って、預金や給与等の債権、不動産等の差し押さえや交付要求等の滞納処分を行って強制徴収を進めております。しかしながら、今回の震災で被災された方や現下の厳しい社会経済情勢の中、現実に納税が困難な方もおられますので、納税相談等で生活状況等を十分聞き取り、分割による納付方法なども個別に行っている状況でございます。

また、財産調査をしましても財産がなかったり不明である場合については、関係法令の規定に従って滞納処分の執行停止を行うなど適正に対応しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま適正に処理をしているということでございますが、24年度におきまして財産調査を何件行い、また、そのうち滞納処分は何件行っているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） 24年度、今度の審査でも行われますけれども、差し押さえが100件を超えているような状況でございまして、幾ら納税されたかについてはちょっと資料

がございませんのでお答えできませんが、当然ながら全ての滞納者につきましては督促、催促を行いまして、全て調査しているわけではございませんけれども、件数については定かではございませんが、そのような状況で滞納処分を実施しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） きのうの24年度の町監査委員の決算及び基金の運用状況審査意見書によりますと、「公僕として、滞納者に対し毅然とした姿勢で負担義務の履行を要求、実行していくことが公僕の義務である。躊躇することなく現状打破のため尽力してほしい」と書いてありましたが、今後これらに対しまして、どのように実施していくのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

昨日、監査委員さんのほうから貴重な提言をいただきまして、深く反省といたしますか、今後のやる気が湧いているような状況でございます。当然ながら、税務町民課といたしましては、法に従って滞納徴収を進める考えでおりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 次に、地方税の消滅事項として、地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利は、5年間行使しないことによって時効により消滅するとなっておりますが、公平性を保つために、時効により消滅させないためどのような努力をしているのかお尋ねいたします。

（6）公平性を保ち町財政の健全性を維持するために、時効を停止させるためにはどのような措置をとっているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

何度も言いますが、町税につきましては、地方自治体系の根幹をなす重要な自主財源であると思っております、極めて重要であると考えてございます。

時効の中断措置としましては、地方税法の規定と民法の規定を準用して行っておりますけれども、具体的には、滞納処分による預金や給与等の債権、不動産等の差し押さえや強制換価手続等によります交付要求、滞納者との納税相談に伴う納付誓約書の提出や滞納金の一部

納付による承認などがございます。滞納者との納税交渉の中で、時効中断措置を適正に実施しているところがございますが、今後とも法に従って進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 前の答弁でありますけれども、分納等の答弁がありました。その場合に、滞納額が全納するまでの金額を分納額として徴収しているのかということで、少し納めていただければいいからということで、少しの金額を分納している場合もちょっと見受けられるのかと思いますけれども、毎年少しずつ分納して、少しずつ減っていかない限りは滞納は少なくなりませんので、その辺は適正に行っているのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいまの質問にご答弁申し上げます。

分割納付につきましては法に規定はございません。ございませんけれども、実際、全国で行われているような状況でございます。どうしても一括納付が優先でございますけれども、納税相談の中で、納税の意識はあるんだけど払えないというような状況におきましては、分割納付を勧めているところでございます。

ですが、当然ながら、滞納額に対して何年もかかるような計画でも仕方ないと思います。できれば、うちのほうで指導しておりますのが、2年をめぐりに完納できるような計画ということで勧めておりますけれども、やはり個人の事情によって少額しか納められないというような実態は数件ございますので、今後このようなところの改善を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） 質問が大分前後しておりますけれども、次に、時効前に、その徴収の権利が消滅しているものがあるときは、不納欠損金として処理することになってはいますが、そのことについてお尋ねいたします。

（7）時効前に、そのほかの事由により不納欠損処理される場合、滞納処分の停止やそのほかの要件等があると思われませんが、町の基準はどのようになっているのかお尋ねいたしますので、先ほどもちらつとは出ましたけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○**税務町民課長（柳沼英夫君）** その他の事由による不納欠損処理する場合の基準についてのお尋ねでございますけれども、町としましては、地方税法の規定に基づき行っている状況でございます。地方税法の15条の7に、滞納処分の停止の要件として規定されておりますけれども、滞納処分することができる財産がないとか、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき、その所在とか財産がとても不明であるときの3つが規定されております。これらの執行停止がされた場合、同条、同じ15条の7ですけれども、第4項に、滞納処分の停止が3年間継続したときには納付納入の義務が消滅すると規定されており、執行停止後3年の時期が到来したときには時効前に不納欠損するものでございます。

次に、同じく同条第5項の規定には、徴収金を徴収することができないことが明らかな場合には、直ちに納付納入する義務を消滅させると規定されており、同じく時効前に不納欠損する手順になっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（渡辺定己君）** 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○**5番（小林政次君）** 今回の答弁にありますように、滞納処分の停止の要件等により執行の停止が3年間継続したときには、地方団体の徴収金を納付し、または納入する義務は消滅するとありますが、そのことについてお尋ねいたします。

（8）地方税法第15の7第2号に、滞納処分をすることによって、その生活を著しく窮迫させるおそれがあるときの条項がありますが、具体的にはどのような状態を指すのかお尋ねいたします。

○**議長（渡辺定己君）** 質問に対する執行の答弁を求めます。

税務町民課長。

○**税務町民課長（柳沼英夫君）** お尋ねの著しく窮迫させるおそれにつきましては、滞納者が生活保護法の適用を受けなければ生活が維持できない程度になるおそれがある場合でありまして、滞納処分によりまして、生活保護法第12条に規定する生活保護基準の最低生活費以下になってしまうおそれがあるか、滞納者が給与所得者である場合につきましては、国税徴収法第76条により差し押さえ禁止額と同等の額以下で生活の維持が難しいと認められる状態を指しております。これらにつきましては、滞納者やその家族の最低生活の保障と最低限度の生業の維持、精神的生活の安寧の尊重を図るために、一定限度の基準が設けられているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○**議長（渡辺定己君）** 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕



○5番（小林政次君） 今の答弁によりますと、かなり、何というか、具体的ではないというあれなんですけれども、それで生活保護法第12条に準じる方、最低生活費以下になる方ということは、具体的にはどのような人が該当するのか。

また、一般的に言われますけれども、滞納のある方の生活を見ていますと、乗用車が数台あったり、また、生活状態も窮迫しているとは見受けられないというわけがありますが、具体的な基準はあるのか、また、個別的には条件が違うので、普通ケース・バイ・ケースとよく言いますが、人によって幅があるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

税務町民課長。

○税務町民課長（柳沼英夫君） 生活保護法12条の基準といたしますと、生活扶助基準とございまして、年齢によりますけれども、1人1万6,000円から3万2,000円程度、また、それに障害者とか母子とか児童養育等で加算額がございまして、それにプラス住宅扶助が2万9,000円から3万5,000円、それに学校に行っている子供とか介護をされるお年寄りとか医療扶助もありまして、これらを総額して、これ以下が最低生活費以下になってしまうおそれというものがございます、これ以下については、滞納処分することによって生活を著しく窮迫させるおそれに該当するのではないかと考えております。

また、生活保護を受けている方について、中には乗用車に乗っていると、そういう情報もございまして、それについては生活保護担当課と連携をとって、当然ながら払えそうな人方については調査をして、情報を共有しながら差し押さえ等を進めてまいりたいと考えております。

また、ケースによって幅があるのかというご質問でございますけれども、当然ながら、ある程度の判断については、徴税吏員がとっていいということになっておりますので、その家族の状況いかによっては多少の幅は出てくると思っておりますけれども、そうならないように、法のもと平等という原則がございますので、そうならないように課内で調整を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） それでは、今の答弁がありましたように、今後とも諸税の安定的な確保はもとより、納税の公平性を確保するという観点から、引き続き厳正かつ公正な滞納処理を進めていただき、税金を正しく払っている人が不公平感を持つことがないように行政のあり方を強く望みます。

次に、久来石・行方・蓮池西線、農村婦人の家から南町への道路でございますが、この改

良工事につきましては、用地買収と一部の側溝工事が終了しましたが、その後は放置されており、ここ数年は休止状態で何も行われておりません。そのために、夏になると用地買収した空き地に雑草が繁茂し、町でときどき畑との境は草刈りをしていますが、水田との境までは草刈りされていない状態で、環境上非常に不衛生であります。また、車が交差する場合、舗装部分が狭く一方通行の部分も見受けられます。さらには、近年の局地的豪雨のときには、丘陵地帯の下側が側溝がないため道路が水路状態になり、道路の陥没等が見られるなど通行の支障となっております。

つきましては、上記に関連し次の点についてお尋ねいたします。

3、久来石・行方・蓮池西線、農村婦人の家から南町への道路の道路改良工事について。

(1) 現在、数年間休止状態であるが、工事の再開は何年度になるのか。

また、その間の雑草並びの豪雨対策はどのようにするのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（遠藤栄作君） ご答弁申し上げます。

久来石・行方・蓮池西線につきましては、平成19年度から国庫補助事業であります社会資本整備総合交付金によりまして整備を進めているということであります。この総合整備交付金事業につきましては、本路線のほか、中外線と、さらには鏡田499号線の3つの路線について行ってございます。この部分については3つに分かれておりましたので、まず集中的にということで、中外線、これを先行を今させているところであります。中外線については24年度事業、それから25年度についても事業が入っておりますけれども、当初の計画からすると、中外線については復興等も含めて2年間前倒しで、本年度、ほぼ4号線の取りつけを残しまして完了するという状況であります。

そういったことから、この行方線については、来年度、平成26年度について本格的な工事を進めていきたいということで、現在、国に補助金の要望をしているということで、来年度からしっかりとやっていくということでございます。

雑草等もかなり大変、2、3年過ぎておりますので、大変雑草も生い茂ってございます。そういった部分については先日見てまいりました。そういう中で担当課と打ち合わせをいたしました中で、しっかりと雑草対策についてもしていきたい。再度申し上げますけれども、26年度から工事が始まるということでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま町長から力強いご答弁をいただき、まことにありがたく思うとともに来年度期待するものであります。

さて、次に最初に示された改良工事は、ざっくばらんに言いますと、サカサ池から南町の間となっており、農村婦人の家から南東側の道は計画に入っておりません。下水道工事等で災害復旧工事を実施したところ以外、特に線路から南の道路は、経年化のため穴が開いたりして凹凸が著しい状態であります。それによりまして通行に支障を来している現状であり、これから収穫の秋となりますけれども、その際にもみを運ぶことにより支障があるのかと思っております。

そこで対策についてお尋ねいたします。

(2) 最初に示された改良工事は蓮池から南町の間となっており、農村婦人の家から南東の道、特に線路から南側は経年化のため凹凸が著しく通行に支障が出ているが、再舗装する考えはあるのかお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質問に対する答弁を求めます。

都市建設課長。

○都市建設課長（関根邦夫君） 5番議員のご質問にご答弁申し上げます。

現時点においては再舗装の道路整備計画はございませんが、道路状況によりまして応急的な補修で対応していきたいと考えております。整備については、災害復旧工事完了後に維持管理の中で予算確保の上、整備検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君。

〔5番 小林政次君 登壇〕

○5番（小林政次君） ただいま応急処置ということで、現在も応急処置でやってもらっております。それが、かなり穴が多いので、それでは間に合わない状況なのです。それで、復旧工事が終わったら、そういうことも考えるということですので、ひとつ早急にこれはお願いしたいと思います。

それでは、改良工事につきましては、町民は強く早期再開を望んでいます。町民が安心して凹凸のない快適な道路通行できるよう、来年度を心待ちにしております。

職員皆様のますますのご努力を期待し、積極的に工事を実現していただきますようお願いいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 5番、小林政次君の一般質問はこれまでといたします。

以上をもって、通告のありました一般質問は全部終了いたしました。

---

### ◎休会について

○議長（渡辺定己君） お諮りいたします。

議事の都合により、あす9月11日から9月19日までの9日間は休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、あす9月11日から9月19日までの9日間は休会とすることに決しました。

---

◎散会の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午後 3時26分

第 3 号

## 平成25年第9回鏡石町議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第3号)

平成25年9月20日(金)午前10時開議

- 日程第 1 認定第 3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について  
決算審査特別委員長報告
- 日程第 2 議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について  
総務文教常任委員長報告
- 日程第 3 議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定について  
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 4 議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の  
制定について  
産業厚生常任委員長報告
- 日程第 5 議案第183号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第 6 議案第184号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第 7 議案第185号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1  
号)
- 日程第 8 議案第186号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 9 議案第187号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第10 議案第188号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補  
正予算(第1号)
- 日程第11 議案第189号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2  
号)
- 日程第12 議案第190号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2  
号)
- 日程第13 議案第191号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第14 請願・陳情について  
各常任委員長報告
- 日程第15 常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について
- 日程第16 議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

---

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第16まで議事日程に同じ

追加日程第17 意見書案第11号 TPP交渉に関する意見書(案)

意見書案第12号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の  
財源確保」のための意見書(案)

意見書案第13号 道州制導入に反対する意見書(案)

---

出席議員(12名)

1番	円谷 寛 君	2番	古川 文雄 君
3番	菊地 洋 君	4番	長田 守弘 君
5番	小林 政次 君	6番	畑 幸一 君
7番	井土川 好高 君	8番	大河原 正雄 君
9番	今泉 文克 君	10番	仲沼 義春 君
11番	木原 秀男 君	12番	渡辺 定己 君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 栄作 君	副町長	助川 浩一 君
総務課長	小貫 忠男 君	税務町民課長	柳沼 英夫 君
健康福祉課長	小貫 秀明 君	産業課長	小貫 正信 君
都市建設課長	関根 邦夫 君	上下水道課長	圓谷 信行 君
教育長	高原 孝一郎 君	参事兼 教育課長	木賊 正男 君
会計管理者 兼 室長	高原 芳昭 君	原子力災害 対策室長心得	吉田 竹雄 君
農業委員会 農事局長	関根 学 君	教育委員会 委員長	塩田 重男 君
選挙管理 委員会委員長	西牧 英二 君	農業委 員会 委員長	菊地 栄助 君

---

事務局職員出席者

議会事務局 局長	吉田 賢司	主 幹	岡部 フミ子
-------------	-------	-----	--------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（渡辺定己君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は12名です。定足数に達していますので、直ちに本日の会議を開きます。

---

◎議事日程の報告

○議長（渡辺定己君） 本日の議事は、議事日程第4号により運営いたします。

---

◎決算審査特別委員長報告（認定第3号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第1、認定第3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題といたします。

本案に関し、決算審査特別委員長の報告を求めます。

2番、古川文雄君。

〔決算審査特別委員長 古川文雄君 登壇〕

○2番（決算審査特別委員長 古川文雄君） おはようございます。

平成24年度決算審査報告をいたします。

平成25年9月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。平成24年度鏡石町決算審査特別委員会委員長、古川文雄。

平成24年度鏡石町決算審査特別委員会審査報告書。

本委員会は、平成25年9月9日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席数、開催場所の順で報告いたします。平成25年9月13日（金曜日）、午前10時56分から午後5時3分、委員全員、議会会議室。平成25年9月17日（火曜日）、午前9時53分から午後4時50分、委員全員、議会会議室。平成25年9月18日（水曜日）、午前10時より午後1時10分、委員全員、議会会議室。

説明者。町長、副町長、教育長、課長、副課長、担当職員。

付託件名。認定第3号 平成24年度鏡石町一般会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石



町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、平成24年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算。

審査結果。平成24年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度介護保険特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、認定すべきものと決した。

審査経過。町長、副町長、教育長、各課課長、副課長、担当職員に説明を求め、各会計ごとに審査を行った。主な質疑は別紙のとおりです。平成24年度鏡石町一般会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町国民健康保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町介護保険特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町土地取得事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町工業団地事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町育英資金貸付費特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。平成24年度鏡石町上水道事業会計歳入歳出決算は、全会一致で認定すべきものと決した。

意見。なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより決算審査特別委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算に対する委員長の報告は、一般会計、特別会計及び上水道会計の全11会計決算はいずれも認定すべきものであります。

お諮りいたします。

平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、認定第3号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定についての件は、委員長報告のとおり認定することに決しました。

---

◎総務文教常任委員長報告（議案第173号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第2、議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についての件を議題といたします。

本案に関し総務文教委員長の報告を求めます。

4番、長田守弘君。

〔総務文教常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（総務文教常任委員長 長田守弘君） おはようございます。

それでは報告申し上げます。

平成25年9月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、長田守弘。

議案審査報告書。

本委員会は、平成25年9月9日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第72条の規定により報告します。

記。開催月日平成25年9月12日、開議時刻午前10時、閉会時刻午前11時58分、出席者、委員6名。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、小貫課長、長谷川総括主幹兼副課長、根本主幹兼副課長。

付託件名。議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について。

審査結果。議案第173号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第173号は、担当課（総務課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見。なし。

以上、報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これより総務文教委員長の報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論採決に入ります。

議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定についての討論採決を行います。

〔「意見です」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 意見じゃなくて、今、討論採決を行います。

討論はありませんか。反対討論ですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 反対討論どうぞ。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） 今、報告のあったこの条例に対して反対の討論をさせていただきます、1番議員の円谷でございます。

なぜこの条例に反対をするのかということですが、たくさんありますけれども、やはりこれは何といても地方自治というものに対する否定だというふうに思うんです。

国が交付税を削るぞと、そういうおどしをかけながら職員の給料を下げさせるというのは、完全に地方自治の否定であって、断じて許されないことなんです。状況からいって一体どうなのか。いわゆる今、景気回復のためには何といても給与を引き上げなければならないと

いうふうに、世間一般の常識でございまして、これはGDPの60%を占めるのが個人消費だと、その個人消費が冷えたままでは景気はよくなる、これは誰もが認める論理なんです。

それで、国は民間企業に給料上げてくださいなんてポーズはとっていますけれども、実際やっていることはこういう給料引き下げ。その見本を一生懸命国もやっているし、地方自治体にも強要している。こういうことでは景気なんかよくなるわけじゃないですよ。こういうことをやっていけば、一部の株が上がって、アベノミクスで株が上がったりして、一部の輸出企業は円安でもうかっている。しかし、一般の庶民は、輸入物品、特にガソリンとかそういうものが上がって生活が苦しくなっていく。こういう中でなぜ個人の消費が増えていくのか。そういうことであって、これは今あるべき政策からいっても逆行する問題であって、民間にお願いするポーズをとる上でも、みずからをもって給料を上げていけばいいんですよ、国も地方自治体も。そうしないと、これはいつまでたっても絵に描いた餅の景気対策になるんじゃないかと思うんです。

それと、これは既に地方交付税というのは削られてあって、これをやったからといって交付税が戻ってくるわけじゃないんです。既に削られているやつを、今さらやっても意味がないということです。そしてさらに、職員の状況はどういうことなのかというと、徹底的に人口当たりの職員の数が減らされて、大変労働がきつくなっているんです。そういう中でまた給料を下げていく。これでは、勤労意欲というものが著しくそがれていくことになるのであって、こういうことは今、私は許されるべきではないというふうに思います。

さらに、震災の中では、職員は本当に休みもとらず頑張ってきているんです。そういう人たちにまた追い打ちをかけるように給料を下げるということは、断じてやってはならないことではないかというふうに思うわけです。

既に、県内一の人口、ついこの前まではいわきだったんですけども、郡山市です。議会はこの間否決をしました。大変な見識だと私は思っています。市長の提案を否決をしたんです、郡山市の市議会は。

その前に、いわき市は、市長そのものはこの条例そのものを提案しませんでした。実施はしない、そういうことやらないんだと。職員は非常に苦勞をしている、そういう中で給料を下げるのはとんでもないというふうなことで、いわき市もやらない。既に、17の市町村でこれはやらないという、見送りということが決まっております、我が町もやはりそれらの道理ある方針に従うべきではないかと思うんです。

そして、さらに問題が大きいのは、他人の給料を下げようという、そういう人たちは、自分たちは一体どうなのか。例えば町長。町長は3割カットしているというのは、これは選挙で自分は選挙を有利にしようとして主張したことなんです。だからそれは勝手に決めた自分の給料であって、だからといって職員の給料を下げるときに、自分は圏外ですよと、対象外

ですよというようなことは私はだめだと思う。さらに、議決をする議員も、やはりみずからの報酬を下げて、そしてその上でこそ初めて、そういう人の生活を脅かすような給与引き下げというものはできるのではないかと思いますので、これは絶対に許されない。

そういう悪い条例だということを申し上げて、私の反対の意見と討論といたします。

○議長（渡辺定己君） 賛成討論の発言を許します。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま上程されました、職員の給与等の臨時特例に関する条例でございますが、提案者からも説明があったところでございますが、震災の後、2年半を経過した今日であります。しかし、まだまだ復旧が完全にっていないというふうな点があります。

また、我が町の第一基幹産業であります農業等においては、あれ以来の風評被害やら、東日本大震災の地震による作付不能地やら、非常に厳しい環境の中にあり、また多くの企業等も、まだ100%の操業には達していないということを伺っております。

確かに、東京ではアベノミクスで非常に経済も上向いているとか、あるいは地価も高騰したというふうなお話も聞かれるところでございますが、我が町においてはこの復旧・復興という点において、まだまだ努力しなくちゃならない点が、歩いていると強く感じるところでございます。

そのときに、職員の方々には非常にお骨折りをいただいて、努力をされていただいているところでございますが、本条例につきましては、この12月31日までの特例期間ということで、3カ月間、100分の4.27、あるいは100分の7.27ということで、非常に厳しいことをお願いするところでございます。しかし、置かれている環境状況を踏まえますと、この3カ月間、このような条例の制定をして、そして大変な町民とともに町職員も歩んでいるんだというふうな強い意志と姿勢を見せていただいて頑張ってくださいことを、私も求めるところでございます。

ともに、この難局を乗り切ってあすの鏡石町をつくるために、職員と町民が一体となるためにも、本条例は制定すべきものというふうに思っておりますので、賛成を述べさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） ほかに討論はありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまの賛成討論に、反対の討論をさせていただきます。

今、今泉議員の主張には、論理に矛盾があると思うんです。ご苦労されている、けれども

まだ給料を下げるというのは、とつても論理的に矛盾があつて認めるわけにはいかないんです。そんなにご苦勞をかけているんだつたら、やはり給料は下げないで、さらにこれからも頑張つていただくというふうなことになるのが当然の論理じゃないかと。最初に申し上げましたように、地方自治というものが否定をされている、こういう問題に対しては、やはり地方自治に基づいて我々議会というものが設置されているわけですから、そういう意味で、上から言われることは何でも従うことは間違つていると思ひます。

○議長（渡辺定己君） 1番議員。反対討論は1回しかできませんので、二度にわたつてはできませんので。私も不注意でした。

ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について、本案に対する総務文教委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがつて、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎産業厚生常任委員長報告（議案第171号及び議案第172号について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第3、議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定について及び日程第4、議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定についての2件を一括議題といたしたいと思ひます。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがつて、議案第171号及び議案第172号の2件を一括議題とすることに決しました。

本案に関し産業厚生委員長の報告を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 平成25年9月20日。鏡石町議会議長、渡辺

定己様。産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

議案審査報告書。

本委員会は、平成25年9月9日付託された議案を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第72条の規定により報告をいたします。

記。開催月日、開議時刻、閉会時刻、出席者、開催場所の順で報告いたします。平成25年9月12日、午前10時、閉会時刻午後2時50分、出席者、委員全員、開催場所、第1会議室。

説明者。健康福祉課小貫課長、柳沼主幹兼副課長、須賀主任主査、都市建設課関根課長、角田総括主幹兼副課長、根本副課長、矢部主任主査。

付託件名。議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定について、議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金条例の制定について。

審査結果。議案第171号は、可決すべきものと決した。議案第172号は、可決すべきものと決した。

審査経過。議案第171号は、担当課（健康福祉課）の説明を求め審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。議案第172号は、担当課（都市建設課）の説明を求め審査をした結果、全会一致で可決すべきものと決した。

意見。なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） これより産業厚生委員長の報告に対する一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより各議案ごとの討論採決に入ります。

初めに、議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定についての討論採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定について、本案に対する産業厚生委員長の報告は原案のとおり可決すべきものであります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（渡辺定己君） 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第183号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第5、議案第183号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、助川浩一君。

〔副町長 助川浩一君 登壇〕

○副町長（助川浩一君） 改めましておはようございます。

ただいま上程をされました議案第183号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

32ページをお開き願います。

このたびの補正につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金の処理、東日本大震災に伴う農業用並びに公共土木に係る施設災害復旧経費、災害廃棄物の運搬処理経費の増額、さらには被災者支援に向けた災害公営住宅用地の取得に要する経費等が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ6億5,054万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億3,875万3,000円とするものでございます。

第2条の地方債の補正につきましては、36ページの第2表の1追加といたしまして、鏡石



駅災害対応トイレ整備事業に係る限度額、起債の方法、利率、償還の方法を、記載のとおり定めるものでございます。

2の変更といたしましては、農業体質強化基盤整備事業ほか3事業に係る限度額を、それぞれ増額するものでございます。

詳細につきましては、37ページからの事項別明細書に基づき、ご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○副町長（助川浩一君） 以上、提案理由のご説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、ご議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

1番、円谷寛君。

〔1番 円谷 寛君 登壇〕

○1番（円谷 寛君） ただいまの補正予算について一つお伺いをいたします。

74ページの消防費、3目の消防施設費ということで、防火水槽設置工事に800万かかるわけですね。それに対して物件移転補償、財源の欄で357万となっているんですけども、これだけしか、国道の工事に伴って移転をするのにこれだけしか入ってこないんですか。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

総務課長、小貫忠男君。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 1番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

74ページの消防関係の防火水槽ということであります。歳入との差額、450万程度ございます。歳入の分につきましては、既存の土でつくられました池のような形での防火水槽が2つと、そこにはフェンスなどが回っていたので、それらも今回の補償対象になりました。あとは、火の見やぐらということであります。今回、歳出のほうで800万計上させていただいておりますのは、40立方の地下に埋設をする防火水槽という形で、これは新しいものをつくるための経費ということであります。

歳入の分についてと支出についての防火水槽については、材質とか形状が違う関係での経費が高いということであります。歳入については、現在あるものの評価ということで、土盛りのフェンスが回っている程度の池ということなので、それらの現在の価値の評価をしますと、新しくつくるものと大分開きが出てきてしまうということで、今回大きな差になったということでございます。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑ありませんか。

9番、今泉文克君。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいまの補正予算につきまして、何点かお伺いいたします。

まず第1点は、歳入の41ページ、教育使用料としまして、陸上競技場使用料40万ほどここで入ってきているんですが、なぜこのような40万の陸上競技使用料が、40万という金額が入ったのかというふうなことが第1点です。

あと、第2点が55ページになるんですが、これは戸籍住民基本台帳の部分になるんですが、18節の備品購入費26万3,000円ということで記載されて、窓口の備品とかなんとかというふうなお話なんですが、どのようなものを購入するのか。

あと、第3点目が65ページの農林水産業費になります。ここの3目の説明のところ、214番に農業系汚染廃棄物隔離一時保管工事600万というふうに大きく数字が出てきているんですが、これ稲わらなのかと思うんですが、この稲わらが、当時23年のあの災害のときに対象になった稲わらかと思うんですが、これが今ここでまた600万ほどこのようになってきたのか。

それから、今後保管場所が決まれば、そこに移設するようになるのかわからないんですが、今後の対処、それらについてお伺いします。

あと、4点目が、今、円谷議員からありましたが、75ページの消防費の部分ですが、その4目のところで、防災行政無線設備移転工事ということで130万ほどになっているんですが、これはどのようなことで、このように防災無線の移転が起きたのか。

あとそれから、もう一つは、全協でもちょっとやろうなんて話を伺ったところなんですが、子供議会をやられるというふうなことなんですが、この話があったところでございますが、この子供議会の内容、それから予算措置は生じていないのかどうか。ここに出てきていませんので予算は生じないのかもしれないんですが、本9月議会の初日に、中学生が3名ほど本議場にも見えて、どんなふうな形でやっているのかと、かいま見ていったところも記憶にあるところでございますが、この5点をお尋ねいたします。

○議長（渡辺定己君） 質疑に対する答弁を求めます。

教育課長、木賊正男君。

〔参事兼教育課長 木賊正男君 登壇〕

○参事兼教育課長（木賊正男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

私のほうからは、補正予算の歳入の41ページでございますが、12款使用料及び手数料1項使用料の6目教育使用料の中で、陸上競技場の使用料の40万円の補正増の中身というふうなことだと思いますけれども、このたびの40万円につきましては、鳥見山陸上競技場におきまして、10月27日と11月10日にJFLの福島ユナイテッドのいわゆるホーム試合が2試合

予定されております。

その中で、使用料を取る場合には、最高入場使用料の100人分を上乗せするというふうになっておりますので、その2試合分、2試合20万になりますが、20万の上乗せ分を計上させていただきますところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 税務町民課長。

〔税務町民課長 柳沼英夫君 登壇〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） 9番議員のご質問にお答えいたします。

55ページの、戸籍住民基本台帳費の中の事務用備品ということで26万3,000円でございますが、後で国保のほうにも出てくるんですけども、国保の収納率向上対策事業という補助事業を使いまして、税務町民課の窓口になりますが、ハイカウンター、ローカウンターあるんですけども、ローカウンター等を増設しまして、それに伴いますお客様等の椅子、カウンター、仕切り、ベンチ等の購入に充てるものでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 産業課長。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） 65ページの農業系汚染廃棄物隔離一時保管工事600万円の内容でございます。これにつきましては、震災当時の事故によりまして、町内4軒の農家において基準値以上の稲わらが確認されているところでございます。それらにつきましては、昨年度、農家の稲わら対策について農家と協議しながら、保管の方法や放射能対策方法の内容について県と協議してまいりましたが、農家と工法等が折り合わず、昨年は一カ所のみの実施となっております。

本年、農家との協議が調いつつありますので、さらに2件を計上させていただきますして実施するものであります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（渡辺定己君） 総務課長。

〔総務課長 小貫忠男君 登壇〕

○総務課長（小貫忠男君） 9番議員のご質問にご答弁を申し上げます。

まず、4点目にご質問がございました、75ページの防災行政無線の移転工事130万円関係でございます。こちらにつきましては、場所が成田の北町というところでございます。成田の北町の、以前、大分前になりますが、集出荷場があったところ、現在は民間の方が住宅を建てられているところでございます。その東隣という位置でございます。

今回、住宅を建てた方の擁壁関係が震災で壊れてしまったということでございます。防災行

政無線自体、地上に出る分については、民地と1メートルちょっと開いてありますけれども、下にある基礎の部分が擁壁の基礎の部分と接していると、つながっているという関係がありまして、当然、震災で塀が壊れた関係で直すのに支障があるということと、そちらの所有者の方のほうからすると、大きな鉄塔とそういう構造物とは地震のときの揺れが違くと、そういった関係で、今後も接続をしていることで、いろいろと将来にわたってそういう被害が発生するおそれもあるということ。さらには、近いので、以前から多少向きを変えたりした経過はありますが、音量のことですね、そういうこともございまして、さらには安全面を考えますと、個人の所有の擁壁のある部分には接触しない形で建てたほうが安心・安全だろうということも判断をいたしまして、今回、移転をさせていただくということでの補正予算の計上ということでもあります。

それから、5点目の鏡石町子供議会の開催の内容と、それから予算措置ということでもあります。8月の定例全協でもご説明をさせていただきましたが、今回、初めての開催ということでありまして、目的としましては、将来の鏡石町を担う小学生が、子供議会を通して鏡石町の町づくりに関心を深めていただくということと、いろいろな課題について質問され、さらには町のほうからいろいろと答弁をいたします。こういったことで、議会の仕組みとか行政、さらには町について学習をしていただくということで、さらに今まで以上に議会とか町に関心を持っていただく、そういったことでもあります。さらには、いろいろな個々の町に対する意見などについても、今後の町づくりの参考にさせていただきたいというようなことで、広報広聴事業の広聴事業の一環として実施したいというふうに考えております。

主催については、町が主催ということでもあります。共催につきましては、鏡石町議会と鏡石町教育委員会のほうに共催をお願いをして実施をしたいということでもあります。8月の段階では開催日時が決定しておりませんでした。その後、校長、園長会議、さらには各担当の先生方との協議をいたしまして、11月27日の水曜日、実施をするというようなことで、今事務を進めております。そういった関係から、事務的な部分での詰めができてきましたので、町議会の共催のお願いについても、来週早々に鏡石町議長さん宛てに依頼をしたいというふうに考えております。

それから、場所につきましても、定例全協でお話ししたとおり、この議場をおかりして実施したいというふうに考えております。あと参加者については、子供議員ということでもあります。小学校6年生を対象にするということでありまして、一小のほうは4クラスということなので、1クラス2名で一小が8名、第二小学校のほうは1クラスということですので2名ということ、合計10名の議員さんに子供議会をやっていただくというようなことで考えております。

この子供議員の選出などについては、各学校のほうに依頼をする形をお願いをしていき

いということで、調整を今しております。そういった内容とスケジュールでやっていきたいというふうに考えておまして、議会の皆様方にもいろいろとご協力いただく部分もあるかと思いますが、よろしく願いをいたしまして、答弁とさせていただきたいと思います。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

9番、今泉文克君の再質問を許します。

〔9番 今泉文克君 登壇〕

○9番（今泉文克君） ただいま答弁があったところでございますが、陸上競技場にJリーグが来られるということで、非常に、我が町がつくった県内に誇れる、あるいは全国にも、この小さい町ですばらしい施設を持っているということをお負していたところですが、そこを、今人気のチームが来て、そして身近なところで町内多くの子供たちを初め、町民がその場に触れることができるということは、大変うれしく思います。積極的な、これからも誘致やら、あるいはそういうふうな施設の利用があることを、私も望むところでございます。

あと、子供議会につきましては、ただいま総務課長から答弁をいただきました。この子供議会が24年の1月4日の年賀交換会で、議長のほうから、我々議員が知らない段階で、子供議会を開催しますというような祝辞がありまして、はっきり言って驚いたところでございました。

それで、24年度の事業として教育課としては、それを今度は議会が開催するのではなくて、教育部門でやりますということで答弁をいただきました。それで、24年度に実施するのかなと思って大変期待しておりました。開かれた議会、あるいは町民に多くのことを知らせるためにも、私もこの子供議会の開催には大賛成をするところでございます。

しかし、教育課のほうでは、24年度の事業としてこれを実施しませんでした。そして今回、新たに総務課のほうのお話で、11月21日、これ今、日にちも決まったところでございますが、子供議会を開催しますというふうな説明が、前の全員協議会からこの話が出てきたということでございます。非常にこれいいことだから、もっとスピーディーに、そして多くの方々にやってほしいと私も思うんですが、まず議長さんがお話をされて、議会がやるのかと思ったら、そうじゃなくて、教育課が24年度事業と組みますというふうに組んで、そして、実質は今度は総務課がやりますというふうなことで、確かに広報広聴事業としては大事なことです。町の予算はたしか伴わないかもしれないんですが、事務処理やら、あるいは議場の準備やら、そういうところでは相当人件費をかけると思います。ですから、発言された議長さんのお話で、やりますといった教育課がやらないで、そして今度は総務課がやると。私らとしては、これを出すときには内部でよく協議をして、目的と意思の方向と、それから、どこが担当してやるのかというふうな、筋の通った明確な流れの見える事業として表に出てこない、これはまずいと思うんです。だから、その辺を、執行と教育課のほうには強く苦

言を申し上げますが、なぜそんなふうにはぼんぼんぼんと流れてしまったのか、そして今日まで実施できなかったのか、その辺を改めてお伺いするところでございます。

○議長（渡辺定己君） 9番、今泉文克君の再質問の質疑に対する答弁を求めます。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 9番議員の質問にご答弁申し上げます。

初めての子供議会の開催と、そういったことでございます。そういう中で、今までそういったことは経験したことがないと、ですからそんなことで、実施のやり方、方法、これについてはいろいろ、議会でやる、さらには教育委員会の立場でやるとか、広報広聴の関係でやるとか、そういった具体的なことについては、いずれにしても、細かい部分については、それぞれ学校ともお話ししながらということでもありますので、そういった面で時間もかかる、その方法はしっかりやらなければならないというようなことで、そういう中で時間が経過したということでもございます。そういう中でいろんなお話をした中で、今回11月に決まったということもございますので、その辺についてはご理解をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（渡辺定己君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより議案第183号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）の件を採決いたします。

本案について原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（渡辺定己君） 起立多数であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第184号及び議案第185号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第6、議案第184号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補

正予算（第2号）及び日程第7、議案第185号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の2件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案2件を一括議題としたいと思います。

提出者から提案理由の説明を求めます。

税務町民課長、柳沼英夫君。

〔税務町民課長 柳沼英夫君 登壇〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） ただいま一括上程されました議案第184号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）並びに議案第185号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

87ページになります。

まず初めに、議案第184号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）であります。

このたびの補正予算は、前年度繰越金の整理と収納率向上対策事業に係る物品購入のための補正予算でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,492万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億1,001万8,000円とするものでございます。

詳細につきましては、92ページの事項別明細により説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） 以上が国保でございまして、続いて次のページをお願いいたします。

97ページになります。

議案第185号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）でございます。

このたびの補正予算につきましては、前年度繰越金の整理のための補正でありまして、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ91万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,943万7,000円とするものでございます。

詳細につきましては、102ページをよろしく申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○税務町民課長（柳沼英夫君） 以上、一括上程されました議案第184号並びに議案第185号につきまして提案理由の説明を申し上げます。ご審議いただき、議決賜りますようよろし

くお願いします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより2件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって一括討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、議案第184号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第185号 平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第186号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第8、議案第186号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長、小貫秀明君。

〔健康福祉課長 小貫秀明君 登壇〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） ただいま上程されました議案第186号 平成25年度鏡石町介



護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

104ページをお開きください。

このたびの補正につきましては、平成24年度決算に伴う会計整理によるもの及び介護保険給付費の実績による補正予算でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,273万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億9,797万9,000円とするものでございます。

詳細につきましては、110ページからの事項別明細書によりご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○健康福祉課長（小貫秀明君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議いただき、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第186号 平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第187号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第9、議案第187号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

産業課長、小貫正信君。

〔産業課長 小貫正信君 登壇〕

○産業課長（小貫正信君） ただいま上程されました、議案第187号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

121ページになります。

このたびの補正予算につきましては、平成24年度決算に伴う予算の整理並びに職員給与等の改正に伴う職員給与等の減額及び東部工業団地等のネットフェンス、修繕工事費を増額するもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ227万6,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,902万円9,000円とするものであります。

詳細につきましては、126ページから事項別明細書によりご説明を申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○産業課長（小貫正信君） 以上、ご説明申し上げます。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第187号 平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第188号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第10、議案第188号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

都市建設課長、関根邦夫君。

〔都市建設課長 関根邦夫君 登壇〕

○都市建設課長（関根邦夫君） ただいま上程されました議案第188号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

131ページをお開きください。

このたびの補正につきましては、災害公営住宅用地としての保留地売払収入、区画道路の測量業務委託料と保留地処分金基金を積み立てるための増額をするもので、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,840万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,690万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、136ページからの事項別明細書によりましてご説明申し上げます。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○都市建設課長（関根邦夫君） 以上、ご説明申し上げました。ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

議案第188号 平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第189号～議案第191号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第11、議案第189号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第12、議案第190号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）並びに日程第13、議案第191号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3件を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、議案3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の一括説明を求めます。

上下水道課長。

〔上下水道課長 圓谷信行君 登壇〕

○上下水道課長（圓谷信行君） ただいま一括上程されました議案第189号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）並びに議案第190号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）及び議案第191号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の3件につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

初めに143ページになります。

議案第189号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金の整理及び特例措置による職員の給与の臨時等に係る歳入歳出の予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ125万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,235万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、148ページの事項別明細により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 次に、157ページをお願いいたします。

続きまして、157ページ、議案第190号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましてご説明をいたします。

このたびの補正につきましては、平成24年度決算に伴う繰越金の整理及び特例措置に伴う職員給与の臨時等による歳入歳出の予算の補正でございます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億32万

4,000円とするものでございます。

内容につきましては、162ページの事項別明細により説明いたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 次に、168ページをお願いしたいと思います。

続きまして、議案第191号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

このたびの補正につきましては、収益的収入及び支出では、国道4号の拡幅、それから旧前山町営住宅の跡地の分譲に伴う分水及び取水施設のポンプ等の修繕工事等に伴うものでございまして、第2条では、予算第3条で定めた収益的収入及び支出の既定予算額に収入支出それぞれ200万円を追加し、収入支出の総額をそれぞれ2億3,524万7,000円とするものでございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、駅東区画整理地内の配水管の布設並びに公共下水道災害復旧関連の水道施設の移設に伴うものが生じたことから、予算第4条の本文中括弧になりますが、過年度分損益勘定留保資金6,314万3,000円を6,595万4,000円に改めます。資本的収入は既定の予算に802万円を増額し、3億4,065万5,000円とし、資本的支出では既設予算予定額に1,083万1,000円を増額しまして4億4,760万4,000円とするものでございます。

内容につきましては170ページの事項別明細により説明をいたします。

〔以下、「歳入歳出事項別明細書」により説明する。〕

○上下水道課長（圓谷信行君） 以上、一括上程されました3議案につきまして説明を申し上げます。ご審議をいただきまして議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の一括説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより3件の一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議案第189号 平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第190号 平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第191号 平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎常任委員長報告（請願・陳情について）及び報告に対する質疑、討論、採決

○議長（渡辺定己君） 日程第14、請願・陳情についての件を議題といたします。

本件に関し、各常任委員長の報告を求めます。

初めに、産業厚生常任委員長、8番、大河原正雄君。

〔産業厚生常任委員長 大河原正雄君 登壇〕

○8番（産業厚生常任委員長 大河原正雄君） 平成25年9月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員会委員長、大河原正雄。

請願審査報告書。

本委員会は、平成25年9月9日に付託された請願を審査の結果、次のとおりとすべきものと決定したので、会議規則第88条の規定により報告をいたします。

記。

開催月日、平成25年9月12日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時50分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者。産業課、小貫課長、吉田主任主査。

付託件名。請願第2号 T P P 交渉に関する意見書の提出について。

審査結果。請願第2号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、請願第2号については、全会一致で採択すべきものと決した。

平成25年9月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。産業厚生常任委員長、大河原正雄。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成25年9月9日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告いたします。

記。

開催月日。平成25年9月12日。開議時刻、午前10時。閉会時刻、午後2時50分。出席者、委員全員。開催場所、第1会議室。

説明者。産業課、小貫課長、吉田主任主査。

付託件名。陳情第13号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書採択に関する陳情。

審査結果。陳情第13号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（産業課）の意見・説明を求め審査した結果、陳情第13号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 次に、総務文教常任委員長、4番、長田守弘君。

〔総務文教常任委員長 長田守弘君 登壇〕

○4番（総務文教常任委員長 長田守弘君） 報告します。

平成25年9月20日。鏡石町議会議長。渡辺定己様。総務文教常任委員会委員長、長田守弘。

陳情審査報告書。

本委員会は、平成25年9月9日付託された陳情を審査の結果、次のとおりとすべきものと決したので、会議規則第89条の規定により報告します。

記。

開催月日。平成25年9月12日。開議時刻、午前10時。閉会時刻午前11時58分。出席者、委員全員。開催場所、議会会議室。

説明者。総務課、小貫課長、長谷川総括主幹兼副課長、根本主幹兼副課長。

付託件名。陳情第14号 道州制導入に反対する意見書について。

審査結果。陳情第14号は採択すべきものと決した。

審査経過。担当課（総務課）の意見・説明を求め審査をした結果、陳情第14号については、全会一致で採択すべきものと決した。

意見なし。

以上でございます。

○議長（渡辺定己君） これより各常任委員長報告に対する一括質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって一括質疑を終了いたします。

これより一括討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決を行います。

初めに、請願第2号 T P P交渉に関する意見書の提出についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第13号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書採択に関する陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、陳情第14号 道州制導入に反対する意見書提出の陳情についての採決を行います。

本件に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本件は委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕



○議長（渡辺定己君） 挙手全員であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決しました。

---

◎常任委員会閉会中の所管事務調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第15、常任委員会閉会中の所管事務調査の申出についての件を議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

---

◎議会運営委員会閉会中の継続調査の申出について

○議長（渡辺定己君） 日程第16、議会運営委員会閉会中の継続調査の申出についての件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第70条の規定によって、お手元に配付しました所管事務調査について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ここで、意見書案配付のため、暫時休議いたします。

休議 午前11時58分

開議 午前11時59分

○議長（渡辺定己君） 休議前に引き続き会議を開きます。

ここで皆さんにお諮りいたします。

議会運営委員長、時間を延長して進めたいと思いますが、これに異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認め、時間を延長させていただきます。

---

◎日程の追加

○議長（渡辺定己君） ただいま意見書案3件が提出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立いたしました。

お諮りいたします。

本案3件を日程に追加し、日程17として議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案3件を日程に追加し、日程第17として議題とすることに決しました。

---

◎意見書案第11号～意見書案第13号の上程、説明、質疑、討論、採  
決

○議長（渡辺定己君） 日程第17、意見書案第11号 TPP交渉に関する意見書（案）、意見書案第12号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）及び意見書案第13号 道州制導入に反対する意見書（案）の3件を議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

まず初めに、意見書案第11号及び意見書案第12号についての説明を求めます。

8番、大河原正雄君。

〔8番 大河原正雄君 登壇〕

○8番（大河原正雄君） 平成25年9月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

TPP交渉に関する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第11号 TPP交渉に関する意見書（案）。

私たちは、これまで、①TPPは、ISD、食の安全・安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を含み、②例外なき関税撤廃が行われれば、わが国農業は壊滅的な影響を受けるなどの問題点を指摘してきた。多くの国民の間で渦巻くこれらの不安や懸念が払拭されないまま、わが国が交渉参加に至ったことは誠に遺憾である。

〔「文章省略」の声あり〕

○8番（大河原正雄君） はい、省略の声がありましたので、省略をさせていただきます。

要望事項、1、国権の最高意思決定機関である国会の衆参農林水産委員会決議や、議院内閣制に基づく与党である自民党決議の内容に即した交渉方針を早期に確立し、国民に開示すること。

2、国民への十分な情報開示とあわせて、速やかに国内の利害関係者との相談・協議を行う枠組みを作り上げ、交渉戦略に反映させること。

3、農林水産分野の重要5品目などの聖域が確保できないと判断した場合には、即刻交渉から脱退すること。

4、日米二国間の並行協議においても、情報を開示するとともに、与党自民党の決議、衆参農林水産委員会および5月28日の衆議院消費者問題特別委員会における国会決議を遵守すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。鏡石町議会。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官。

以上であります。

次に、平成25年9月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、大河原正雄。賛成者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、菊地洋。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第12号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書（案）。

地球温暖化防止のための温室効果ガスの削減は、我が国のみならず地球規模の重要かつ緊急の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保持など「森林の公益的機能」に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

〔「文章省略」の声あり〕

○8番（大河原正雄君） はい、省略の声がありますので、省略をさせていただきます。

記。

自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林・林業・山村対策の抜本的な強化をはかることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備・保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、「石油石炭税の税率の特例」による税収の一定割合を、森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。鏡石町議会。

内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上であります。

○議長（渡辺定己君） 次に、意見書案第13号についての説明を求めます。4番、長田守弘君。

[4番 長田守弘君 登壇]

○4番（長田守弘君） 平成25年9月20日。鏡石町議会議長、渡辺定己様。

提出者、鏡石町議会議員、長田守弘。賛成者、鏡石町議会議員、大河原正雄。同じく、鏡石町議会議員、菊地洋。

道州制導入に反対する意見書（案）。

上記の意見書を別紙のとおり所定の賛成者とともに連署して提出します。

意見書案第13号 道州制導入に反対する意見書（案）。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、「住民自治の推進に逆行する道州制は行わないこと。」を決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が「町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは誠に遺憾である。」とする緊急声明を行った。

[「文章省略」の声あり]

○4番（長田守弘君） はい。さらに、7月18日には、「道州制は絶対導入しないこと。」とする要望書を決定し、政府・国会に対し、要請してきたところであります。

以下、朗読を省略させていただきます。

よって、我々鏡石町議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99号の規定により意見書を提出する。

平成25年9月20日。鏡石町議会。

衆議院議長、伊吹文明様。参議院議長、山崎正昭様。内閣総理大臣、安倍晋三様。内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、麻生太郎様。内閣官房長官、菅義偉様。総務大臣内閣府特命担当大臣（地方分権改革）道州制担当、新藤義孝様。

以上、意見書案を報告いたします。

○議長（渡辺定己君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより3件の一括質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（渡辺定己君） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

初めに、意見書案第11号 TPP交渉に関する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第12号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」  
のための意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第13号 道州制導入に反対する意見書（案）の件を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（渡辺定己君） ご異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉議の宣告

○議長（渡辺定己君） 以上をもって本定例会に付議された案件は全部終了いたしました。

---

#### ◎町長挨拶

○議長（渡辺定己君） ここで、招集者から閉会に当たり挨拶があります。

町長、遠藤栄作君。

〔町長 遠藤栄作君 登壇〕

○町長（遠藤栄作君） 閉会に当たりまして、一言御礼とご挨拶を申し上げます。

第9回鏡石町議会定例会において、提案いたしました議案につきまして慎重にご審議をいただき、いずれも原案どおり議決、承認、同意を賜り、まことにありがとうございました。

厚く御礼を申し上げます。

なお、会期中議員各位から賜りましたご高見等につきましては、十分にこれを尊重し、対応いたしてまいりたいと、町政運営に努めてまいりたいと考えております。

会期中、大型の台風18号が本県を通過しましたが、本町での大きな被害がなかったことに安堵したところであります。

今後とも議員皆様方には、町政進展のため一層のご活躍を切にご祈念申し上げます次第であります。

終わりになりましたが、朝晩は過ごしやすい気候となりましたが、日中はまだ暑さが残るところであります。くれぐれもご自愛いただきまして、ますますご健勝にてご精励を賜りますようお願い申し上げます、閉会の挨拶といたします。

まことにありがとうございました。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（渡辺定己君） これにて第9回鏡石町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時12分

地方自治法第123条の規定により署名する。

平成25年9月20日

議 長 渡 辺 定 己

署 名 議 員 仲 沼 義 春

署 名 議 員 木 原 秀 男

署 名 議 員 円 谷 寛

# 鏡石町議会会議録

## 参考資料目次

議案等審査結果一覧表	1
町長提出議案	4
認定第 3 号 平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	4
報告第 38 号 平成24年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告に ついて	5
議案第170号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	6
議案第171号 鏡石町子ども・子育て会議条例の制定について	7
議案第172号 鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分金基金条例の制定 について	10
議案第173号 職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について	12
議案第174号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて	15
議案第175号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一 部を改正する条例の制定について	16
議案第176号 諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定に ついて	17
議案第177号 鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第178号 鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	26
議案第179号 小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について	30
議案第180号 鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）変更請負契約 の締結について	31
議案第181号 町道路線の認定について	32
議案第182号 平成24年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分につい て	33
議案第183号 平成25年度鏡石町一般会計補正予算（第4号）	34
議案第184号 平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）	39



議案第185号	平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	41
議案第186号	平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)	43
議案第187号	平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)	46
議案第188号	平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予 算(第1号)	48
議案第189号	平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	50
議案第190号	平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	52
議案第191号	平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)	54
請願・陳情文書付託表		56

議案等審査結果一覧表

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
認定 第3号	平成24年度鏡石町各会計歳入歳出決算認定について	25.9.20	認定
報告 第38号	平成24年度鏡石町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	25.9.9	報告まで
議案 第170号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	25.9.9	同意
議案 第171号	鏡石町子ども・子育て会議条例の制定について	25.9.20	可決
議案 第172号	鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業保留地処分基金条例の制定について	25.9.20	可決
議案 第173号	職員の給与等の臨時特例に関する条例の制定について	25.9.20	可決
議案 第174号	町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25.9.9	可決
議案 第175号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	25.9.9	可決
議案 第176号	諸収入金に対する延滞金徴収条例等の一部を改正する条例の制定について	25.9.9	可決
議案 第177号	鏡石町税条例の一部を改正する条例の制定について	25.9.9	可決
議案 第178号	鏡石町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	25.9.9	可決
議案 第179号	小型動力ポンプ付積載車購入契約の締結について	25.9.9	可決
議案 第180号	鏡石町造成宅地滑動崩落緊急対策工事（岡ノ内地区）変更請負契約の締結について	25.9.9	可決
議案 第181号	町道路線の認定について	25.9.9	可決

議案番号	件名	議決月日	会議の結果
議案 第182号	平成24年度鏡石町上水道事業会計未処分利益剰余金の処分について	25.9.9	可決
議案 第183号	平成25年度鏡石町一般会計補正予算(第4号)	25.9.20	可決
議案 第184号	平成25年度鏡石町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	25.9.20	可決
議案 第185号	平成25年度鏡石町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	25.9.20	可決
議案 第186号	平成25年度鏡石町介護保険特別会計補正予算(第1号)	25.9.20	可決
議案 第187号	平成25年度鏡石町工業団地事業特別会計補正予算(第1号)	25.9.20	可決
議案 第188号	平成25年度鏡石町鏡石駅東第1土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)	25.9.20	可決
議案 第189号	平成25年度鏡石町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	25.9.20	可決
議案 第190号	平成25年度鏡石町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	25.9.20	可決
議案 第191号	平成25年度鏡石町上水道事業会計補正予算(第1号)	25.9.20	可決

請願・陳情結果について

議案番号	件名	会議の結果
請願 第2号	TPP交渉に関する意見書の提出について	採 択
陳情 第13号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について	採 択
陳情 第14号	道州制導入に反対する意見書について	採 択

請願・陳情文書付託表

番 号	件 名	紹介議員	提 出 者	付 託 委 員 会	結 果
請願第2号	T P P交渉に関する意見書の提出について	仲 沼 義 春	すかがわ岩瀬農業協同組合 代表理事組合長 橋本 正和	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第13号	「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について		全国森林環境税創設促進議員連盟 会長 板垣 一徳	産 業 厚 生 常 任 委 員 会	採 択
陳情第14号	道州制導入に反対する意見書について		福島県町村議会 議長会 会長 八島 博正	総 務 文 教 常 任 委 員 会	採 択